

五月六日

農業の再建等に関する請願（井出正二君紹介）（第二五九八号）
同（小坂善太郎君紹介）（第二五九九号）
同（中島衛君紹介）（第二六〇〇号）
同（宮下創平君紹介）（第二六〇一号）
同（若林正俊君紹介）（第二六〇二号）
は本委員会に付託された。

四月三十日

最高裁判所裁判事務処理規則第十四条後段による上告人平口孝志被上告人平口茂間の共有物分割等請求事件についての判決正本は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

昭和六十二年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案（内閣提出第七五号）
国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第二〇号）
森林法の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇〇号）
農林漁業信用基金法案（内閣提出第一八号）
農林水産業の振興に関する件（農林水産業の基本施策）

○玉沢委員長 これより会議を開きます。

この際、御報告申し上げます。
去る四月二十三日、最高裁判所から国会に、上告人平口孝志、被上告人平口茂間の共有物分割等請求事件についての判決正本が衆議院議長に送付され、去る四月三十日、議長より当委員会にその写しが参考送付されましたので、御報告いたしておきます。

○玉沢委員長 内閣提出、昭和六十二年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案を議題とし、審査に入ります。

まず、趣旨の説明を聴取いたします。塩川農林水産大臣臨時代理。

昭和六十二年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案
案
〔本号末尾に掲載〕

○塩川國務大臣 昭和六十二年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農林漁業団体職員共済組合法は、公的年金制度の一つとして、農業協同組合等の農林漁業団体の役員を対象に年金の給付事業を行うものであり、もって、これら団体の事業の円滑な運営に資するとともに、農林水産行政の推進上重要な役割を果たしているところであります。

従来から、農林漁業団体職員共済組合法の年金の額につきましては、その実質的価値を維持するため、社会的経済的諸情勢の変動に対応して、必要に応じ、適宜、改定措置を講じてまいりました。

この法律案は、昭和六十二年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額について、厚生年金、国民年金、国家公務員共済その他の公的年金制度における措置に準じ、昭和六十一年の消費者物価上昇率を基準として引き上げを行うとするものであり、これに必要な所要の規定を設けております。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○玉沢委員長 以上で本案の趣旨の説明は終わります。

ました。

○玉沢委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。前島秀行君。

○前島委員 六十年度に大幅な年金改定がされ、その際、制度としての議論はそれなりにされておりますし、それに基づく本年度の改定でありますので、六十年度に決定された制度そのものについての議論はきょうは特別にせずに、その運営に際しての基本的な考え方あるいは農林省としての認識の問題、それから七十年一元化という今後の課題、その辺のところを中心として伺いをしたいと思います。

それで、まず第一は、今年度の年金の額の改定の問題でありますけれども、いわゆる六十年度の改定で、物価が五%前後上昇した場合は政令で自動的に年金額の改定は行い、こういう方針で来ているわけでありまして、今回は特別な措置という形の中で年金額の改定をしよう、こういうことでありますけれども、今回の改定の基本的な考え方、何に基づいているのか、何を根拠にしているのか、そして、〇・六というのがどういう意味を持つているのかについて最初にお伺いをしておきたい、こういうふうに思います。

○農本政府委員 お答え申し上げます。

農林年金の年金の額につきましては、国民の生活水準、賃金その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため速やかに改定の措置を講ずるというのが基本でございます。そして、この著しい諸事情の変動の基準といたしまして、消費者物価指数が五%を超えて変動した場合に、法律改正を行うことなく政令で、その当該変動率を基準といたしまして自動的に改定ができるということになっておるわけでございます。ただ、その物価変動率が五%以内の場合の年金の額の改定につきましては、その都度ごとの物価、賃金等、社会的、経済的諸要素を総合的に判断し

て措置をするということにいたしております。

昭和六十二年度におきますこの年金額の改定につきましては、最近の社会経済情勢、六十一年の消費者物価上昇率が〇・六%であったこと、また国家公務員の給与引き上げの率が二・三%であったこと等を総合的に判断いたしまして、他の公的年金と同様に年金額の見直しを防ぐために、特例的に〇・六%の増額改定の措置を講じたいというところで御提案を申し上げておるわけでございます。

○前島委員 そうすると、今回〇・六という改定の数字、法律に基づく五%前後の物価上昇の変動がないにもかかわらず〇・六の年金改定をしたというの、文字どおり物価の変動それだけだということに認識をしておるのでしょうか。

○農本政府委員 基本的にそのような考え方では御提案をいたしているわけでございます。

○前島委員 いわゆる六十年度の改定の際に、年金額の支給の計算の方法が従来から変わってきただけで、いわゆる厚生年金の計算方法で、通年という形でもって標準給与を出すようになってきたわけでありまして、そうすると、これからの年金を考えたときに、その年金額の計算において標準給与という存在が大きなウェイトを占めてくるわけであります。そうすると、今回の〇・六の年金の改定と今後の年金額の上昇、計算の方法等を考えると、この標準給与をどう位置づけていくのか、どう見直していくのか、それをどう評価していくのかというものが今後の年金額、特に受給者にとっては関心のあることでありますので、この標準給与の改定、見直しというのは今後どんな基準で、また具体的にはいつ行うのか、その辺のところについての見解を賜っておきたいと思っております。

○農本政府委員 さきの制度改正におきまして、年金額の計算の基礎となります平均標準給与の算定方法を変更いたしましたわけでございます。従前の退職前年の一年間、三年間、五年間あるいはまた全期間の平均標準給与のうちいずれか高い平均標準給与をとるという方式から、全期間平均標準給与

与ということに改めたわけでございますけれども、これは現役組合員の給与水準との均衡、また給付と負担との均衡といったものを考慮したわけでございます。

この組合員であったその全期間の平均で標準給与を算定いたします場合に、過去の標準給与というものが、その後の社会経済情勢の変動によりまして減価をしていくことがございます。そういう点を考慮いたしまして、その調整を図りますために、過去の標準給与の額を現役組合員の給与水準を勘案して引き上げることについておるわけでございます。この標準給与の再評価といいますが、年金の財政再計算を行う際に、年金者の給与水準と現役組合員の給与水準との均衡を配慮して見直しを行うこととしたいと考えております。他の制度との関連で、少なくとも五年ごとにごいふことをやっているとこの方が考え方でございます。

○前島委員 財政を再検討する際に五年置きにやるということですから、標準給与は一応評価見直しは五年後にやるという見解だということに承りますと、今回の〇・六というものの兼ね合いの問題が当然出てくるわけであります。もし五年の変動までいかなかった場合に、例えば五%にいくまでの間に二%、三%、一%、二%、一%、二%の差が出た。この法律でいくと、五%の差が出たときに初めて政令で自動的に額も変えますよ、再評価もしますよという理屈になると思うのです、今までの答弁を伺っていますと、同時に法律の建前からと。

そうすると、受給者の側からすると、五%になって初めて見直しをしようということになってくると、土台が評価が変わっていないということになってくると、五%までの間に二年、三年、五年というものがなかった場合に、その影響、年金額の計算に出てくる数字との関係を見ると、五年単位にやるよりか毎年やった方がいいという理屈になりますね、年金額の計算を出す過程において、

で、額が最終的に出てくる過程の中において。そうすると、五%になるまでに五年間かかった、そして見直しをしたということ、そういう方法をとるよりか、五%にならなくても、〇・六の今年度のようにすぐ改定をするということを片方でやりますと、年金受給者としては非常に具体的で、毎年毎年あるなしは別としても、年金額が上がっていくということになるわけですね。

そこで、この評価の見直しを五年でしかやらないのかということ、それからもしそれを今の建前なりあるいは見解を伺ってきますと、標準給与そのものの見直しは財政との兼ね合いがあるから五年単位にするということになってくると、今度は物価がその間、五年間に五%ということにもしなるとすれば、相当の影響を年金受給者というものは受けるわけです。そうすると、今度は逆に改定のペースセントの方は、ことしやったように五%にならなくても、〇・六でも毎年やる必要が生じてくるのではないかと、そのことが受給者側から見れば非常にありがたいではないか、こういう形になってくると私は思うのです。そういう意味で再評価は、五年単位というのは動かすのか動かさないのか。それとの兼ね合いで、ことし五%の差は出なかったけれども、わずか〇・六という数字の中で年金改定をやった、今回の〇・六の年金改定の根拠は物価の変動がすべてだ、こういう見解からすると、その再評価の時期の問題と年金額を変えていくというものの関係で毎年やる、せめて年金額の改定というのは五%にいかなくては、今年度のうちに〇・六であっても毎年やるということにならないと、受給する側から見れば物価の変動を受ける、こういうふうになると思はれるのですが、その辺の再評価の見直しの関係と物価変動が五%にいかなかった場合との関係について、改めて見解を承りたいと思っています。

○眞木政府委員 財政再計算をして給与といったものをベースにしての改定を行うということをいまさっきお答え申し上げたわけでございますけれども、額が最終的に出てくる過程の中において。そうすると、五%になるまでに五年間かかった、そして見直しをしたということ、そういう方法をとるよりか、五%にならなくても、〇・六の今年度のようにすぐ改定をするということを片方でやりますと、年金受給者としては非常に具体的で、毎年毎年あるなしは別としても、年金額が上がっていくということになるわけですね。そこで、この評価の見直しを五年でしかやらないのかということ、それからもしそれを今の建前なりあるいは見解を伺ってきますと、標準給与そのものの見直しは財政との兼ね合いがあるから五年単位にするということになってくると、今度は物価がその間、五年間に五%ということにもしなるとすれば、相当の影響を年金受給者というものは受けるわけです。そうすると、今度は逆に改定のペースセントの方は、ことしやったように五%にならなくても、〇・六でも毎年やる必要が生じてくるのではないかと、そのことが受給者側から見れば非常にありがたいではないか、こういう形になってくると私は思うのです。そういう意味で再評価は、五年単位というのは動かすのか動かさないのか。それとの兼ね合いで、ことし五%の差は出なかったけれども、わずか〇・六という数字の中で年金改定をやった、今回の〇・六の年金改定の根拠は物価の変動がすべてだ、こういう見解からすると、その再評価の時期の問題と年金額を変えていくというものの関係で毎年やる、せめて年金額の改定というのは五%にいかなくては、今年度のうちに〇・六であっても毎年やるということにならないと、受給する側から見れば物価の変動を受ける、こういうふうになると思はれるのですが、その辺の再評価の見直しの関係と物価変動が五%にいかなかった場合との関係について、改めて見解を承りたいと思っています。

でも、少なくとも五年以内ということでございます。そので、次回は六十四年度になろうかと思えます。その時点におきます職員給与をベースにいたしまして標準給与を見直されるということでございます。それまでの一般の給与の上昇率といたしまして、改定される標準給与に見込まれるということでございます。その間は年々の物価の変動をどう織り込んでいくかということ。前回の制度改正が行われたわけでございます。そこで五%ということが、他の制度等との兼ね合いのもとに農林年金についても導入されたわけでございます。

五%に満たない場合につきましては、これも先ほどお答え申し上げましたように、前年からの社会的、経済的諸要素を総合的に勘案して、また他の制度年金の措置をも十分考慮の上行うということで、この点については適切に対処してまいりたいと考えております。

○前島委員 先ほど〇・六の根拠、五%になっていないけれども、〇・六だった今年改定したというところは、いろいろ他の云々とありますけれども、最大の要因は物価上昇というものが基礎だ、こういうふうになっているわけですね。それで評価の見直しを五年以内——五年以内ということとでよろしいんですね、五年ということですか、五年以内ですか。

○眞木政府委員 少なくとも五年以内というふうには理解しております。

○前島委員 五年以内に一応再評価を見直す。そうするとその間に、ことし〇・六でもやったわけですから、将来あるいは二%、三%ということになりますと、五年以内というんですから五年というところも入っているわけですからね。そうすると、相当の物価変動が五年の間にあった、五%あったというときに、五年待ってやるよりか、二%の物価変動が出たときに、すぐ再評価はやらないにしても、必ず五%までいかなくても年金は上げたいということではないと、今年〇・六でさき年金額を改定したんですから、評価は五年単位以内だと

いうことになれば、いい悪いは別問題として、見解に基づくあれをする五年以内だということになれば、その基礎は五年間はおくわけですから、物価が上がれば、たとえ物価が五%上がらなくても毎年年金額の改定はやらなければ、ことし〇・六でやったにもかかわらずという理屈になつてくると私は思うのです。

そういう意味で、今年の〇・六の額がいい悪いは別問題です、横並びとの関係という形では恐らく言うでしょうから、物価の関係と言うでしょうから。そうすると、これからは見直しを五年以内。以内ということとは五年間だということになってくると、それは五年間見直さないということになれば、ことし〇・六の物価でさえも年金改定をしたんだから、この年金改定は今後毎年やる、そうしない、ことしのわずか〇・六のときの改定の根拠の物価の変動ということからすればおかしくなる。そうすると、今後この年金改定というのは毎年やる、こういうふうには理解をしてもよろしいでしょうか。

○眞木政府委員 制度の問題といたしまして、前回の改定をいたしました際に、五年ごとに見直すという方式と、それから物価の場合、五%を超えた場合は自動的に改定措置ということ、五%に満たない場合にはつきましては、いろいろな状況を総合的に勘案して、それからまた他の公的年金の措置と並びと申しますか、そういうものの状況も考慮してやるということでございますので、そこは我々としては、そういう状況を見ながらやはり適切に対処するというところで考えていきたいと考えております。

○前島委員 制度ということになると五%にならなければならぬわけですが、今回〇・六でさえたわけですから、私は今回の〇・六の改定をやったというところについて、今後制度が前に出てくることはおかしいと思うのです。そうすると、今度の〇・六の実績が、先ほど承ったように物価の変動ということが大きな要因である、他の横並びのものについてはこれはならぬ方ですからね、

最大の要因は物価変動だということになって○六でことしやった。年金額の大きな計算の基礎、ウェートを占める標準給与は五年以内だという建前云々になってくると、私は、ことしの実績から見ても年金額改定は毎年やる、またやらざるを得ない、片方がそうであるならば、こういうふうになると思うのです。そういう面で、今回の額の○六という数字はともかくとして、五年間の五％という額に達しなくても年金改定をやったということは大きな実績として今後残るだろうと私は思うし、受給者の側から見れば、今後の年金の方向として、自分たちが受ける認識として、毎年少なくとも○六以上上がったならば年金額は上がる、こういふふうに理解をするだろうと私は思うし、また、毎年年金は上げるべきであるし、上げるこの方がまた年金の過去の歴史的な経過から見ても必要ではないか、そういうふうには思います。答弁は毎年やりますということは言わねえようから、これ以上時間がありませんから言いませんけれども、制度を超えて○六でことしやった実績は今後の運営の中で大きな意味を持つだろう、そのことだけの認識といましようか理解しよう、農林省の方もすべきたらう、こういうふうには思いますので、その点だけ一応認識の問題として、今後の運営の大きな実績になる、こういう意味でひとつ認識を統一しておきたい、こういうふうには思います。

次は、農林年金の現状について、とりわけ財政状況、それから財政状況の中で収入の問題、資金源の問題、仕組み、それがどんなウェートを占めているのか、それから組織状況、それから資金、財政状況との関係の中で国庫補助がどんなふうな状況なのかを中心に、簡潔に現在の農林年金の現状について御説明をお願いしたいと思います。

○農林政府委員 農林年金の財政の現状ということでございますけれども、六十一年度の制度改正を念頭に置きまして、昭和五十九年度末を基準として財政再計算を行ったところ、平準保険料率が

千分の二百五十三ということになりました。しかし、その再計算をする前の掛金率が千分の百九というところでございましたので、これを一挙に千分の二百五十三にまで引き上げるといふことは、過去の組合員との均衡を失するといふような問題があることから、現在千分の百三十四といふことで適用しているわけでございます。

これに基づきまして昭和六十一年度の収入支出の予算につきまして見ますと、収入総額が三千二百億円といふことで、この中には掛金収入、運用収入、国庫補助金、基礎年金交付金等が含まれております。これに對しまして、支出の総額が二千五百五十五億円でございまして、これは年金等の給付金とか基礎年金への拠出金、それから事務管理費等が含まれておるわけでございます。

財政の状況について申し上げますと以上のようなことでございますが、現在、いわゆる成熟率といふものについて見ますと、昭和六十年度末で一八・八％、組合員五・三人について年金を受け取る人が一人という割合になっております。組合員の数がおおむね横ばいで推移しておるということでございまして、今後組合員数の増加を期待することが難しいという反面、受給者については平均余命が伸長してくるということでございまして、七十五年ぐらいい見ますと成熟率が二九％程度、組合員三・五人について年金受給者一人といふような状況が見込まれておるわけでござい

○前島委員 その現状を今御説明いただいたわけですが、認識という面を改めてちょっと私なりに整理をさせていただきますと、組合員数、これは今も説明がありましたように頭打ち状況だ、五十八年を境にして頭打ちだ、また今後の諸般の状況を踏まえると、私は組合員数は余り伸びない、こういうふうには認識をするといふことが一つです。同時に農林年金を構成する諸団体の実態、とりわけ規模という面をそれなりに見てみますと、これはほかの共済年金を見ても非常に小規模だ、そういうふうには思わざるを得ない。そういう状況の中

で、先ほど説明のありました成熟度、現時点では五・三人に一人ということだけれども、組合員はもう既に五十八年度から頭打ちだ、そして規模そのものも小規模なものを中心とした団体だ。そうすると、予測になりますけれども、当然成熟度はこれから高くなっていくといふことが予測できる、現状の認識としてはそういう統一が私はできると思ふのです。そういう中で、財政状況の収入との関係から見ると、掛金収入を既に給付支出が上回っている、掛金の方が少ない、掛金だけで給付支出を賄い切れていない、こういうふうには理解をするわけであります。特に、五十九年度の掛金収入と給付支出を見ると給付支出の方が既に上回っている、こういう統計もあるわけであります。そうすると、先ほど言いましたように、成熟度は今後を予測した場合は現時点より高くなる、農林年金の財政といふものを見たときに厳しくなるよ、こういうふうには認識をすることが正しいのか、また農林省自身もそういう認識を持っていくのかどうかについて見解を承りたいと思

○農林政府委員 ただいま五十九年度の掛金収入と年金の給付金、収入よりも支出が上回っているというお話がございましたけれども、私先ほど申し上げました六十一年度の予算ベースで見ますと、掛金収入の方がやはり給付金の方を若干上回っておるということがござい

ます。しかしながら、委員御指摘のとおり、今後全体の組合員、規模、大きいのもありますけれども小さなものが多いという中で、全体として組合員の今後の増加を見込むことはなかなか難しいといふこと、それから先ほどお答え申し上げましたように、平均余命といったものが伸びてくるというふうな状況を考えますと、将来の見通しといたしまして大変厳しいものがあると考えております。現状のまま推移いたしますと、積立金といふものをだんだん取り崩していきつてそれがなくなってくるというふうな状況も将来は考えられるわけでございまして、そういう意味から、今後年金財政の長期的な健全

性を確保するために、あるいはまた受け取る方が掛金を払う方の世代間の公平といふことも考えながら計画的に今後の運営を進めていく必要があるか、このように認識をしております。

○前島委員 私は、今の答弁のようにそこまで一挙に飛ばないでして、その過程にやるべきことがあるんじゃないか。一つは成熟度との兼ね合いの中で、当然農林省の指導という面で、定年制との兼ね合いの問題とか、雇用の問題とかあるいはそれそれ諸団体の経営の指導、農林省としての側面からの指導という問題があると思うのです。それ以外に私は、組織と規模、それから掛金との関係を見ると、成熟度は当然高くなるのです。そこだけを見ると、危険性といましよう

か将来の見通しは必ずしも明るくないよ、こういうふうになると思ふけれども、現在の農林年金収入のそれ以外のウェイトといふのは、国庫補助との問題が一つあるでしょう、それから例の振興会からの助成金の問題、それと資金運用収入という項目が掛金以外につけ加わるわけですね。掛金だけ、それと組織、規模云々を見ると厳しいけれども、それ以外に国庫補助という項目もあるし、振興会の助成金という項目もあるし、資金運用とい

う問題もあるわけですね。ここがこれからどう変わっていくのか。またどう位置づけていくのかというところで、掛金だけでは足りない面をつけ加えますと、財政の今後の見通しという面が出てくると私は思ふのです。

これは制度だから、もうこういう仕組みになっちゃったんだから基礎年金の方しかないんだ、あるいは一人頭幾らだからといって、もう新しい六十年度改正で決まってるしもうないんだよというふうには言われると思うけれども、それ以外にまず第一に、国庫補助という形の中で農林省として取り組むべきあるいは要求すべき基本的な構えといふものが出てくるのではないだろうか。そういう面でも今後の農林年金の財政、農林年金の今後の見通しを考えたときに、まず第一に国庫補助といふものをどう位置づけていくのか、また、これ

からの運営を考えたときに、この国庫補助について農林省はどうか大蔵省なりに要求していくのか、その基本的な考え方をまず聞かせていただきたい、こういうふうに思います。

○農林省委員 国庫補助の問題につきましては、六十一年度の制度改正によりまして、ほかの制度と同様といえますが並びで、基礎年金への拠出金の三分の一補助に切りかわったわけでございます。こういう制度、この補助方式を基礎にして今後この年金制度の健全な運営は安全な運営を確保していくというのが基本的考え方でございます。この部分を今後どう変えていくかということにつきましては、まだこの制度改正が行われて間もないところでございますので、まずこういうものをベースにして、今後その健全な運営ということについて意を尽くすということが現在の考え方でございます。

○前島委員 その国庫補助、制度が変わったから比較しようがないと言われるとそれまでのものかもしれませんけれども、少なくともこの一連の、三十四年に農林年金が充足をした、厚生年金から独立をした、その間三度、四度の改正をして、その間国庫補助というものはずっとふえてきている。そのことの根拠というのは、やはりこの農林年金の持つべき歴史的な使命、位置づけということに皆さんの、諸先輩の御努力で今日の農林年金というものが出来ていると私は思うのです。それが六十年度の改正で、言葉は悪いけれども、みそもくも一緒だということをしていいの。あるいは現実に六十二年予算案の国庫補助の項を見ると、制度が変わりましたから率でどうのこうの言えないとしても、額ががたんと落ちていることだけは間違いないと思うのです。農林年金に對する国庫補助の額が落ちているということだけは間違いない。また現に六十年度の制度改正というのは政府の側、大蔵省は財政事情ということが大きなウェイトでありますから、どんな理屈をつけようが、どんな説明をしようが、国庫補助が落ちているということだけは認識として間違いないと

私は思うのです。そういう意味で、この年金の財政状況、年金の今後を考えたときに、国庫補助をふやしていく、そのことによって年金の安定を図っていくということが、過去の年金の歴史的な経過、諸先輩の御努力、そしてその経過におけるこの制度の歴史的な任務から見て、当然農林省としてとるべき基本的な態度だと私は思います。その辺のところの基本的な認識をぜひお聞きをしたいと思っております。

というのは、何か最近の農林省というのは、みずからの土俵というものをみずから狭めていくような姿勢が感じられてなりません、その他の諸政策の中でも、そういう意味で、この年金というのは、今後の日本の農業を考えたときに、この年金に加入しておる組合員の位置づけあるいは歴史的な経過から見て積極的な努力すべき課題ではないか。こういう意味で、この国庫補助について今後ぜひふやす努力をすべきである、またしてもいい。そういう面でも、政務次官、どうですか、基本的な今後の姿勢として国庫補助に對する御見解を承っておきたい、こういうふうに思います。

○衛藤政府委員 この年金が我が国の農林業の振興に多大な貢献をしてきたことは御案内のとおりであります。そういう意味からいまして、年金につきましても収入また支出、アンバランスを生じておる現状から見まして、他の年金制度等々と比較しながら、国庫補助のルールがあるわけでありまして、当然農林水産省といましては、この年金に對する国庫補助につきましても、ルールにのっとりまして最大限の努力をする、そのことが年金の充実にもなる、我が国の農林水産業の振興に著しい貢献をする、そういう認識に立っておりますから当然努力をしてみたい、そのように考えておる次第であります。

○前島委員 ルールにのっとりません、そのルールを変えたり、なおかつそのルールを超える努力をしてみたい、この制度の仕組みとの関係の中でふえないと思ふので、私はルールにのっとりというのが何か非常に不満であります。

すけれども、この国庫補助のウェイトというのは結果的に大きいわけですから、ひとつその国庫補助の増額についてぜひ今後とも御努力を願っておきたい、その要望をしておきたいと思ふます。

それから二番目に、今後の財政を考えたときに議論になるし、また過去にも大きな意味を持つてきたものとして振興会の助成金の問題があると思ふのです。何か一部に聞くと、あるいはこれが変更されるのではないかと、あるいは懸念もまた聞かれます。これはその助成金に對する認識の問題、そして農林省として今後この問題についてどう取り組んでいくのか、その姿勢、見解を承っておきたいと思ふます。

○農林省委員 この相互扶助事業と呼ばれております助成金でございますが、これは御案内のとおり全国農協中央会が行います農協の役員に對する教育、講習等々を内容とする相互扶助事業に對する助成を行つておるわけでございまして、こういう助成を契機として農林漁業団体から資金の拠出が行われて、これを全国農林漁業団体振興会を通じて農林年金に對し援助措置を行うという仕組みになっております。

六十二年度のこの事業に對します国庫補助金は六億一千万円でございます。これによりまして、今申し上げました振興会の方から農林年金に對しまして資金援助額が二十七億八千万円というふうになります。これを掛金率に換算いたしますと千分の二に相当するわけで、その分この財政に寄与しておると考えております。この事業につきましては、今後とも一層の充実を図るといふ観点から、我々としてもその必要額の確保に努めてまいりたい、このように考えております。

から六十年度まで、一応六十年度は終わっていますが、現在の累計がどうなっているのか、そして、この返済の時期あるいは利子等の関係についてまず基本的に見解を承りたいと思ふます。

○農林省委員 御指摘の国庫補助金が行革関連特例法によりまして四分の一カットされたわけでございます。五十七年度から六十年度までの措置として、給付費の補助の四分の一が削減されたということになっております。この削減額は、元本で二百二十一億円でございまして、利息につきましては、仮にこれを五・五％で計算をした場合には三十七億、合計額が二百五十八億円になります。また、七％の利率で計算をいたしますと四十八億円の利子相当額になりますので、元利合計が二百六十九億円ということになります。

この削減額の支払いにつきましては、農林年金の財政の安定が損なわれることのないように、特例適用期間経過後におきまして国の財政状況を勘案しながら適切な措置を講ずるということになっております。具体的には返還の時期や方法につきましては、政府といたしまして目下財政再建中というところではございまして、年金財政にとりましては、この国庫補助というものは大変大事な位置づけであるということも十分認識しております。我々としていたしましては、この削減された元利相当分につきましてはできるだけ早く補てんがなされるように財政当局と折衝をしてみたい、このように考えております。

○前島委員 こういう時期でありますので、財政当局から云々できませんから農林省がかわって答弁するということになってしまふと思うのですけれども、私は農林省としてのこの問題に對する基本的な構えを開きたいわけなんです。大蔵省と何か、政府の別の財政のことを心配するような立場に立った姿勢を感じるわけです。二百二十一億ですか、五・五のあれを入れたとしても二百五十八億累計でたまっておる。六十年度の年金額、掛金をはじくときに、この四分の一カットの削減額が返還されるという前提で今後の農林年金の見

通しを立てられ、そしてそこから年金、掛金の計算が始まっているというふうに私は承っています。

そうすると、先ほど言いましたように、掛金を中心としたものを見ると、もう当然見直しは暗い、楽じゃないよというところは認める。国庫補助の問題についても努力をするというけれども、年度の財政状況から見るとそんなに期待できないというところも私は理解せざるを得ない。そして助成金は確保するという基本的な姿勢でありますから、これは確保できる。そうすると、先ほどの状況から見ると、この返済というものを具体的にいつ、どういう方法でさせるのか。しかもこれが延び延びになっているというところは、掛金の計算、六十年のときにそれは返ってくるという前提で組まれているとすると、農林省の側から、あるいは農林年金の財政の安定ということを考えたときにそんな姿勢でいいだろうかということを感ずるわけです。

それと同時に、その利子の計算の問題として、農林年金財政の資金源の大きなウェイトの一つとして資金運用という問題がありますね。最近の資金運用の実態を見ると、利回りは七％を超えているわけですね。これは間違いのない。そうすると五・五だなどというところはあり得ないし、もし五・五だというならば農林年金について大きな損失をこうわっているとは私は言わざるを得ない。しかもそれが掛金の基礎になっている。永久にまだ見通しが立たないということになると、言葉は悪いけれどもわからぬけれども、詐欺にかかっているようなものだと私は思うのです。これは農林省としてこの年金の重要性から見ると、私は基本的にものつと強い姿勢で臨むべきだろうし、また臨んでもらわなければまずまずこれから年金の見直しは暗い、こういうふうに見ざるを得ないと思うのです。

そういう意味で、時間もありませんからこれ以上言いませんけれども、大蔵省にかかわるような答弁だとか、そつちばかりにらんでその気になる、そういう姿勢ではなくして、やはり今後の農林年

金の実態予測から見て強い態度でこの返済について臨んでほしいし、具体的な時期、利子の計算については、資金運用から見れば五・五などということは絶対あり得ないわけですから、農林年金の資金運用の利回り実績というものを中心にして要求すべきことをひとつ要望しておきたいと思っています。

それで、あとは一元化の問題ですが、ちょっと時間がありませんので、また予測するものはそんなに簡単でないと思いますけれども、七十年一元化の問題について、現時点で厚生省の方でどういう認識、考え方を持っているか、簡単に結構です。で御説明をお願いしたいと思います。

○谷口説明員 お答え申し上げます。

年金の一元化についてのお尋ねでございますが、先生御案内のように公的年金制度、先ほど来御議論にありますが、これが大変厳しい状況にあるわけでございますが、それを長期的に安定させ、制度間で公平な仕組みにするということで、かねてから政府の方でも公的年金全体の一元化を進めていくという方針を立てているわけでございます。さきの年金改革によりまして基礎年金を導入して、基礎年金部分に関しては、給付の面でも負担の面でも公平な仕組みを導入したわけでございます。これからは被用者年金、サラリーマンの年金、私どもが担当しております厚生年金、そして各共済組合についていろいろな面で、給付面あるいは負担面で制度間の調整を進めまして七十年を目途に一元化を完了させる、こういうことで、五十九年の二月の閣議決定で方針が定まっておりますわけでございます。

そして今、その被用者年金各制度を取り巻く状況を考えますと、先ほど来御議論がありますように非常に厳しい環境にあるわけでございます。そういう環境を踏まえまして各制度とも、私どもが担当しております厚生年金も、それから農林共済を含みます各共済組合、いずれも長期的に制度が安定して、そしてできるだけ公平な仕組みにするというところでいろいろな面で調整を進めると

いうことで、政府部内の関係者、私どももその一人でございますけれども、よく検討を進め、そして七十年に向かいますようによく制度間の調整について詰めていかなければならぬ、こういう段階にあると認識をいたしております。

○前島委員 時間がありませんからあれですけれども、厚生省の方に向かっては、六十年度の改正

のいい悪いはここで議論するつもりはないし、いいのですが、七十年を目途にして一元化するという方針が片方であることは事実ですね、閣議決定されているわけですから。これのもたらす影響というのを私は非常に問題にしたいと思っております。具体的には、たまた七十年一元化を目的として、この組合員、年金受給者にしてみれば、一体どうなるのだからかという不安がある、あるいはそれぞれ構成する諸団体にとっても、一体どうなるのだからかという不安が残っているわけですね。しかも、残念な例ですけれども、国鉄年金の実態を見たりそれに対する対応などを見てくると、一体どうなるのだからか、おれたちが努力しても今後一体どうなるかわからぬということに対する不安というところだけが残っていると私は思うのです。そういう意味で、ぜひ具体的に時期を明記するなりスケジュールを明記する、中身を明記する中で議論をしていくということをしませんと、中身がいい悪いを言っているわけじゃないのですよ、ただ七十年一元化ということだけを出しておいて、どうなるかわからぬという状況になってくると、現在努力をしているそれぞれの団体あるいは受給者側から見れば不安が残る。結果的には、私は農林年金の関係者がそういうことをとると思いませんけれども、適当にやっておけというふうな事態になりかねないと思うわけですね。そういう面でも、宙づりにしていくと悪い影響だけが残るというのが実態でありますから、その辺のスケジュール、中身をそれなりに議論を進めておかないといけないと思いますので、現時点ではこれ以上のことはできないと思います。

も、そのことは要望をしておきたいと思っています。そういう面でも農林省の方として、時間があるままなのであれですけれども、この七十年一元化の問題について基本的などう考えているのか、簡単に結構ですけれども、政務次官、ひとつお聞かせ願いたいと思っております。

○衛藤政府委員 お答え申し上げます。

御案内のとおり農林年金制度は、農林水産行政の推進上重要な役割を担っている農林水産団体の役員に、市町村の職員等に劣らぬ資質のすぐれた人材を確保することともに、その福祉の向上に資するという役割を担っておりまして、今日までその政策目的に沿ってその特色を発揮してきた、このように考えておる次第であります。また、現在農業を取り巻く厳しい情勢のもとで、水田農業確立対策への農業団体の取り組みが期待されるなど、その果たす役割の重要性が増してきておりました。これら団体の役員に對し、退職後の生活基盤の確立を図る農林年金制度の果たす役割というのにはさらに重要になってきている、このように理解しております。このため、将来における公的年金一元化について農林年金制度をどのように位置づけ、対応していくか非常に重要な問題である、このように考えておりました。組合員及び事業主の意向はもちろん、関係者の御意見も十分伺いつつ、農林年金制度設立の経緯等を十分踏まえまして、今後の農林年金制度の健全な発展が図られるよう対処してまいりたい、このように考えておる次第であります。

○前島委員 今の政務次官の御答弁を聞きますと、具体的には七十年一元化に向かって議論が出てくるだろうけれども、農林省としては、この農林年金の過去の歴史的経緯、位置づけ、そしてまたこの年金制度が日本の農業の発展に果たしてきた役割を考えると、存続させるんだという認識を確認し統一をしてよろしゅうございますか。その点だけ最後に承って私は質問を終わりたいと思います。明確な御答弁をぜひお願いをしておきたい、こういうふうに思います。

○衛藤政府委員 前島先生御指摘のとおりであります。七十年一元化に向けての大きな目標がここにあり、努力を要する中で、一元化に向けての努力をする中で、この農林年金制度の位置づけをどうしたい、このように考えておられる次第であります。

○前島委員 以上で終わります。

○吉浦委員 吉浦忠治君。

○吉浦委員 昭和六十二年における農林漁業団体職員共済組合法の年金の改定の特例に関する法律案についてお尋ねをいたします。

まず第一に、農林年金は昭和三十四年に厚生年金から分離、独立したものであります。その設立の経緯というのは、農林漁業団体の農政推進に果たす役割の重要性から見まして、これらの団体を育成し、また同時に、そこに優秀な人材を確保し、定着させることをねらったいわゆる政策年金の位置づけを持たせようとしたものというふうに承知していただきたいと思います。他の被用者年金と異なりまして、こうした使命を持つ農林年金であり、最近における農林漁業をめぐる諸情勢は極めて厳しいものがあるわけであり、そして農林漁業団体の経営も決して十分ではないわけであり、そこで働く方々も低い賃金を余儀なくされておられるわけであり、年金制度の充実こそが大きな支えである、こう思うわけであり、こうした観点から見ると、農林年金は今後ともますます充実させる必要があるというふうに考えるわけであり、私のこのように考えられるわけでは、きょうは次官がお見えでございますけれども、どういう見解をお持ちなのか、まずこの点を伺っておきたいと思っております。

○衛藤政府委員 吉浦先生御案内のとおり、本年金は昭和三十四年に厚生年金から分離、発足したものでございます。本農林年金制度が、農林漁業あるいは農林水産業の発展に寄与したことは多大なものがある、このように考えておられる次第でございます。私も、このように考えておられる次第でございます。農林漁業者の地位向上という政策的にも重要な役割を担っており、

まず本年年金制度の充実発展のためにあらゆる努力を怠りたくない、このように考えておられる次第でございます。

御案内のとおり、農林漁業をめぐる情勢が一段と厳しさを増してきている中で、逆にその振興を図るためには農林漁業団体の果たす役割が大きくなっている、このように考えているわけであり、まして、今後とも農林年金制度の設立の趣旨にのっとりまして、農林年金の制度の維持発展を図っていくことが、むしろ農林水産行政推進の上には不可欠である、こういう理由からして本制度の充実発展に取り組んでまいりたい、このように考えておられる次第であります。

○吉浦委員 農林年金の構成を見てまいりますと、六十二年三月三十一日現在で一万二千七百七十五団体、四十八万八千二百七十七組合員が加入していることになっておられるわけであり、農協は五千五百四十四団体で四十八万八千二百二十九組合員となっており、加入者では実に八〇％を占めておられます。農林年金の今後の動向は農協の役員員の消長によると言えるわけであり、農協が中核となっているわけであり、昨今一部の農協に対して、本来の営農指導という面がおろそかになっているという批判もござい、また、金融機関になり切っている等の批判がなされているわけであり、私もそうした難いとは言いえないと思われ、農協に對して、農林年金の中核であるところの農協に對して、こうした無視できないことではある、政府はこうした農協に對しての批判についてはどういうお考えをお持ちなのかお答えをいただきたい。

たい、このように考えておられる次第でございます。

○吉浦委員 一昨年も私の改正のときに伺った点でありますけれども、これから高齢化社会を迎えて、国民の年金制度への関心は一層高まっています。現状にあるわけであり、一昨年の改正のときも、七十年をめぐるとする公的年金制度の一元化の中で、一プロセスと申しますか、過程というところで位置づけられておられる、こういう答弁を得ているわけであり、ここへ来て現場では、一体どのような一元化をなさるのか、先ほど質問がございましたが、その方途もあるいは方向も示さずに、将来どのような方向になるの、だるうかと非常に不安を持っておられるわけであり、農林年金が厚生年金から分離、独立して政策年金として誕生したことはさきに述べましたが、片方では一元化、また片方では農林年金の充実を図っていくことになるのでありますけれども、し、せん農林年金制度の存在意義が崩れにだんだんと減殺されていくのではないかと、この危惧はないわけでは、きょうは次官がお見えでございますけれども、どういうふうなお考えをお持ちなのか、お答えをいただきたい。

○眞木政府委員 昭和五十九年から六十二年にかけて、いわゆる基礎年金の導入を中心とした制度改革が行われ、一応給付面の一元化は図られたと理解しておられるところではございますが、今後負担面におきまして制度間調整、あるいは給付面におきまして細部の調整を行っていくことになろうと、本年でござい、これらの措置につきましまして、本年度以降いろいろな条件を整えながら調整の具体的な内容、方法等が検討されることになつておられるかと。

いかなければならぬと考えておられるわけでございます。

この場合におきまして、農林水産省といたしましても、公的年金制度全体の一元化という問題の中で農林年金制度をどのように位置づけたいのか、非常に重要な問題であると受けとめております。組合員の方々と事業主の方々の意向はもちろんでございますが、広く学識経験者、関係者等の意見も伺いながら、設立の経緯等も踏まえて、健全な発展を図っていくことを念頭に置きながら、誤りのないように対処してまいりたい、このように考えております。

○吉浦委員 農林年金の給付事業の財源は、掛金、国庫補助、全国農林漁業団体振興会からの助成金及び積立金の運用収入で賄われているわけであり、一昨年の改正時におきまして農林年金財政の健全化が強く求められたわけであり、そのためにこの附帯決議にも一項目置かれまして、今後とも必要な補助額を確保し、行革関連特例法に基づく国庫補助の削減額については、適正な利子を付して速やかに返還するよう努めること、という決議がなされたわけであり、国庫補助の削減額は、通算二百二十一億円となつておられるわけであり、六十年年度の農林年金の給付金の総額が千四百六十四億七千万円、このうち農林年金は千四百六十四億七千万円、このうち農林年金財政の圧迫要因となつておられることは明らかであり、政府は速やかに適正な運用利息を付して返還すべきであるというふうに私は思うわけであり、また、将来の財政の見通しをどう持っておられるのか、こういう点も含めて御見解を伺いたいと思っております。

七

において国の財政状況を勘案しつつ適切な措置を講ずることになっております。具体的な返還の時期及び方法につきましては、政府として目下財政再建中であるということがございますけれども、農林年金財政にとつて非常に不可欠な位置づけにあるこの国庫補助というものの重要性にかんがみまして、この縮減された元利相当分につきましては、我々といしまして早急に補てんがなされるよう財政当局と折衝してまいりたい、このように考えております。

○吉浦委員 高齢化社会の進行に伴いまして、農林年金の退職年金の新規発生者も着実に伸びておるわけでありまして、最近ではコンスタントに七、八千人出ているわけでありまして、それを支える分母である組合員は、昭和五十五年で四十八万一千人、六十年で四十八万八千人、最高時でも四十九万人、これで頭打ちになるのではないかと、うううに心配をいたしておるわけでありまして、分子ばかりが急増して、反面分母は微増というふうな状況、これは決して年金財政の健全化という面からは好ましいことではないわけでありまして、附帯決議においても「一定期間を超えて雇用される臨時職員の組合加入を一層促進するよう指導すること」という一項目が置かれていたのはそのためであると思つておりますが、政府は農協等で働いておられます臨時職員の実態をどのように把握されておられるのか。

また、制度が改正されまして、月単位でカウントできる他の年金と通算されるようになったわけでありまして、この点も積極的に推進を図っていくべきではないかというふうに考えますけれども、どういふふうにお考えなのか。

○農林政府委員 農林漁業団体に臨時に働かれる方で給与を受けていらっしゃる方、二カ月以内の期間を定めて使用されるという方を除きまして、一部の者を除きまして農林年金の組合員というところになっております。従来から、こういう臨時職員のうち農林年金の組合員資格を有する者につきましては、早急に組合加入の手続を行うよう団体

の担当職員の研修、広報活動等を通じて指導をいたしまして、その加入促進に努めておるところでございます。

この関連で、さきの六十年改正におきまして、組合員期間の計算方法が、組合員期間を一年以上有していないと年金額の計算の基礎とされていなかったものが、一年未満でございまして他の年金と通算して二十五年以上ということになりますと年金の基礎とするということに改正をされましたので、六十一年度におきましてはこれらの臨時職員の加入が増加をしておることが見られております。農林水産省といたしまして、農林漁業団体に對しまして、今後とも加入の促進のため一層の指導に努めてまいりたいと考えております。

○吉浦委員 最後にお尋ねをいたしますが、この制度の趣旨から申しますと、物価が五%アップした場合に政令による改定が行われるのが大方針というふうになるわけでありまして、今回は六%アップで改正する、こういうふうにした理由は何かあるのか。今回の恩給年金の増額が、給与スライド制をとっていることからして、今年度は二%アップの改定が行われることになっていくわけでありまして、この改定率と異なるのはなぜなのか。

さらに、物価が安定している今日では、来年度以降も余り多くの上昇率は期待できないのではないかと、うううに思つておられますから、次年度以降も五%以下でも改定なさるのかどうか、政府の方針をまず伺つておきたいと思つております。

○農林政府委員 この農林年金の年金額につきましては、国民の生活水準、賃金その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため速やかに改定の措置を講ずるというところとございまして、この著しい諸事情の変動の基準といたしまして、消費者物価指数が五%を超えて変動した場合に、法律によることなく、政令でこの変動率を基準として自動的に改定ができるということになっておるわけでございます。この

五%ということでございますが、これは従来厚生年金制度においてとられていたものを、先般の制度改正におきまして、各共済年金制度共通の措置として農林年金においても取り入れたものでございます。

五%以内の場合でございますが、これにつきましてはその都度ごとの物価、賃金等社会的、経済的諸要素を総合的に判断して措置するというところになっておまして、今回は昨年度の物価上昇率六%、給与改定率等の事情を勘案してこの六%というところで行ったわけでございます。恩給の場合は、恩給が国家補償の性格を持つというふうなことから取り扱いがまた異なっておりますので、この場合そこは違ひが出てきておるものと考えております。

○吉浦委員 終わります。

○玉沢委員 長 神田厚君。

○神田委員 農林年金関係につきまして御質問を申します。

まず最初に、農林年金は、昭和三十四年に農林漁業団体の有能な人材の確保、そのための退職後の保障制度の確立を志向して、ひいては農林漁業の振興を図るため厚生年金から独立をして現在に至つたものであります。まず最初に、農林年金制度の果たしてきた役割及びその存在意義はどのようなものとお考えでありますか。

○農林政府委員 神田先生にお答えいたします。農林年金制度は、農林水産行政の推進上重要な役割を担つてきたことは御案内のとおりでありまして、農林漁業団体の役職員に市町村の職員に劣らぬような資質のすぐれた人材を確保するとともに、その福祉の向上に資するという役割を担つてまいつたわけでありまして、この点からいいますと農林水産業の振興に大きく貢献してきた、このように理解をしておるわけでありまして、近年、農林水産業を取り巻く厳しい情勢を反映しまして、農林漁業団体の職員はほぼ横ばいで推移しておりまして、農林年金の将来の財政状況というのは極めて厳しい、このように考えておる次第でございます。

でございます。

今後農林年金制度の円滑な運営を考えるに当たつても、まずその基本となる農林漁業の着実な振興が必要でありまして、農林水産省といたしましては農政審議会の報告を踏まえ、各般の施策を積極的に展開していく中でこの農林年金制度の充実に努めてまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○神田委員 農家人口は昭和三十五年に約三千四百万人、それが昭和六十一年では約二千七百万人、また林家数は、昭和三十五年に約二百五十万戸、漁業就業者は、昭和五十八年に約五十一万人、漁業のものが昭和六十年に約四十三万人、これらのことからわかりますように、農林漁業すべての分野でおおむね凋落もしくは縮小傾向にあるわけでありまして、したがって、今後農林漁業団体職員数の増加は見込みがたい状況にあるわけでありまして、また、農林漁業の適正な振興なくして農林年金制度の円滑な運営や長期的な安定は図られがたいのではないかと、このように考えております。

ただいま御答弁をいただきましたが、そのような意味におきまして、この農林漁業全体の振興に對しまして政府にとりましてさらに強力な施策を要求をしたいと思つておりますが、いかがでありますか。

○農林政府委員 御案内のとおり、昨秋二十世紀に向けての農政のあり方というのを農政審議の方からちやうだいしておられますが、神田先生ただいま御指摘のとおりでありまして、この農政審議の答申に沿ひまして、農林水産省といたしましては農林水産業振興のためにあらゆる努力をしなければならぬ、またその取り組みをする必要がある、また私どもとしましてはあらゆる努力を惜しまない、このように考えておる次第でございます。

○神田委員 次に、農林年金財政の現状と見通しについてありますが、昭和六十年十二月三日の佐藤国務大臣の答弁によれば、昭和八十五年には成熟率は三七・五%となる、このようにあります

が、成熟率の現状と将来をどういうふうに見てお
りますか、お伺いしたいのであります。

○農林政府委員 お答え申し上げます。

御案内のとおり我が国全体の人口構造、平均余
命年数が延びております。高齢化が進んだこと
で、その結果公的年金制度を支える現役労働世
代と申しますか、それに対しての年金を受け
取る老齢世代の割合が増大するというもので、農
林年金制度においてもそれは例外ではないわけで
ございます。

現在の農林年金制度におきましては、成熟率
について申し上げますと、六十年度末で一八・八
％、組合員五・三人に年金受給者一人の割合にな
っております。農林年金の組合員数、ただいま委
員御指摘のとおり、今後とも厳しい情勢の中で増
加を期待するということは困難であろうと考えて
おります。それに対して、今申し上げました
余命年数の伸長ということがございまして、農林
年金の組合員数を今後横ばいで推移すると一応見
込みまして計算をいたしますと、昭和七十五年
には成熟率が二九％程度、組合員三・五人に年金
受給者一人ということになります。また、昭和
八十五年まで見通しますと、成熟率が三八％程
度になるものと見込んでおります。

○神田委員 非常に厳しい見通しでありまして、
これは後でまた年金統合の問題がありますので御
質問申し上げますが、その前に積立金の問題でこ
ざいます。

農林水産省の試算によりますれば、昭和六十
五年において総収入三千六百六十四億、総支出が
三千七十八億、積立金が一兆四千七百四十五億
円、こういふふうにあります。現在の掛金率を
もって移行した場合に積立金はいつまで存続す
る、このように考えられておりますか。

○農林政府委員 現在の掛金率千分の百三十四と
いうことを据え置きまして将来の年金財政を推計
いたしますと、昭和七十二年におきまして収入
総額を支出総額が上回るということになります。
以後積立金、これが六十一年度の年度末で一兆二

千億あるわけでございますが、これを取り崩し
ていきますと、昭和八十二年におきまして積立
金がゼロになるというところが見通されます。

○神田委員 そういふ中で、政府の中では年金統
合の問題が出ておりますが、昭和七十年をめぐ
いたしまして公的年金制度全体の一元化、これ
を完了させる、こういふふうになっておりますが、

これらの具体的なスケジュール及び現在どうい
う方向でこれが検討され、議論をされているのか、
その際農林年金というものは、そういう公的年金
制度全体の一元化の中でどういふふうな形でその
一元化に移行していくのか、その辺のところの考
え方をお知らせいただきたい。

○農林政府委員 五十九年から六十一年にかけま
して基礎年金を導入するということを中心とした
制度改革を行いつつ、一応給付面での一元化は
図られたものと考えております。今後負担面にお
きまして制度間調整と、給付面におきまして細部の調
整を図っていくことになっております。これらの
措置につきましては、本年度以降いろいろ条件
を整えながら調整の具体的な内容、方法等が検討さ
れることになると考えております。

この公的年金制度全体の一元化につきまして
は、各年金制度を存続させて、その中で給付と負
担の両面において整合性を図りながら一元化する
という方法から、年金制度そのものを統合してし
まうというやり方まで幅広い解釈があるわけでござ
います。今後さらに検討されて、国民なり関
係者の理解が得られる方向に進むものと考えてお
ります。この場合におきまして農林水産省といた
しましては、全体の一元化の中で農林年金制度を
どのように位置づけ対応していくか非常に重要な
問題であると受けとめておりまして、事業主及び
組合員の意向はもちろんでありますけれども、関
係学識経験者等の御意見を伺いながら、制度設立
の経緯等も踏まえまして今後の制度の健全な発展
が図られるよう誤りなきを期して対処してまいり
たい、このように考えております。

○神田委員 年金受給者にとりましてはまた関係
者にとりましては、農林年金がなくなってしまう
のじゃないかということでも非常に心配をしている
向きもあります。これらのことにつきましましてた
だいま御答弁をいただきましたが、慎重に各関係者
の意見を十二分に聞きましてとり行つていただき
たいということを要望しておきたいと思つており
ます。

さらに、先ほど御質問がありました、農林年
金に対する国庫補助が行革関連特例法によりまし
て四分の一カットされた問題がございました。こ
れの返済時期がどうなるのか、また利息がどうな
るのか、先ほどの答弁ではこれから早急に交渉す
るということですが、今まで交渉といいま
すか、そういうことについて話し合いがなされた
経緯があるのかどうか、そのことも含めまして御
質問申し上げます。

○農林政府委員 この問題につきましては、我々
といたしましては、この国庫補助は農林年金財政に
とって不可欠な位置づけにあるということにかん
がみまして、縮減された元利相当分につきまして
早急に補てんされるよう財政当局と折衝するとい
うのが方針でございます。このような中で、我々
としては財政当局に対して強くこの点を働き
かけておるところでございます。今後ともこの点
は強力に推進して、また折衝を続けてまいりた
い、このように考えております。

○神田委員 最後に、年金額の算定の基礎となる
標準給与の見直し、これは今後いつどのようによ
定をしておりますか。

○農林政府委員 先般の制度改正におきまして平
均標準給与の算定方法が改められまして、全期間
平均標準給与方式というふうに変更されたわけで
ございます。これは現役組合員の給与水準との均
衡、または給付と負担との均衡を考慮したもので
ございます。この場合、この標準給与を算定する
場合に、過去の標準給与はその後の社会経済変動
によりまして減価しているというところを考慮いた
しまして、その調整を図るために、過去の標準給
与の額を現役組合員の給与水準を勘案して引き上

げるといふことにいたしております。少なくと
も五年内に財政再計算を行いまして、年金者の給
与水準と現役組合員との給与水準の均衡を配慮し
て見直しを行うということにいたしている次第で
ございます。

○神田委員 終わります。

○玉沢委員 藤田スミ君。

○農林政府委員 六十年度の年金制度の改悪によつて、
農林年金の支給年齢は現在が五十九歳、七十年か
ら六十歳になるわけでありまして、他方、高齢者
雇用安定法で六十歳定年制が義務づけられている
わけです。ところが農漁協あるいは森林組合、土
地改良組合などの六十歳定年制の実施率は他事業
と比べて非常におくれております。全中の調査で
は六十歳以上が四八・九％ですが、
全産業の合計を見ますと五六・六％で、明らかに
おくれていたわけでありまして、五十七歳にもな
っていないところも全体の三〇％にも上っている
わけでありまして、農水省として本格的に農漁協
などの定年延長の取り組みをどのように進めてい
こうとお考えなのか、もう一度明らかにしていた
だきたいと思つております。

○農林政府委員 農林漁業団体職員の平均定年年
齢は、全中の調査によりますと、六十一年八月で五
十八・三歳ということになっております。これは
五十七年八月の調査時の五十七・七歳から漸次
延長されてきていると考えております。我が国社
会全体の高齢化への移行、それから農林年金支給
開始年齢の違いに対処するという観点から、農林
水産省といたしましては、農林漁業団体に対しま
して、その職員の定年年齢の延長につきまして従
来から通達を発する等の方法により指導を行つて
きています。一方、農林年金の支給開始年齢につ
きましては、先般の制度改正におきまして、昭和七
十五年に六十歳としている経過措置を短縮いたしま
して、昭和七十年に六十歳になるように改正をし
たところでございますけれども、その経過措置は六
十一年七月から五十七歳、昭和六十四年七月から

五十八歳というように経過的に措置を設けておるところでございます。六十一年七月から五十七歳というところでございまして、先ほどの五十七・七歳から延長されて五十八・三歳にきておるといふところで対応はまずできておるのではないかと、数字の上でございまして、考えております。この定年年齢の延長につきましては、労働省とも連絡をとり合いながら今後とも指導を適切に行つてまいりたい、このように考えております。

○藤田委員 農協で働く労働者にとりましては、政府の農業政策による影響というのは避けて通ることができないわけでありまして、単位農協の経営が困難になれば、六十歳定年制もまさに絵にかいたもちになりかねないわけでありまして、

そこできょうは、農協で働く労働者にとって大問題になっております農協労働者の全員解雇をしようとしておられる鹿児島市農協の経営困難、合併問題について伺いたいと思ひます。

この鹿児島市農協の経営困難については、金融が急激に拡大し、乱脈経営に走つて、五十二年には、不起訴になりましたけれども、背任、農協法違反などで逮捕されました。その後にも同居の兄弟で逮捕されました。その後もなお居座り続けた白坂前事務によりまして農協の私物化、乱脈融資によるものであります。それを許してきた果並に農協中央会の責任、農水省の責任は非常に大きいと私は考えております。経営悪化が表面化したところから、六十一年に、県や中央会からも鹿児島市農協に役員が派遣されましたけれども、三百億から三百五十億という不良債権の十分な確定もできず、六十一年度は三十二億円の赤字を出しているわけでありまして、一体この二年間に何をしていたのかという声が上がってくるのは当然であります。

農協法第九十四条四項では、行政庁は鹿児島市農協のような「組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付」、「組合員の貯金又は定期積金の受入」を行っている農協の「業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならぬ」としているわけでありまして、にもかかわら

ず、今回の事態に至るまで適切な手を打つてこなかった農水省並びに県の責任は非常に重大だと考えますが、農水省はいかがお考えでしょうか。

○青木政府委員 鹿児島市農協問題につきましては、局内で実質的に私が対応してまいりましたので、私から御答弁させていただきますと思ひます。

先生御案内のように農協法上、都道府県の区域内の農協につきましても、原則としてその監督、検査権限等は都道府県にゆだねられておるところでございます。そういう意味におきまして鹿児島市農協につきましても、農協法上、まず第一次的に知事の権限に基づきまして適正な検査、指導監督が行われるべきもので、こういうふうに考えております。私も、もちろん農協問題についての指導につきましても、国の立場におきましても県を通じてその適正を期するべきものでございまして、今回の事態につきましてもはまことに遺憾な事態であつたというふうに基本的な考え方をしております。

○藤田委員 農水省にお伺いしますが、農協合併というのは融資も資産も引き継ぐが、職員、人も引き継ぐというのが当然のことじゃないでしょうか。農協法の六十八条でも、合併して設立した組合は、消滅した組合の権利義務を承継することになつておられるわけなんです。この承継が包括的承継であることは通説であります。だから、組合と権利義務関係を結んでおられる労働者が全員承継されることは当然のことであるわけなんです。ところが、今回の鹿児島市農協と田上農協の合併は、優良資産は引き継ぐけれども職員の方は全員引き継がない、一度全員解雇をして、現在三百六十人の職員のうちの百六十人程度しか採用しないといふふうになつておられるわけでありまして、こんなむちゃくちゃな合併はないわけなんです。農水省の進めようとしておられる農協合併は一体こういうものなんでしょうか。農協法六十八条の関係を改めて明確にお答えをいただきたいわけなんです。

○青木政府委員 先生御指摘のように、一般に合

併によりまして権利義務につきましても包括承継というふうな法的に言えるわけでございます。しかし、ここで言います権利義務というのは財産的な、あるいは法律上の地位等の権利義務の移転でございまして、合併契約におきまして解散する組合等が、合併に先立つて従業員に退職をしていただくというふうなことは現実に会社のベースでもございまして、農協の場合におきましても法的には可能である、こういうふうなことは考えておるわけでございます。もちろん、合併に際しましての解散する鹿児島市農協の職員の扱いにつきましても、基本的には合併当事者であります農協同士の話し合いの問題でございまして、また鹿児島市農協内におきます労使間の話し合いが基本でございまして、そういうことをベースにいたしまして、合併に際して一定の職員の退職が事実上行われるというところは法的には可能である、私もこういうふうな考えをします。

○藤田委員 私は、そんなことはともないことだといふふうに思ふわけなんです。一般的な合併においてはそういう解雇というふうなことはないんだ、今回は何か特別だ、したがって解散をする組合がこういう形をとることにしては法的に反していないというふうなことを言われましたけれども、それは本当にとんでもないですよ。今回の合併は、市農協の経営陣の不正乱脈の事実と責任を棚上げにして、そして中央会や行政の責任もあいまいにしたままの合併なんです。だから、農水省御自身も遺憾を表明されたわけなんです。それが職員に犠牲を押しつける形で解決をしていくというのはまさに本末転倒でして、しかもこんなことが許されたら農協経営の健全化を一層助長する形になる。こういうことをきつちりしない限り、まさにこういうふうな不正乱脈な経営を一層助長してしまうという点からも、私はこういう解決の仕方は非常に問題があるというふうに考えます。

それだけではないわけなんです。合併経営の計画では、市農協は合併と同時に出資総額の三分の二を

減資することになつておられるわけなんです。出資総額は十億八千万円です。それから七億二千万円が減資されるわけなんです。この中には全く議決権のない一万五千人もの准組合員の出資金も含まれておられるわけなんです。今はただでさえ国民は生活が厳しい状態にあるわけでしょう。ところが、出資限度額六百万円を出している人はそのうちの四百万円までが消えてしまふというふうなことになるわけですから、私は、こんなことでは本当に農協の信用も顔負けの悪徳商法になつてしまふと言われても仕方ないことだといふふうに思ふわけなんです。だから、こういうむちゃくちゃな合併計画を一度白紙に戻させて、関係者が十分納得のできる再建案を民主的に討議するべきだといふふうに考えます。その点で農水省の御意見をもう一度お聞かせください。

○青木政府委員 農協の合併につきましては農協法上行政庁の認可を必要とするところになつておりますが、先ほど申し上げましたように、鹿児島市農協につきましてもは行政庁の指導監督の立場は知事が当たることになつておられて、今回の合併につきましても知事の判断におきまして対応されるもの、こういうふうな考えをしております。

先ほど申し上げましたが、合併に際しての職員の扱いの問題は、やはり基本的に合併当事者である農協相互間の自主的な判断、特に今回は、鹿児島市農協のこれから非常に厳しい条件の中での再建計画を合併を通じて進めようというシリアスな問題でございまして、そういう中で合併後の組合の事業に見合った適正な職員の配置というふうなことを真剣に考えた場合に、その職員の規模をどうしななければならないか、そういうことから一部職員についての退職問題もやむなしという判断が恐らく合併農協当事者間で話し合われているのだらうと思ひます。

ただいま先生の御指摘の減資の問題、これにつきましても、まさに背景はそういう中で行われようとしておられるわけでありまして、これも改めて申し上げるまでもなく、農協法上は特別議決という

ことで、農協の総会におきます組合員の意思決定に基づいてそういう減資が選択されるわけでござい
ます。そういう組織の自主的な判断に先んじて
行政庁がその不当を云々するのはいかか、こ
ういうふうに考えるわけであります。

○藤田委員 知事の判断だとか農協相互間の問題
だとかという御答弁は、この鹿兒島市農協
というの、御承知のように全国八位と言われる
ような非常に大きな農協であったわけですから、
農水省がそういう態度で非常に傍観的なことを
おっしゃるのは、そのこと自身がこういうふうな
問題を助長させるものになってくると言わざるを
得ません。いわば臭い物にふたをするというよう
な態度に終始しているというふうに言いかえても
いいと思うのです。今回の不良債権の実態につ
いてさき全く明確にされていないわけでしょう。一
部には政治家に対する政治献金もあるというよう
なうわさもありますけれども、そういうものを明
確にしないまま市農協を消滅させてしまつて、そ
してその犠牲を労働者や出資者にしわ寄せさせる
というふうなことは本場に許せないことだとい
ふに思ふのです。

したがって、今回の合併には農水省自身もこと
しの二月から一緒に検討されているわけですか
ら、農水省として大いにこうした面について基本
に立ち返った立場、意思というものを持ってやら
れないと、農水省も一体になって臭い物にふたを
した合併劇に加わっているというふうに言われて
も仕方がありません。再度農水省のこの問題に
対する厳しい姿勢、そういうものを明らかにして
おいていただきたいと思ひます。

○青木政府委員 先ほど幾つかの側面につきまし
て御答弁申し上げましたが、例えば先ほどの合併
に際しての職員の扱い、この刃の問題も、違法
性、合法性の問題の次元になれば、先ほどお答え
申し上げたようなことだろうということを申し上げ
ているわけでありまして、今回の鹿兒島市農協
の再建の一つの手法として、合併という手法を通
じて再建を図ろう、これはやはり農協系統組織全

体の信用保持の上から極めて重要なことでござい
ますし、もちろん一次的に行政サイドの対応は知
事でございますけれども、私も国の立場におい
て、現実にも今度の鹿兒島市農協の再建のあり方
について私も自身も真剣に考えて、関係団体、知
事の皆さん方の御意見等も承りながら適切な指導
にこれまでも心がけてまいっているわけでござい
ます。

先生御心配の農協の職員の問題等につきまして
も、これは基本的には当事者間の選択、判断の問
題であります。先生の御心配されているような
側面につきましても、より適正な方向があれば、
そういうことにつきましても私は私も国の立場にお
いて、いろいろ全体の鹿兒島市農協の再建の路線
に沿って指導の適正を期していきたい、こういう
ように考えているわけでございします。

○藤田委員 時間が参りましたので、これで終わ
ります。

○玉沢委員長 これにて本案に対する質疑は終局
いたしました。

午後一時から再開することとし、この際、休憩
いたします。

午前十一時三十二分休憩

午後一時一分開議

○玉沢委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

内閣提出、国有林野事業改善特別措置法の一部
を改正する法律案及び本日付託になりました内閣
提出、森林法の一部を改正する法律案の両案を議
題とし、審査に入ります。

順次趣旨の説明を聴取いたします。塩川農林水
産大臣臨時代理。

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する
法律案

森林法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○塩川国務大臣 国有林野事業改善特別措置法の
一部を改正する法律案につきまして、その提案の
理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

国有林野事業は、昭和二十二年に特別会計のも
とで運営することとなつて以来、それぞれの時代
における社会的・経済的要請にこたえて、その課
せられた使命を果たしてまいりました。このよう
な中で、国有林野事業の経営構造が悪化傾向をた
どるに至つたため、昭和五十三年度には国有林野
事業改善特別措置法が制定され、また、その後の
情勢変化に対応して昭和五十九年度には同法の一
部が改正されたところであり、現在、同法に基づ
き、昭和七十二年年度までに経営の健全性を確立す
るという目標のもとに、改善計画に即して、その
改善を進めてきています。

しかしながら、国有林野事業の現状を見ます
と、諸経費の節減等によりその改善について一定
の成果を挙げられてはいるものの、最近における
急激な円高等の影響もあり木材価格が引き続き下
落・低迷していること、人工林の約九割が成育途
上であり資源的な制約のもとにあること、借入金
の利子及び償還金が増大しつつあること、当面要
員調整の過程にあること等により、国有林野事業
の財務をめぐる事情は一層厳しいものとなつてお
ります。

このような情勢に対処するため、林政審議会の
答申等を踏まえ検討を行った結果、自主的努力を
基本として国有林野事業の改善の一層の推進を図
ることが必要であると判断されるに至り、その改
善措置の一環として、この法律案を提出した次第
であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御
説明申し上げます。

第一に、国有林野の保全に要する経費の一部に
ついて、一般会計から国有林野事業特別会計に所
要の繰り入れを行うことができることとしており

ます。

第二に、借入金の償還金の財源に充てるため、
借入金をするができるようにするとともに、
その利子の財源に充てるため、一般会計から国有
林野事業特別会計に所要の繰り入れを行うことが
できることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内
容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決い
ただきますようお願い申し上げます。

次に、森林法の一部を改正する法律案につきま
して、その提案の理由及び主要な内容を御説明申
上げます。

森林法第八十六條の規定は、共有林につ
いて、その経営の安定を図るため、持ち分価額が二
分の一以下の共有者からの分割請求を禁止してい
るものであります。

しかしながら、本年四月二十二日、私人間の訴
訟に関連し、最高裁判所は、森林が共有であるこ
とと森林の共同経営とは直接関連するものではな
く、共有林の共有者間の権利義務についての規制
と森林経営の安定という立法目的との間に合理的
関連性があるとはいえないこと等を理由とし、こ
の規定が財産権の内容を公共の福祉に適合するよ
うに法律で定める旨をうたった憲法第二十九條第
二項に違反し無効であると判示したところであり
ます。

このように最高裁判所において違憲無効の判決
が行われた以上、違憲状態を早急に是正する必要
がありますので、森林法第八十六條の規定を削
除することとし、この法律案を提出した次第であ
ります。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内
容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決い
ただきますよう、お願い申し上げます。

以上であります。

○玉沢委員長 次に、国有林野事業改善特別措置
法の一部を改正する法律案について補足説明を聴

○田中(宏尚)政府委員 たいだいお話がありましたように、非常に長いタームで考えなければならぬ経営でございまして、政策目標といたしましても物によりまして、例えば資源長期計画等につきましては二十世紀を見通すというふうなことでかなり長期になっておりますし、それから当面の有林問題については七十二年を一つの目標年次にするとか、いろいろそれぞれの政策志向の視点によりまして計画年次は違っておりますけれども、少なくとも国民から負託されております貴重な財産でございまして森林、しかも、これからますます都市化の傾向が全体として強くなつた中で緑を守っていく必要がございますので、短期的な問題はもちろんでございまして、先々のことを十分頭に置きながらいろいろな施策の展開に意を用いてまいりたいというふうな考えておるわけでございまして。

○串原委員 したがって、山を考へます場合に、十年や二十年程度の損得、収益だけで物を判断すべきではない、私はこの立場に立つて、以下また伺つてまいります。

そこで、一九七一年三月二十五日衆議院の農林水産委員会におきまして、立派な内容を持つ林業振興に関する決議が行われております。これは承知しておりますね。

○田中(宏尚)政府委員 十分承知しております。

○串原委員 時間がかかりますから、この内容を詳しく触れることはやめることにいたしますが、手元にあるこの決議を読んでみますと、内容はまことにすばらしいことを決議している。一九七一年度から昭和四十六年度ですね、十五年ほど前、まさに今日のなことを指摘をしているわけですよ。大事な山が危機に陥るよというのを予見して重要なことを決議している。例えば、造林の拡大と造林内容の充実を図れ、あるいは国が行う民有林野の分取造林等に関する制度的な措置を検討してその実現に努め、あるいは公共性の強い林道等については国の補助を高いものにしなければだめだよ、あるいは政府の責任において木材輸入

の適正な調整機能を發揮するように努めなければいけませんよ、また、日本林業の担い手である林業労働者が山に定着できるように諸政策に真剣に取り組み、あるいは最後に、いろいろな諸施策を実現するために一般会計から国有林野事業特別会計への繰り入れ等、必要な財政金融措置を積極的に行なうべきだ、こう書いてあるじゃありませんか。決議されているのであります。十五年前に決議された先輩各位の努力にも敬意を表しますけれども、特に今日の山が大変な事態になることを想像しながら決議されているわけですね。

しかし、率直に私は質問をいたしますけれども、十五年前こんな立派な決議を先輩がしてくれているのに、見るところどうも政府は忠実にこの決議に沿って汗を流してきたとはいえない。いろいろな政策、施策を講じてきたとはいえない。諸対策、施策を講じてきたとはいえない。何かネックはあったのですか、怠慢だったのですか。

○田中(宏尚)政府委員 昭和四十六年三月二十五日の農水委の決議に従ひまして、我々もその後政策努力というものは積み重ねてきているわけでございます。例えばあの中中で提示されておりますた分取造林等に関する制度的工夫でございまして、いろいろな投資でございまして、あるいは一般会計からの繰り入れ等につきましても、その後の徐々には拡大はしてきているわけでございます。しかし、残念ながら四十六年以降オイルショック等を契機といたしまして国内の木材需要、その根幹をなします住宅建設戸数が大幅に低下するとかいうことに関連いたしまして材価が低迷してきたというふうな客観的、外在的ないろいろな要因の悪化というところもございまして、我々の努力が十分に効果をあらわさなくて現在のような苦しい事態に再び追いやられているという点につきまして、我々もいたしまして非常に胸を痛めておるわけでございますけれども、十五年前にされたああいう決議というものもございまして、微力ではござい

ましたけれども、従来もいろいろな施策は積み上げてきたつもりでございまして。

○串原委員 たいだいの答弁、私は不満ですね。弁解にしか聞こえない。オイルショックがあつても金が足りなくなりましたというふうな話、どうも輸入が多くなつて価格が下がりましたという話、いろいろありましたが、その要因をなおかつ乗り越えてあの決議に沿つた努力をいたしませんでしたと山は守つていけない、こう思うのであります。十分にあの決議に沿つて努力してきたという足跡が見えない。努力して汗を流したという実績は見られない。まことに遺憾でございしますが、より一層、今度の法案提出もございまして、みんなで力を合せて頑張つていかなければならぬ、改めて決意をしてくべきだと思つておるわけでございます。したがって、あの決議をより前進させていきますために、以下さらに質問を続けたいと思いますが、そこで国有林野事業の使命について伺いたいでございまして。

現在の改善計画におきまして、国有林野事業には国土保全等の公益的機能の發揮、それから木材の安定的な供給あるいは農山村地域振興、大きく言つてこの三つの使命を持つておるわけでございまして、その改善計画にも掲げられておるのでございしますが、この使命につきましましては林業基本法等でもきちっと明記されておらない嫌いがある。しかも改善特措法そのものでも明らかになつておる。とはいえないと私は思つておるのであります。したがって、これらの三大使命に加えて、今日特に要請の高まつておるべきところの教育、文化機能の高度發揮ともいふべき使命を加へましてこれらを法定化し、国有林の経営目的をきちっと明確化すべきではないかと考へるのでありますけれども、見解を承りたいのであります。

○衛藤政府委員 お答えを申し上げます。国有林野事業の使命については、御案内のとおり林業基本法の趣旨を受けて国有林野経営規程において規定を見ておるところであります。従来より国民経済及び国民生活の上で重要なこれらの

使命を十分に果たしてきたのではないかな、このように考へておるところでございまして、串原委員の御指摘の、いわゆる新しい機能についての使命の法定化を追加するということについてはいかなものがあるかと考へておるところであります。

また、森林の持つ教育、文化的機能については、国有林野事業の使命の一つであります公益的機能の發揮にかかわる領域の中に含まれておるのではないかと、このように認識をしております。このような認識に立ちまして、今御指摘をいただきましたことにつきましても十分考慮しながら国民的な要請にこたえてその機能の積極的な充実に努めてまいりたい、このように考へておる次第でございまして。

○串原委員 私が申し上げました教育、文化機能の發揮、このことは公益的機能の發揮という中に含まれるのではないかと意味の答弁が今ございましたが、そうであるとするならば、より強化し補強する意味で、教育、文化機能の高度發揮ということを公益的機能の發揮の中に含めながら、やはり国有林野の使命の中に新しく加えていくという姿勢をとるべきではないのか、こう考へます。いかがですか。

○田中(宏尚)政府委員 考え方なりスタンスとしては先生と全く我々同じでございすけれども、先生御承知のとおり、現在の林業基本法におきましても、例えば国土の保全、その他公益的機能というところで、国土の保全という公益的機能の中で一番大きな機能というものを例示しまして、あとを公益的機能ということにくくつておるわけでございす。したがって、先ほど来御議論のございす教育、文化的機能、これももちろん重要な公益的機能の一翼でございすので従来からこの中に含んでおりますし、それからこのところのいろいろな世の中の移り変わりからいまして、ますますその機能の重視ということが必要になってきておりますので、実行面なり対策面、政策面におきましては従来以上に十分力を加えて進めたい

とは思っておりますけれども、法律上はたゞ言いましたことで、へ理屈になりますけれども、公益的機能ということで十分入っているというふうに我々としては認識しているところでございます。

○串原委員　しかし、含まれているということと法律の中に文言がきちっと明記されていくということとは、実は非常に大きな意味があるわけですね。これは御理解を願えると思っております。含まれているということ、教育、文化機能という文言が法律化されることは同じではない、大変な差がある、こう思うのであります。今御答弁のような姿勢でありますならば、もっと積極的にこの問題に取り組み準備をなさったらいかがですか。含まれているということではなくて、教育、文化機能というものは、年とともに必要度がより高まってくるだろうと私は思う。そこに、ある意味では公益的機能の重さというものが加わってくる。そういう意味で法律の中に文言が入るから入らないかということは、二十年、三十年後になってくると必ず大きな違いが出てくる、こう私は確信するわけでありませう。その意味でもう一度御答弁ください。

○田中(宏尚)政府委員　現在の公益的機能と称される中にも、例示してございます国土の保全というもののほか、例えば保健休養でございませうとか、いろいろ国民のニーズの高い機能というものを総括して公益的機能としてやっているわけでございます。したがって、そのときどきの時代の要請というものをビビッドに我々としても受けとめまして、このところは特に教育、文化的機能の要請が高まっておりますので、政策面におきましては、できるだけそういう方向を志向した態度というものを十分とってまいりたいと思っております。

○串原委員　このところでやりとりをされていて時間をとつてもどうかと思えますから、それだけ積極的な姿勢をお持ちならば、私の申し上げた趣旨を踏まえてより検討をしてもらうことを要請をして、次に移ることにいたします。

政府は、一九八四年の特措法改正に当たりまして、改善期間の延長と職員退職手当の財政措置によりまして国有林野事業の財政再建が可能だとして、一定の前提条件に立ったものではあります。昭和七十二年度までの財政の長期見通しを示しました。それがわずか三年でまた破綻をしたというところになりまして、再度特措法の改正が提案されているわけですね。そんなに長い期間でないのにまた見通しが狂うことになったその要因は何か、お答えください。

○田中(宏尚)政府委員　三年前にいろいろな苦勞の積み重ねで経営改善計画を改訂、強化したわけでございますけれども、三年というある意味では短い期間でまた改訂に至ったわけでございますが、その経緯をいたしましては、先ほども申ししたことでございますが、一つは、何といひましても木材価格が現行改善計画策定以降も引き続き下落しておりまして、特に一昨年来の急激な円高、しかも円高が定着してきているということの影響というものがぬぐい去れない大きなものになっているわけでございます。

それからさらに、たゞいまございました教育、文化機能でございますとかあるいは保健休養機能、そういういろいろな多面的な要請というものが森林経営につきましても世の中から出てまいりまして、そういうものとも裏腹となりまして森林整備方針というものを転換せざるを得ない事態となつてまいりまして、そういうことの帰結をいたしまして、伐採予定量というものの当初の計画より残念ながらある程度減少せざるを得なかったという事情もあるわけでございます。

そのほか長期借入金金の償還金なり利子の負担なり、あるいはこの三年間いろいろな方々の努力も得ながら要員調整に取り組んできたわけでございますけれども、要員調整期間中には退職金の負担でございますとかそういうものもございまして、まだその要員調整過程にある、改善途中にあるという状況もございまして、三年前につくりました現行経営改善計画というものを、現時点でも

う一度根っこから見直してみなければ将来の国有林というものを十全に守り切れないという判断に立ち至った次第でございます。

○串原委員　今回で経営改善の見直しは三度になるわけですが、このことは、国有林野事業の赤字は我が国の林業の構造的要因によるものである、この構造的問題の打開がなければ再建は不可能であるということを今日の経過、歴史が具体的に教えておると思うのです。つまり、外部要因、構造的な要因である一般林政等の充実強化について早急に具体化しなければだめだと思ふのでありますけれども、さらにこのことについて、内部要因だけでどうにもならないものである、構造的な要因を解決しなければだめなんだということを踏まえて、その立場に立つて、その解決のためにどう取り組もうとするのか、お答えを願います。

○田中(宏尚)政府委員　国有林野事業の健全な発展を図るためには、自主的努力をあくまでも基本としながら所要の財政措置を講ずるということとで何とか経営改善を進めていきたいと考えておるわけでございますけれども、しかし、先生からいただいた御意見がございましたように、我が国有林のこういう諸問題は、単に国有林の問題じゃなくて、我が国林業なり森林を取り巻きます構造的な問題に密接にかかわり合つておる点も多々いわけでございます。そういう観点から言いますと、国有林野事業の経営改善努力とあわせて、何といひましても一般林業施策の充実強化ということが不可欠でございますので、そういう点につきましても全力を傾注してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○串原委員　私は、今日では内部だけではもうどうにもならない、むしろ内部よりも構造的な要因によつて山の経営、国有林の経営が苦しくなつておるといふことを、きちつと内外に理解してもらえらうように政府は説明をするときには、話をするときには、こういうことでやつていかなければどうにもならないと考えておるわけでありませう。これからは自助努力を主体にして経営改善を

やつていくということではもう不可能だということとは明白なんです。構造的な要因を取り除く、解決するために積極的な施策を講ずるということではなければ国有林の経営改善はできない、このことをこの際明確にお答えいただく中でこれらの取り組みに汗を流してもらいたいと思うのであります。いかがでしょう。

○田中(宏尚)政府委員　今回の特措法の改正提案自体が、自助努力だけでは当面円滑にいかないというところの国民に対する問いかけでございます。先ほど来申し上げておりますように、構造的な問題が根っこにあることも我々重々承知の上でございますので、各種の予算、施策というものもそういう方向で充実し、国民にもいろいろな形で緑なり森林を守るといふことに参加していただきながら、何とか林業全体を立ち直らしてまいりたいと考えているわけでございます。

○串原委員　林野庁が林政審に提出した資料と云われるのでありますけれども、それを見ますと、自己収入の主たるものが林野、土地売り払い、分収育林事業及び民間資金導入であり、改善期間の最終年度である昭和六十八年度と収支均衡年度の昭和七十二年度を見ますと、六十八年度の自己収入に占める割合は三六％、それから七十二年度には実にそれが五七％という数字が出てくるわけでありませう。特に問題なことは、林野、土地の売り払いによる財政収入、財政運営であるところでありませう。

国有林野等は、昭和三十年代当初からの高度経済成長期における過密過疎、都市開発、農林構造改善事業等によりまして、用地の分散、小団地化、不要な土地を処分するというようなことも確かに進行してきたことは事実であります。しかし、一方で公園緑地化、公共施設等の土地需要、保健休養、レジャー等への多様な国民的要請が高まっております、このことは二十一世紀に向けて、需要あるいは要請がより一層高まってくるわけでございます。したがって、我が党はそうした国民的要請にこたえていくべきだ、こう考え

ておりますが、しかしその場合であつても、国有林野は国民共通の財産でありまして、森林資源の基盤でありますから、民間企業と同じようにちよつと赤字になつたから山を売る、財産を売る、そしてそれを穴埋めにする、こういう発想はまことによろしくない、将来のためにまことに遺憾至極なことである。そうではなくて、先ほど申し上げましたように構造的要因があるわけでありまして、これこそ一般会計からの繰り入れによって収支を考えていくべきではないのか、こう思うのでございます。いかがですか。

○田中(宏尚)政府委員 林地なり土地の売り払いによる収入増ということをもちろん相当額見込んであるわけでございますけれども、これもたゞいま先生から御指摘ありましたように、土地の切り売りによって単に収益を上げるといふスタンスでましましては公用、公共用を初めといたしまして、地域振興なり地域の社会福祉といふものの増進につなげるものにつきまして限定して処分し、しかも国有林野事業との調整といふものを十分踏まへながら対処してまいりたいと思つてゐるわけでございます。

しかし、先ほど来申しておりますように、このところの材価の低迷なり伐採量の制限といふ全体の苦しい中でいろいろの自助努力もやつていくわけでございますが、そういう自助努力の一環として、国有林野に所属しております林地、土地全体の利用状況なり賦存状況といふものもこの際きちんと見直しまして、その中で不要不急なもの、それから公用、公共用に提供しても国有林野事業とそこを来さないようなものにつきましては、こういう時期でございまして、現金化するといふようなことも経営改善の一つの大きな柱として考へてゐるわけでございます。

そういう中で、そういうこそく手段をとらないで一般会計からどうかという御指摘でございますけれども、我々といつたしましては国全体の三割を持つてゐるいわばビッグな地主でございます。

して、この山林所有者がみずからの経営努力、みずからの木材収入で林業経営、国の場合には国有林経営でございまして、これを何とか経済的に成り立たせることが一つの使命でございまして、それがあつて初めて国全体の林業経営も成り立つてあかしくなつてくるわけでございまして、一般会計に安易に依存することなく、何とか自主的な努力をぎりぎり積み重ねてまいりたいと思つてゐるわけでございます。

しかし、もちろんそれだけではなかなか経営改善ができませんので、ただいま御審議いただいておりますように、現実的な方途として一般会計からの繰り入れの新しい道でございまして、か財投資金の活用といふ財政措置を、こういう苦しい財政状況でございまして、大方の御理解を得まして積極的に講じているところでございます。

○串原委員 私の手元にある資料によりますと、昭和六十八年度の借り入れを除いた自己収入の予定が三千四百四十億円、このうち林産物収入が千九百二十億円、あとは林野、土地の売り払い、分収育林等民間資金等々含めて三六％がその部分である。七十二年度、自己収入五千三百億円を予定している。驚きますことに、五千三百億円の五七％が林野、土地売り払い、分収育林等の民間資金を含めた、自分の山から産出する林産物ではないお金であります。私は、こんなことになつたら大変だと思つておりますし、こんなことは具体的に実施させてはいけなかつたと思つております。そんなことを今から想定して国有林経営をやるのですか。

○田中(宏尚)政府委員 ただいまの数字は、恐らく林政審議会でのいろいろな議論の過程で、単純に現状を前提にして試算したかどうか、いろいろの数字の一環としてお出ししたものであらうと思ひますので、具体的数字についてはコメントを差し控えますけれども、大方の方向といたしまして、林産物収入に加えて林地なり土地の収入のウェイトがかなり高いという傾向的な形としては御指摘のとおりでございます。しかし、国有林野

経営といひます際に、通常の林産活動に加えまして七百万ヘクタールを超える貴重な土地という財産も保有してゐるわけでございまして、こういうものの活用も我々国有林経営の一環であるといふことでございまして、別に赤字対策オンリーから土地の処分なり貸し付け、利活用といふものを図つてゐるわけでございまして、そういう土地と森林と一体としての林業経営としてどうやって健全な体質に持つていくかということで、いろいろな収支なり見方といふことを試算したところでございます。

○串原委員 そうしますと、林政審等々で具体的な協議をする場合に、こういう方法もあります、こういうふうにするればこうなりますと何通りかの長期収支の見通し、つまり試みの計算を出した、私の申し上げた資料はその中の一つだ、こういうことなんでしょうか。

○田中(宏尚)政府委員 先ほど先生がお話しになりました数字と私の手元のものと引き合せてみますと、林政審の国有林部会でのいろいろ出したものと同一でございまして、恐らくその一つの事例の数字かと思つております。

○串原委員 なるほど、それならばある程度私は理解できます。それはこういうふうなやればこうなります、こういう場合にはこうなりますという話であるならば理解できるし、そういう点で検討する際の材料にいたしましたということならばわかりませんが、それならば改めて私はこの際長官に伺つておくのでありますけれども、今年度、六十二年度は、例えば林野、土地売り払いを挙げますと六百十五億円、これを予定してゐる。ところが、私が先ほど指摘をしましたように、七十二年度になると千九百億円、確かに数字は間違ひないと思ふのでありますけれども、私の手元にあります資料によると、これはどうもいふことではないかと思ひましたから私はあえて質問したのであります。検討材料にした一つでございまして、言うのであるならば、長期収支の概算見通しはあのかの材料で

した、こういうふうにはいたしません、しないつもりであります、こういうことなんでしょう。

○田中(宏尚)政府委員 六十八年なり七十二年なりの収支見込みをどう立てるかといふことは、実は技術的な点でもあるいは考え方の上でも、さらには政策的な点でもいろいろと難しい問題があるわけでございます。

それで、何といひましても最大の前提になります財貨の動きといふものが七十二年度までにどういうふうに変動していくかといふことは、こういう急激にいろいろなことが変わつてまいる事態でございまして、そういう中で明確な将来の収支、したがつてその中で土地をどれだけ売つて、どれだけそれで自己収入を得るかといふような厳密な意味での収支計算といふものは、複合的といひますかいろいろの因子の上に立つて試算はもちろんでございまして、現時点では余りに変動要素が多いので公表できるようなものとはなつていないわけでございます。

ただ、ただいま先生から御指摘ありました土地関係の収入の将来見込みにつきましては、そういう数字について林政審議会国有林野部会に一度提出して御議論願つたことは確かでございますけれども、これにつきましてもその時点でいろいろの御議論があり、それと同時にそういうものの実行可能性についても、これから本法律が成立いたしましたれば経営改善計画全体の改訂、強化という実務的な作業にも入りますので、そういう段階でさらに詰めていくといふような性格のものでございまして、あの数字につきまして現時点で私の方から過多である、過少であるといふことを論評することはかえつて議論が混乱するのかもしれないと思ひます。差し控へさせていただきますかと思ひます。

○串原委員 わからないこともありませんからこれ以上具体的な数字を追及いたしません、しかし、今申し上げましたように、今年度は林野、土地売り払いが六百十五億円、自己収入の二〇％程度である、それが七十二年度になつたら半分以上

になるんですという土地売り払い、財産処分の姿勢は賛成できない。どんなことがあっても今年度ぐらいいしカーセントを多弁してはいけないと私は思う。財産を売るなんという話はそんなに簡単に考えてはいけない。先ほど申し上げましたように、これから教育、文化的な立場からますます山が大事にされる時代になってくる、そういうことを考えるともますますそういうふうになる。もともと大きな立場、高い立場に立つて財政運営を考へなければならぬ時代に来ているのだから、きちっと農林省も腹を据えて取り組んでもらわなければ困る。簡単に財産を売ればいい、山を売ればいい、それではいけない、こう思うのでございます。

そこで、確認をさせていただきますけれども七十二年までに土地の売り払い、林野、山の売り払いはどのくらいな面積を考えているのか、あるいは資産処分を考えているのか、計画があったらお示しください。

○田中(宏尚)政府委員 林地なり土地の収入につきましては、今御指摘ありましたようにいろんな試算をしております、相当量見込む。特に日本のこういう狭隘な土地で、人口増という問題もありますし、それからいろいろとこれから保健休養あるいは教育、文化と国民の多様なニーズが出てまいりますので、林地に対する林業経営以外の需要というものが相当強くなってくることは明らかかと思っております。しかし、これを各年度でどれだけ具体的に売って、七十二年度までの集積として七百万ヘクタールになるかというような積算につきましては、先ほど来申し上げておりますように、収入自体がいろいろ変動的でございます。したがって、それに対応いたしましてどれだけ林地なり土地というものを売って、収入を償うかというようなことも変動的でございますので、現段階で公式的なものとして何ヘクタールを七十二年度までに予定しているということとは残念ながら申し上げられる段階にないわけでございますけれども、ただ少なくともいろんな森林

に對する國民のニーズというものがふえてまいりますので、林地に對します要望というものが強くなりまして、売り払い面積というものもある程度ふえてくるということだけは確實に見通せるんじゃないかという感じがいたしているわけでございます。

○申原委員　公共的な立場、教育、文化という立場から、時には財産処分しなければならぬことがあるだろう。けれども、私の申し上げりますことは、経営の立場から、金が足らなくなったから財産処分をする、この姿勢だけはやめなければいけません、こういうことを強調しているのであります。そのとおりです、そういうふうにいたしますというふうにお答えできまじせんか。

○田中(宏尚)政府委員 経営体でございますので、経営的立場も念頭に置きながら、第一義的には林地なり土地の公共性、公益性という点で処分なり貸し付けというものは考えてまいりたいと思っております。

○串原委員　今若干の質疑をいたしましたように、大変に山の経営は厳しい、国有林の経営事業も大変に内容は厳しい、こういうふうに理解できるわけでございますけれども、時間が参りましたから端の聞き方をいたしますが、木材販売政策を見直すべきではないか、こう思うのであります。時間がありますれば、ここに若干の資料がありますして、立木の販売の数字、製品の販売の数字等々も年度別にありますからこの数字に基づいて伺おうと思いましたが、それは省略をさせていただきますまして、この数字を見ますと、一般競争契約、それから随意契約、この数字がここにありますけれども、この数字で見ます限り、一般競争契約の場合の方が非常に高く売れている、随意契約の場合は値段が安い、率直に申し上げますと。若干の経緯があるのでしよう、歴史もあるのでしよう。けれども、国有林経営の健全化、例えば申し上げてまいりましたような経営改善を含めますと、この立木の販売にしても製品の販売にいたしまして、販売のあり方をこの際変えなければならぬと

きに来ているのではないか、こう考えるわけであります。これはいかがですか。

○田中(宏尚)政府委員 国有林の経営改善に当たりまして、立木の販売方式、これを見直すということは肝要かと思っております。

ただいまお話ありました。一般競争入札と随契約の関係でございますけれども、一般的に申し上げまして一般競争契約は、御承知のとおり競争心理というものが微妙に影響してまいりますので、例えば需要が旺盛なとき、こういうときには値が非常に開くわけでございます。そういう不安定さがありますと同時に、逆に不況時になりますと不落率が非常に高まるということで、このところの国有利の不落率というものも残念ながら一般競争契約の面ではかなり高まってきたるわけでございます。一方、木材市場が買い手市場、これは現在の状況がそうでございますけれども、こういう中になりますと、安定的な販路の確保でございますとかあるいは地場の国産材市場の育成という点

から見ますと、むしろ随意契約によつて安定的な販売関係を継続していくことが長期的な点で見て有利販売につながるといふ観点もございまして、物の性格なりあるいはそのときの需給事情といふことからいって、どちらがよいとはなかなか一概に言いがたいわけでございます。

いずれにいたしましても、今後とも何とか有利に安定的に国有林材を販売していくことが緊要でございまして、木材の需給動向なりあるいは地域の林産業の動向といふものを十分見きわめながら、効率的な販売に従来以上に意を用いてまいりたいと思つております。

○**串原委員** 国有林の経営が大変であるということであれこれと知恵と力を出さなければなりませんけれども、今まで質疑を若干してまいりましたように、国有林野は国民共有の財産でありますから、その基盤整備、公益的機能維持のためのお金というものは、本来社会資本をつくるんだという立場に立って、必要なお金是可以る限り一般会計で負担する、こういうことをこの際きちっとしな

ければいかぬ。私は、今度の法改正の中でも若干の配慮はされているけれどもまことに少ない、配慮が足りないと思つておる者の一人であります。現時点での一般会計繰り入れの総額は百二十億円くらいでしょう。この程度では本当の公益的事業であると政治が配慮しているとは言いがたい。民有林の場合は、保安林以外の造林におきましても補助融資の制度があります。あるいは利子補給もあります。それは結構なことであります。けれども、国有林事業にはほとんど配慮されていないといふことが実は今まで間違つていたということに気がつかなきやならぬ。保安林、治山、林道、保健休養あるいは育種等の費用はもちろん、あるいは造林、林道災害復旧等についても、今まで議論してきた立場に立ちながら、この際思い切つて一般会計で負担をする。つまり国民みんなが負担をしていこう、水を確保するためにもそれはやむを得ない負担であるという立場から一般会計による経営改善、このことをより考えていくべき大事な時期に来ているのじゃないかと思う。私は、改めて伺う次第でございます。

○田中(宏尚)政府委員　こういう財政上厳しい御時世ではございますけれども、先生御承知のとおり、従来からのいろいろな積み重ねで一般会計の繰り入れの道を開いてきたわけでございます。従来から事業施設資金でございましてとか退職手当、こういうものにつきましては財投からの借り入れ、あるいは保安林内の造林なり基幹林道については一般会計からの繰り入れ、それからさらには退職手当についての借り入れに対する利子補給というものをやっておりますし、それから治山事業につきましては、特に公共的な性格にかんがみて全額一般会計の国費をもって国有林野内の治山事業も行うという仕組みを確立しているわけでございます。しかし、これだけではなかなか経営改善の突が上らないということで、今回の特措法の改正によりまして三点ほど国の財政の道を広げたわけでございまして、こういう厳しい中でせっかく広げられました道を十二分に活用いたしま

して、何とか国有林野の経営改善に邁進したいと考えておるわけでございます。

○串原委員 今回の特措法の方向は、私はそれなりに評価いたしますけれども、強く申し上げておりますことは、この程度では本当の公共事業である山を守る、国有林を守ることにならないじゃないか、こういうことを言っているのではありません。

ちょっと具体的に伺いますけれども、財投からも金を借りていますね。けれども国有林の融資年限と随分違う。国有林の場合と違うでしょう。利子も違う。質問の時間がなくなりましたからちょっとはしょって質問いたしますが、国有林に貸し付ける場合の利子は三・五ぐらいじゃないですか。国有林は六・八％、七％ぐらいじゃないですか。これは山の管理ですから、国有林に対する貸付利子が低いこと結構、長期間であることも大変結構だけれども、それと横並びになぜ国有林をできないのか。やらなければ無理じゃないですかね。そうでないから経営が大変苦しくなるわけですよ。膨大な借入金に対する利子だけだつて大変なお金になる。簡単なことじゃありませんか、本当に山を大事にするという視点に立つならば、これは改正できませんか。

○田中(宏尚)政府委員 国有林に関するいろいろな金利制度と国有林の財投との比較でございますけれども、これはいろいろ見方があろうかと思ひますが、他の財投との均衡、それに比べまして国有林は、先ほど来申し上げておりますように我が国の三割の森林を持つてゐる大規模森林経営者であるという性格もあるわけでございます。それから、金利水準なり助成の厚さを判断する際にも、例えば金融で申し上げますと、国有林金融の場合には、貸付金の限度額も所要事業費の八割とか九割というふうに限定されておりますけれども、国有林の場合には全額借入対象になっていないとか、あるいは貸付対象の事業費も、国有林の場合ですと制度金融では工事費なり一部の雑費に限られておりますけれども、当方の場合には定員内

職員の給与まで含めまして全経費が貸付対象になっている。そういうことを総体として考えますれば、国有林と遜色ない財政措置が行われているわけでございます。

それから、今回の法律改正によりまして、償還金の借りがえ、そして借りがえに対する利子補給は、そういうのはあれでございますけれども、実質償還期間の大幅延長と実質金利の引き下げというところをこういう借りがえ、借りがえに対する利子補給というところで実現できたと考えておるわけでございます。

○串原委員 突はあと数点伺いたいと思つておりましたが、時間が参りましたので最後に次官に伺うことにいたします。

内需拡大ということが今叫ばれている。総理大臣以下閣僚が各国へ参りましてそれぞれ約束をされた。五兆円以上、大変大きな補正予算を組みました。内需拡大を図ります。こういう約束をしてきた。これは具体的にいつまでか、いつまでか、この意味の内需拡大は何か。これは議論のあるところですが、山を守る事業にこそ内需拡大のために思い切つた投資をこの際すべきである。ちょっといい方が悪いかわからぬけれども、山を守るためには絶対のチャンスだと私は思ふのです。腹を据えなければいかぬと思つています。遠慮することない。内需拡大政策に向けて農林省はこの際こういうことをやりたいと思つていますというお考えがあつたら教えてください。

○齋藤政府委員 まさしく御指摘のとおりでありまして、山を守ることが内需拡大の近道である、まさにそれとあり得ると思ひます。また、これから高齢化社会を迎えるに当たりまして、いわゆる高齢化社会がソフトランディングをする地域はどこか、それは山村であり農村であり漁村である。とりわけ私はそういう意味で山の役割というのは大きい、このように考えております。また、内外ともに内需拡大を迫られてゐる今日、まさに絶対のチャンスでありますから、農林水産省とい

たしましても山を守る、緑の資源を守る、そこにしっかりと地歩を築くためにあらゆる努力をしまひたい、このように考えておるところであります。

○串原委員 終わります。

○玉沢委員 竹内議員。

○竹内(猛)委員 ただいまの串原委員に引き続いて御質問を申し上げますが、なるべくダブらないように避けていきますから、ひとつしつかりした答えをしていただきたいと思います。

国有林並びに森林の重要な任務についてはもう既に話がありました。教育的、文化的なそういう役割をされているということをあちこちで言っているにもかかわらず、それが基本的な文章の中に入つてこない、入れてはいけないということはないと思ふのです。なぜそこを拒否するか、おかしいじゃないですか。

例えば林政審の六十一年十一月十七日の報告、ここにも文化的、教育的云々なんというところを二三ページに書いてあります。それをこの際これから大いにやつていこうというのにそれを拒否する、まづいいことは、一体どこかに邪魔するのがあるのかないのか、まづそのことから聞きたいのです。

○田中(宏尚)政府委員 別段何も邪魔する点もございませぬし、我々といしましては教育的、文化的機能というものを最近の世の中の流れに應じて積極的に取り入れていっておりますし、ただいま御指摘ありましたように、林政審におきましても高らかにうたつてゐるわけでございます。しかし、法律上の文言というごく役人的な話で恐縮でございますけれども、法律上は公益的機能というところで、いろいろな多様な公益的機能を包括して書いておるわけでございます。林政審の中にもございまして、公益的機能の中には教育的、文化的機能のほかに保健休養でございますとか、あるいは自然観察でございますとか、いろいろそういう多面にわたる機能があるわけでございまして、そういう重要な機能を一々例示しなくて

も、大きく公益的機能であることには間違ひがございませぬし、それに最大の重点というものを置いて進めるべき性格でございますので、法律上書く必要までは必ずしもないのじゃないかということでは先ほど来お答えしてゐるところでございます。

○竹内(猛)委員 時間がないからもういふような余裕がないということになれば、いづれまた山を議論するときは、邪魔にならないものだったならば書き書いて、そして文化的、教育的、そういう機能を果たすためには予算も必要であらうし、そういう施設のためにいろいろなものなら大いにつくつたらいいですよ。軍事基地をつくれというなら問題があるかもしれないが、レクリエーションのいい場所をつくれ、山村を開発して住みよい地域をつくつていくということに対して何も別にはばかることはないじゃないか、これは要請をしておきます。

それからもう一つ、今串原委員から言つたように、今日の日本の農村が置かれてゐる状況というものは、農業もそうですけれども、去年の段階から見ると違つてきたと思ふのです。OECDに加藤大臣が行つてきつて帰つてこられるし、中曽根総理はこの間アメリカに行つていろいろな約束をしてこられた。その中に内需拡大ということと、農業問題に關していろいろな意見が国際的に出ている。これに対して内需拡大は五兆円以上の補正をやる、こういう約束をしてきた。そして日本は約束はするけれどもやらないじゃないか、実行をしろ、こういうふうに言われている。そうすると、一番社会施設がおくれているのは一つは農山村地帯だろうと思ふのです。都会で住宅をつくるために土地の価格の問題や何かに対して努力をすることも結構です。やらなければいけないが、同時に同じように農山村に目を注いでいく。

それからもう一つは、四全総が東京を中心に一極中心の方針を出したけれども、これに対して猛烈な反対があつて、やはり多極化にしていこう、

僻地の方にも手を伸べよう、こういうことでこの点についても一つの方向が示されるだろうと思うのですが、いずれにしてもそのようなことを前にして、そして先ほどの話のように、山林が受け持つ役割は木材の生産もあるし、水や緑を守るというところもあるし、国土を保全する、あるいはレクリエーションなり文化施設、鳥類を保護していくというようなこともあるわけであって、そういう役割が明確になっていこうと思うのです。

そういう中で、私はこの際前段でまず内需拡大の問題に関連して、去年の八月の台風十号というのは、私の茨城県に關する限り、小貝川等々のはんらは三十年來のはんらんであったと言われている。そして大変洪水が出まして七百億以上の被害が出た。それに関連して、建設省の皆さんの努力があつて二百二十億以上の河川工事をやりました。ところが、今度はその洪水の出た場所がことしは四十年來の干ばつになっております。五月の十三日まで約五千ヘクタールの水田に田植えができなかった。きのうささやかな雨が降って幾らか川の水がふえたけれども、それくらいでは到底満足ができない状態でございます。

こういう状態の中で、朝日新聞の十三日の論説の中にもあるように、ダム建設ということは非常に大事なことである。茨城県の方にはダムが余りありません。幸いに霞ヶ浦用水の中で一つ大きなダムが真壁町にできますけれども、これは今工事中であります。もう少しダムをつくっていくというような工事がやはり内需の拡大と関連して大事だと思ふのです。そういう点で、現在の濁水に関連して、建設省として河川の改修等もやられておるが、その努力は今どのような形になっているのか、ちょっとお答えをいただきたいと思うのです。

○角田説明員 御説明いたします。

現在までに茨城県内では直轄のダムはできておりませんが、補助関係のダムが四ダム完成しております。また実施中の事業といたしましては直轄の公団事業が二つと補助事業が四つございま

す。さらに水資源開発公団で霞ヶ浦の用水事業をやつたりしておるわけでございます。水資源の開発といたしましては霞ヶ浦と那珂川とを結ぶ導水路事業もさらにやつておられます。これらによつて相当な開発が見込めるわけですが、なお時間を要しておるという状況でございます。現在まで実施中のダムあるいは霞ヶ浦開発については今後とも積極的に推進いたしますとともに、茨城県内の治水、利水対策のための新たなダム建設につきまして検討を鋭意進めてまいりたいと思つております。

○竹内(猛)委員 もう一つ建設省にお尋ねをするわけですが、去年の洪水のときの工事は原形復旧を中心としていた。原形復旧であるならば、またあの程度の水が出ると同じような被害が起こる。もちろん傷が入ったところやいろいろなところに對しては手入れをしたけれども、私も現地を何か所か見てまいりましたが、やはり同じような方向で改良の復旧はされておらなかった。これは原形復旧でなければならぬという法律があるのですか。

○角田説明員 御説明いたします。

災害復旧事業は原則は原形復旧という法律になつてございまして、被害が激しくて再度災害の発生のおそれがあるいはそれを防ぐためにというところで、原形復旧のみでは不適當な場合には改良復旧事業を行うことにいたしております。さらにそのうち規模の大きなものにつきましては災害関連事業とか災害復旧助成事業という制度がありまして、それによりまして改良復旧を実施していただくところであります。今後ともそれらによりまして再度災害の起きない対応をしてまいりたいというふうに思つております。

○竹内(猛)委員 小貝川という川は、これはもう暴れん坊の川として有名な川ですね。ああいう川についてはもう一遍川をよく点検して、何回も何回も金をかけないで済むように、一回やたら永久にこの川は大丈夫だ、こういうような復旧をしてほしいということをここでお願いを申し上げて

おきたいと思うのです。今日まで相当な努力をされておりますが。

そこでダムの問題なんですけれども、ダムをつくるということは、そこに水を蓄えることであり、緑をつくることであり、しかもそれによってその関係の農家が安心をするということでもあり、観光にも非常に使えるという意味で、いろいろな意味でダムというのは人間の生活にとつて大事なものであるわけですね。最近の状況を見ると、道路ができてそれを舗装して、降った雨が土にしみ込まずに流れてしまふという形で、非常に思わざる被害というものがあつて、ある面においては舗装という一つの、道路をよくするという面もあるが同時にまた被害も伴うし、土地の保水力がなくなるといふこともあるだろう、こういう点でダムに對する期待は大きいわけでありまして、ダムに對しては非常に努力をしてほしいということ、これは建設省だけではなしに農水省の方にもぜひ考へてほしいと思うのです。

そこで、内需の問題に関連して、先ほども話がありましたが、この内需の中で何として農山村に對して、観光事業、レクリエーションあるいは緑の空間を利用するといふような話でややこしいことを言つておるのですが、もう少しわかりやすくひとつそれを説明してもらつて、頭のいい人、哲學者だけがわかるような言葉じゃやがが悪いから、一般の庶民が飛びつくような、何か国鉄も電電といふような難しいことを言つておられますけれども、とにかくこれはこういうことで、山を愛する者に悪い者は余りないもので、そういう人間が集まるような素晴らしいことをするためにダムも必要だろうし、道路の開闢といふのは必要だと思ふのです。道路といふのは建設省、それから農水省一緒になつてそういうものをつくつていく必要があるのです、この辺についてもひとつ努力をしてほしい。

それから、林政審が去年決めて答申したことがあつて、ことしは林政審の枠の中で話をしてもどうも縮こまつてしまふわけで、やはり林政審を果

り越えたような思い切つたことを提案していかなければ、中曽根さんは総理大臣はもう間もなくやめると思ふけれども、その後の大臣だつて困るじやないですか。約束したことをどうするんだと言つたときに、日本の国内においてこういうことをやるんだというスケジュールが出てこないじやないですか。そういう意味において政務次官、もう大臣になつたつもりでひとつしつかりした答へをしてもらいたい。

○衛藤政府委員 先ほどもお答えを申し上げましたが、あと十三年たちますと二十一世紀を迎えますし、また、言うまでもなくだんだんと高齢化社会が到来してくる。この高齢化社会の受け皿にはどこがなるんだといふことでありますが、それは委員御指摘のとおり農村、山村、漁村である。そういう意味からいたしまして四全総に若干の批判が出てきたのではないかと、私はこのように考へておるところでございます。しかし、御案内のとおり政府におきましては財政再建の途中でもあり、また地方財政も極めて厳しい。そういう中で、いわゆる美しい絵をかいたけれども画餅に終わったといふことにならないように、こういうような御指摘であります、まさに私はそのとおりだ、このように思ふわけでありまして。

御案内のとおり構造改善事業で、例えばダムをつくる等におきましても、財源対策があつたときには何とか地元負担もできまして、これからは新しいダムをつくるにおきましても、地元負担金等々、構造改善の地元負担分でありまして、大変大きな負担になっておりますし、また既に償還の時期にかつてきて、その償還も思うに任せないといふところが全国かなりあるのじやないか、こういうことも心配されるところであります。

そこで、いろいろと絵はかきます。林野庁の言うヒューマン・グリーン・プランとかあるいはリゾート法案とかこれから出てまいるわけですが、ヒューマン・グリーン・プランにしろリゾート法案にしろすばらしい計画であります。しか

し、この計画を実行する財源をしっかりと裏打ちをしなければいけない、こういうことだと思えます。そこで、財政の積極的な政策転換あるいは財政の出動、こういうことがたいま言われておるときではあります、折しも外庄といえますか内需振興が強く求められている今日におきまして、極めて厳しい財政事情の中ではあるが、あるいは五兆円の補正とかそういう話も出ておりますが、できる限り山村あるいは農村、漁村、そういうところの重点的に予算が傾斜配分されるように、しかもなおかつ地元のあるいは市町村の負担が重荷にならないような措置を考えて、委員の御指摘の農村、山村、漁村の町づくり、村づくりを進めていくべきだ、このように考えている次第であります。

〔委員長退席、保利委員長代理着席〕
○竹内(猛)委員 そのいい答弁を今度は裏打ちしなければいけない。

そこで、きのうの本会議でも中曽根総理からも話があったように、「増税なき財政再建」ということで行革を進めてきたけれども、現在百五十二兆の借金があった、その金利だけでも二〇〇兆だ。これでは一生懸命行政改革、行政改革と言っているけれども六十五年にはどうにもならないじゃないか、そういう状態で売上税なんていう国民から批判されるようなものでもないものを出してきて大揺れに揺れている。そういうような状態じゃなくて、本当に国民のすべてが参加をして、喜んで税金も納めよう、健康にもなろう、国力も充実させようということになるためには、今政務次官が言ったような方向はいいことだと思うのです。そういうようなことをこれからしっかりと裏づけてもらいたいということを私は要望したい。きょうは別に内需拡大で議論したわけじゃないからこれ以上そのことは言いませんし、建設省の皆さんにもいろいろ要請したが、これもひとつよろしくお願いしたいと思う。

環境庁においてをいたしたいわけですから、けさテレビを見てみると知床の問題が、大分詳

しく放映をされました、この時間に知床の問題に触れるとかえって私の質問が誤解を与えたとまずいから、知床については私たちは現地を調査して、そして現地と十分に懇談をし、それから林野庁の関係者並びに環境庁との問題については、つまり林業経営というものと自然保護というものとを調和をどうされるのかということについては、そのことだけで時間をかけて質疑をしたいと思います。それから、きょうは恐縮ですけれども、これで建設省と環境庁にはお別れをしたいと思います。わざわざありがとうございます。

さて、今度は本論ですけれども、五十九年に再建をやるということでも努力されて、もう六十二年です。そしてやがて六十八年ということを目標にして出発をするわけですが、好転しない根本的原因というのは一体何なのか。つまり林野庁だけの努力では、自分の力だけでは経営がうまくいかないということじゃないのですか、それはどうですか。

○田中(宏尚)政府委員 一般的には林業そのもののいろいろな苦しさというものが我が国有林経営にも色濃く反映していることは当然でありますけれども、特に国有林野事業につきましても最近の財政の悪化というものがつきましても、これは一般論とも共通する話ですが、一つには木材の需給構造というものが大きく変化いたしました。価格が低迷してきているということ。

それから第二点目としましては、我が国有林の場合には人工林の約九割がまだ保育、間伐を必要といたします三十五年生以下であるということがございまして、こういう資源的な制約のもとで伐採量にも限界があるという点が二つ目かと思えます。

それからもう一つといたしましては、造林でございましてか林道でございましてか、こういう投資的借入れというものを過去大量にできてきたので、将来の国有林野の健全な発展に心がけてきたわけでございまして、そういう長期借入金に係ります償還金が大きくなってまいりました。

し、借入れに伴う利子というものの経営を圧迫しているわけでございます。

それから、第四点といたしましては、このところいろいろな努力を積み重ねまして、事業運営の効率化でございましてかあるいは組織、要員規模の面でそれなりの合理化の努力を行ってきたわけでございますけれども、残念ながら改善途上にあるということで、現時点では諸経費というものが事業規模に比しますとまだ大きいというようない問題もございまして、そういう一般的な林業にかかわる問題と国有林野に特に顕著に見られる問題、こういうものが相乗いたしました。せつかく五十九年に国会でも真剣な御議論をいただきまして経営改善計画を現行のようなものに改訂、強化したわけでございますけれども、現時点のような決算状況、苦しみに陥っているわけでございます。

○竹内(猛)委員 今度の法案についても去年の四

野党の書記長、それから自民党の幹事長会議の中でのいろいろ申し合わせをしている。これがその中の一項目です。「森林、林業の健全な育成と国有林野事業の経営改善方策については、財源措置を含め昭和六十一年中に結論を得るよう最善をつくす。」こういうようなことの中から生まれたものだとして理解をしておるのです。ところが今のまま進めていって、六十八年という形をとっているが、では六十八年どうするのか、あるいは七十二年度までの間に本間に今長官が説明したような方法、苦しみながら、もたえながら明るくなっているのかどうか、この辺についての見通しとかいうようなものについては恐らく計算をしたものがあるだろう。木の成長率、それから職員の数、海外との関係、円ドルの関係もあるでしょう。それから国内の需給関係、借入金償還、いろいろなことを含めてそういうことが恐らくあるはずなのですね。これはどうなっているか。こういうものの資料は出せないのですか。

○田中(宏尚)政府委員 ただいま先生からお話がありましたように、価格の動向なり労務の状

況、あるいは海外との関係あるいは借金の返しぐあいというように、ざっと列挙いたしましたけれどもそういういろいろな事由というものが収支に絡んでくるわけでございます。それで、どの点をどういう水準でピンどめして最終的な収支をはじいていくかということは技術的にも非常に難しくございまして、それから見方によりますと、一義的なものをここで決めることはかえっていろいろな努力なり、将来への政策努力へのマイナスにもなるということがございまして、現時点では、最終的にこれ一つというように収支改善の将来の姿というものをデッサンしたものは残念ながら持ち合わせていないわけでございます。したがって、現時点でただいま先生から御要望ありましたような収支の見通しというものをとお出しして議論いただくという状況にないことをひとつ御理解をいただきたいと思います。

○竹内(猛)委員 人間を減らしたり営林署を少し抑えたりするような見通しはあるけれども、再建の見通しがないというのは心細いじゃないですか。幸いにそこに内需優先ということがあつた。先ほど衛藤政務次官からもお話があつたように、ダム建設や林道の開発、いろいろな形の国民が喜ぶような道路を開発していく、そして国有林のみならず、公有林にしても民有林の一部が入っても構わないから、そういうものをひとつ活用していくというようにすることを考えるとすれば、五兆円ないし五兆円以上という内需優先のこの金を、林業やいわゆる農山村に回していくという努力を声を大にして主張すべきじゃないですか。自助努力はしなければならぬが、やはり大きな血液を入れて、そして緑やいい空気や立派な山をつくっていく、こういうようなことはどうですか。政務次官の方のこれからの考えです、どうですか。

○衛藤政府委員 いわゆる雇用の創出あるいは経済の波及効果、こういうものからしますと、農村、山村、漁村の公共事業というものは最もメリツトがある、このように考えているわけでございます。

まして、都会のいわゆる用地代に消えていく公共事業とは際立って違うものがある、このように思っております。五兆円の補正云々という話も出てきておられる折でもあります、本年の補正あるいは昭和六十三年の本予算、そういうことに対しても、私も少しはきまの細い積み上げをすることによって、農村、山村、漁村の公共事業費の獲得、そして公共事業の執行、蓄積、それによる農林水産行政の推進、こういうことに努めてまいりたいと思っております。とりわけ補正というようにあるわけでありまして、できる限り農林水産省といたしましてその補正に向けて、予算獲得に向けてあらゆる努力をいたしたい、このように考えておる次第でございます。

○竹内(猛)委員 政務次官、これはぜひ努力をしてもらいたい。我々もこれは一緒に頑張っていただければならないと思うのです。

それで、自助努力というのはいややらずやなくやらなければならない、自助努力ばかりじゃなしに、こういう機会に立派な山をつくり、そして山に道をつくり、そこに国民が非常に望んでいるいろいろな施設をつくっていくわけですから、そのためには土地を売ること余り優先的に考えてもらいたくない。土地は国が持っている、その利用、貸したり何かする。つまり成長した木の利益よりも土地を活用した利益の方が多ければ、そういうような山の使い方をすべきじゃないですか。

みんな知恵があるんだから、最近のいい技術を使つて。そして、場合によつたら山をパブリックのゴルフ場にしたっていいじゃないですか、健康のためにいいですよ。社会党の土井委員長だってゴルフ場を大いに、まあ勧めてはいないがパチンコぐらいまでやっているのだから、ゴルフもこのごろは庶民のやることだ、そのくらいかなければ社会党だって政権とれないのだ、実際は。そういうようなことまで考えて、山をやたら売つた方がいいですよ。その点はどうです。

○衛藤政府委員 先ほどもちよつと答え申し上げましたが、ヒューマン・グリーン・プラン、御承知のとおりだと思いますが、今竹内委員の御指摘のとおりでありまして、国有林をいわゆるリースするといふようなことを基本にする中で、諸事業、例えばパブリックコース、ゴルフを取り入れてみようと、森林空間を活用するわけですから、いろいろの事業を考慮しておる中であります。また、御案内のリゾート法案につきましても、同じような一つの哲学のつとまりまして森林の総合的な、立体的な、トータル的な活用を考えている、そしてその基本としてリースということを考えておるわけでございます。

なお、パブリックのゴルフ場をつくれといううな話がございますが、まさにそのような御意見があることもよく知っておりますし、また社会党の土井委員長はゴルフ場の入場税をただしるといううな話、それは積極的に取り組んでいくというお話も聞いております。とりわけヒューマン・グリーン・プランの中にはそういうことが十分に盛り込まれているということをお答えしたいと思つております。

○竹内(猛)委員 この林野庁の会計を見ると四七%も借金をしている。その金利、これはおかしきじゃないですか、五・二%も金利を払う。民間は三・五だ。同じ山の金利が何でそんなに違うのかね。こういうようなところだつて努力しなかつたおかしきじゃないですか。

○田中(宏尚)政府委員 ただいま御指摘ありましたように、林野庁の財政資金の場合には五・二%という金利水準になっておるわけでございますが、これはいわゆる預託金利と同一水準に設定されておりました、他の金融機関とのバランスというところからいまして、財政運用上これがぎりぎりの金利というふうに当方は理解しているわけでございます。

ただ、民間と比較いたします際に、国有林というものが全体の三〇%を所有している大規模な林業経営をやっている大森林経営者ということが一

つと、それから民間で資金を借ります際には貸付率というものがございまして、所要資金の八割とか九割しか融資を受けられない、それから貸付対象につきましても非常に限定的でございますけれども、国有林の場合には必要な資金の全額を財政で所要の手当てをしていただいておりますし、それから貸付対象事業費にいたしまして、定員内の職員の給料でございますとか、一般の森林所有者の場合には制度金融として借りられないような事業種目、こういうものもすべて財政の貸付対象になっておるわけでございます。したがって、そういうものを全体プールして計算してみますと決して民間に劣つておる貸付水準じゃないかと思つて、民間というものを十分横にみながら設定されておる金利水準というふうに我々は理解しております。それから、ただいま御審議いただいております法律が通りますればその償還金を借りかえ、そしてその借りかえたものには利子補給してもらつてという道が開けるわけでございますけれども、償還金の借りかえということ、これはまさしく貸付期間の大幅延長ということでございますし、そしてこれに対する金利の助成ということも、実質金利を引き下げるということに相なりますので、この法律に期待しているところ大なるものがあるわけでございます。

○竹内(猛)委員 水田や畑が作物をつくつて人間の生命の再生産をするための安全保障であるとするならば、山林は空気を浄化し、水をつくり、緑をつくり、そして国土の保全をする、国土の安全を守るための大事なものである。計算によると、全国農業会議なんかも計算をしているけれども、それは三十六兆と云つておる。ある計算によると、七一年ころのものを基礎にして計算していくと二十九兆何千億、そういう計算も出る。これについては無償で提供しているんでしよう。農産物の六十年度の総生産額といふのは十三兆と云われておる。米が三兆六千億、畜産物で二兆何百億、それから野菜、果樹と蔬菜といふように大体四つくらいのもので十三兆と云われてい

る。それよりも二倍以上のものをつくり出してゐる。もちろん計算の基礎にいろいろなことがあるかもしれない。あるかもしれないが、それを考えると林野というものは、山林というものは人間が生きていく上においてはなくてはならないものであるだけに、そういう重要なものであるから、だから財政的にも考えてそれを崩さないように、縮小しないように、やはり緑を拡大していく、あるいはダムをつくつていく、道路をつくつていくといふようなことを進んでやるべきだ、それが内需拡大に通ずる大きな道だということは何遍繰り返してもいいと僕は思うのです。この点はどうか。

○田中(宏尚)政府委員 森林なり林野というものが、先生ただいま御指摘のとおり空気なり水なり国民にとつてかけがえのないものを供給しておる源泉でございます。そういう公共性があればこそ今までのいろいろな施策体系というものがそれに応じて積み重ねられてきているわけでございます。そういう前提で、例えば従来から保安林内の造林でございますとかあるいは基幹林道、こういうものににつきましては事業施設費、こういうもののにつきましては一般会計から所要の繰り入れを行つておりますし、それから特に公共性の高い治山事業につきましては、今年度で申し上げても二百四十億に上る全額一般会計、国費というもので行つておるわけでございます。

しかし、これだけでもいろいろと森林の経営につきましても問題はいろいろある。治山、治水、こういう面ではいろいろな問題が指摘されておりますので、従来の施策を何とか伸ばし、それからさらに多くの国民の方々に山の重要性、緑の必要性というものを御理解いただきまして、国民参加の形の財源と云いますか所要経費の調達というふうなことに過去からいろいろの検討をしてきておるわけでございます。現時点におきましても、従来の検討経過なりいろいろの動きの経過も念頭に置きまして、新しい国民参加の方策についても前向きに検討を進めていくところでござ

ざいます。

○竹内(参)委員 次に、林業の施策についてちょっと注文をしておきたいのです。

木を切った後に天然に木が生えていくという天然林の問題、それから人工造林の問題、この二つの形があると思うのです。天然林の場合にははかしてあるし、人工造林の場合には手抜きをするということが世間で言われている。これはやはり調査をして、両方ともしっかり木が育つようにやるべきだと思うのです。人間がだんだん足りなくなつて、自然林はそのままになっている、ほつとけば伸びるだろう、人工林の方は手を抜くというようなことは施業上非常にまずい。手抜きをすることはよくない。

○田中(宏尚)政府委員 人工林でありましようが天然林でありましようが手抜きをすることはよくないという点は全く我々としてもそうでございます。天然林についても、その立地条件によって天然の更新力を活用し得るという森林の特質を踏まえまして、気象条件なり林分状況というものを踏まえて、天然林施業が技術的合理性からいって適当であるという場合につきましては推進していくという立場をとっているわけでございます。それから、天然林施業というものは全く天然に任せるということばかりではございまして、必要な植え込みあるいは稚幼樹の刈り出しでございますとか、人工補正作業というものをきめ細やかに行うために必要な路網の整備とかということもいたしまして、あくまでも確實、適切な更新なり保育に努めまして、森林管理に十全を期してまいりたいと思つております。

○竹内(参)委員 五十九年度につくられた改善計画の中には、林政審の答申の中にも盛り込まれておりますけれども、事業の推進形態については請負化を促進するということが言われている。それから業務について、直用事業についてはそれにふさわしい業務に特化していくというようなことも言われている。この二つについて、特に請負の実態を見ると今全国にどれくらいありますか、千

三百六十九ぐらいの請負の事業所があるけれども、これを見ると、四十人以下の事業所が七六%、そしてその中で年齢から言つと、四十歳から四十九歳まで、五十から五十九、六十歳以上、こ

うすると八六%が四十歳以上の労働力である。それから、雇用保険が四六%ぐらいしかあれてない。それから健康保険も一六%、厚生年金が九%、退職金制度が五二%しかない。さらに賃金に至つては、国有林が一万三千七百六十四円というような状態のときに九千七百二十九円ということ。何日間働くかということについても、働く日数というものは通年の場合が二九・七%であつて、その他は通年でないものが多いわけですから、それを考えると三八%ぐらいが六カ月、それから四から六カ月というのがある。これはやはりぐあいが悪いのじゃないですか。人間を大事にするという憲法の思想からいってもそれはよろしくない。どうですか。

○田中(宏尚)政府委員 請負につきましましていろいろ議論のあるところでございますけれども、経営改善を推進していくという観点から、要員の調整なりあるいは組織機構の簡素合理化を推進していく必要があるわけでございます。これを表現していくために密接に関係があります事業実行形態というもののつきましては、業務運営の抜本的な改善を図るという観点から、現在できるだけ民間の事業体というものを整備して請負化を推進してまいりたいと思つておるわけでございます。

それで、この請負事業体につきましては、ただいま先生からもお話がありましたように、全国で千三百有余の事業体が現存しておるわけでございますけれども、これもこのところ請負事業体の登録制度というところで事業体そのものの資格なりを厳格にしておきまして、それから何とないことでも計画的に請負事業者に発注していくというところで請負事業体の経営基盤を強化していく、そういうことを通じて請負経営体の責任履行体制が確立されていくことをいねがっているわけでございまして、そういうこととあわせて、ただい

まいいろいろと御指摘ございました労務改善についても強く指導の強化を図つておるところでござい

ます。それに、特に経営体といたしまして、最近のいろいろな情勢からいまして単独の仕事だけではなかなか経営上難しいという請負事業体もござい

ますので、できるだけ素材生産と造林とを組み合わせる、あるいは間伐でございましてとか特用林産物というものの手を出していくということで、事業体の経営の多角化というものを積極的に推奨するなり配慮していくことを通じて請負事業体自

体の整備も進んでおるわけで、こういう方向をさらに今後強めまして、請負事業体の基盤ができるだけ整備され、そこで働いていらつしやる方々が安心して林業労働に従事できる体制を築き、そういうことを前提として当方の事業も請負にお願いしていくという全体の体制を何とか組み立ててまいりたいと考えておるわけでござい

ます。林で、しかも長期間に回転していく特殊な経営形態でございまして、森林組合等の主導的な役割というものにも期待いたしまして、作業班の編成

でございましてとか公益的な活用というものを通じてまいりたいと思つております。○竹内(参)委員 私は、やはり山をよくするには立派な労働力が必要だと思つた。これは農業でも一緒ですね。高齢者はかりが農村にいて、若い者が外に出てしまつてしまふのでは農村に魅力がない。同じように、山にも若い労働力が喜んでそこで仕事ができるようなことが必要だし、それからその職場が活性化するということがぜひ必要だと思つ

のです。そういうときに、これもまた臨調か何かのあれによって組織の簡素化をしつてというわけで、従来から営林局を統合しろだの営林署を統合しろだの言つてきた。十四の営林局の中で今度は十営林署を統合しろなどというようにございまして言われておるけれども、これは一体どうするのですか。

○田中(宏尚)政府委員 営林署の統廃合につきましては、昨年の十二月三十日の閣議決定によりまして、ただいま御指摘ありましたように、昭和六十二年度に十カ所の統合をするという全体計画は策定しているわけでございまして、六十二年年度にどこでいつ選定を決定するかということについては現時点ではまだ決めておりません。従来

のであり、その中心地には役場があり、郵便局があり、それから警察、学校、農協があり、営林署があった。ところが、学校へ行って話をすると、どうもおもしろくない。警察へ行っても何か話ができない。役場へ行ってもお茶も飲めない。そうすると地域の人は、営林署は自分たちの集まる懇談の場所であり、憩いの場と考えているくらい親しみやすいのです。そういうものを一つ一つ取ってしまったら、もう山村の活性化なんという事は言うべくしてできないことだ。

だから、これはひとつ公務次官の方にも答えてもらいたいが、今の内閣拡大というようなことからいえば、優先ということからいえば、山村地帯をどう振興するか。四全総の一極集中に批判が出た。それじゃ今度は多極でやろうということになれば、どうしても山村地帯を活性化すること以外にない。そうすると、せっかくそういうものができているところを壊すのじゃなくて、そこをどうしたら拡大をして活性化できるかという方向を考えた方がいいんじゃないか。幸いに小さな森林組合を合併していく、そして三法人を、基金と一緒にしてまた出発しようということ、で、このせつば詰まったときに我々も一生懸命努力をして法案を仕上げようというわけだから、それらを考えてそっちの方もひとつちゃんとやらねばならない。閣議の決定といたって、では一体六十五年に「増税なき財政再建」をやられるか。その閣議の決定を守らないで、こればかりやられたっておかしいじゃないか。国民はそんなもの承知しないですよ。

○田中(宏尚)政府委員 営林署が地域の親しみの場として活用されているという御指摘、非常にうれし話でございますけれども、その反面、営林署も国有林経営という経営の最前線でございます。こういう全体の経営の中でございまして、何といいたしても合理化なりスリム化ということで避けて通れない道と思っております。しかし、その実行の仕方につきましては、先ほど申し上げましたように従来の経緯なりあるいは山村の活

化とのつながり、それから地元への貢献の度合い、あるいは機能のあり方ということを経営的に勘案いたしまして、できるだけ地元経済なり社会に混乱を起こさない形で円滑に取り進めたいと考えている次第でございます。

○竹内(猛)委員 だんだん時間がなくなったから要請もしたりして質問していきませんが、先ほど串原委員も言ったように、木を切つて売るときに随意契約じゃないに競争入札でやる。随意契約なんという事は余りよろしくないんじゃないか。これは注意をしておきたい。

それから土地の問題についても、確かに国土の二割、山林の三割を占めている国有林でありますから相当土地はあるけれども、それを売るといふことじゃなしに、それは国民の共有財産なんだからしっかりと抱えながら多角的な活用をしていくという事で、先ほど空間とか何とか利用、ヒューマン・グリーン・プラン、えらい難しい哲学的なことはだめだから、これはもう少しわかりやすいことでひとつやってみてほしいですね。

○田中(宏尚)政府委員 ヒューマン・グリーン・プランにつきましては、先ほどそういうお言葉があったわけでございますけれども、これは正式な名前前は私も実は記憶できないくらい長い名前でございます。森林空間総合何とか活用事業という事でございまして、これは先生御指摘のように国民に親しみが無いという事で、横文字であるということが若干問題ともわかりませんが、ヒューマン・グリーン・プランということ、で、我々にいたしますと今様の命名をしたというふうに感じているわけでございます。何とかこのヒューマン・グリーン・プランで、限られた国土について国民のいろいろな要望がこのところ出てまいっておりますので、地域との調整なり林業経営との調整はもろもろ必要でございますけれども、せっかく国土の二割、森林の三割を持っている国有林でございますので、国民の多様なニーズにできるだけ円滑にこたえるように、役人らしからぬ運営をできるだけしてまいりたいと思ってお

ります。

○竹内(猛)委員 これは僕がどこから聞いた話で、もしそれが危惧であればいいのですけれども、六十八年から七十二年ころまでに三十万ヘクタールくらいの国有林を売るといふことが既にうわさに出ていた。これはも本当だったら大変なことですね。さっきから言うように国有林は国民の共有の財産なんだから、余り売らないでそれを活用する、そしてそこに雇用の場をつくっていく。定年でやめる人も多分いるでしょう。それは定年になればだれだって、どんな偉い人だってやめなければならぬ。そういう人たちがその技術と経験と能力を生かしてそこでやれる、指導する。こういうようなことで、土地を売ってしまうなんという事はよろしくない、賃賃料でやる。こういう計画をひとつ立ててほしいのです。これはぜひそういうふうにしてもらいたいのです。若い人も年寄りも一緒にして、地域の人たちが溶け合つてその地域を活性化することが、山を愛し国を愛する道なんだ。何とかというでかい財閥が入ってきて景気のいいことを言つたんで財閥ですよ。財閥なんて人情がない、心が通じないですよ。心を通ずるようなことにしなければ山を愛することにならない。その点はどうです、政務次官。これはしつかりやってみてほしいな。

○衛藤政府委員 竹内先生のおっしゃる方向に進んでまいりたい、このように考えております。

○竹内(猛)委員 もう時間が来たからこれで私は終わるわけですが、こういう異常な国会でありますして、もう少し環境上の問題も自然保護の問題も含めて、国有林が持っている、あるいは森林が持っている公共的な機能あるいは自然条件、こういうものについて、国民が鳥、けものあるいは風景、そういうものを非常に愛している。日本の山河というのはどこから見ても立派だ、いい。こういうふう言われているのです。ところが木を切つて丸坊主になつて、行つてみたらベンベン草が生えているようなことでは非常に困るわけだ。山を愛し国を愛する人に悪い人はいないです

よ。だからそういうものを涵養するためには、やはり金と人と、それを運営する機構が常に活性化をしなければならぬ。そのために財政的にも、独立会計ですから確かに困難でしょう、困難でしょうが、やはりそれに対していろいろな努力をしているわけですから、ひとつしつかりやってみてほしいと思つた。

最後に衛藤政務次官から、大臣になつたつもりで、ひとつ山を愛する心、決意をお聞きして終わりたいと思つたが、どうですか。

○衛藤政府委員 私も竹内委員と全く同じ考え方をしております。山は土の原点であるし、水の原点であるし、また空気の原点である、そのような考え方に立つております。土づくりは山づくりから始まるし、水づくりも山づくりから始まるし、また我々人間の心そのルーツは山から出ておる、そういう認識に立つておる次第でありますから、ただいま御示唆をいただきました竹内先生のその哲学を踏まえて積極的な取り組みをしてまいりたい、このように思っています。

○竹内(猛)委員 終わります。

○保利委員長代理 五十嵐広三君。

○五十嵐委員 先に知床の問題をお伺いしたいと思つた。

自然保護団体の大変強い反対という中で、いろいろな経過があったわけですが、四月十四日知床国立公園内の国有林の択伐作業が強行された。これはどうもあの混乱の状況の報道を見ながら大変残念だという気持ちでありました。余りきょうはそのこの内容といふと、問題になつて調査の方法とか内容だとかいろいろあることがあつたけれども、それは今触れることは避けて、改めてまた機会を見てお伺いしたいというふうに思ふのですが、しかししたまは、これが強行されてその直後の地元斜里町長選挙があつて、その択伐強行の大きな反響の中で新町長が生まれた。これはまさに知床を切るな、知床を守れという自然保護派の代表格であつた牛来さんが斜里町長に当選をなさつた、これは本人も含めてだれしも入ると

余り思わぬかったという状況の中で、当選してから慌てて目玉を入れるだるを買ってきたという報道もあったわけですが、それほど劇的な当選の状況であったと思うのです。何と云ったって町長というのは町民の意思を代表する者でありまして、しかも、ああいうまさに伐採強行の直後にそういうドラマチックな一幕があったということからいって、長い経過の中で今日に至っている林野庁としてはどういうようにお受けとめになつておられるか。

○田中(宏尚)政府委員 知床問題につきましては、長い経緯が先生御承知のとおりございまして、我々といしまして、知床のあの自然を守るといふことの必要性につきましては十分認識しながら、一方で林業という産業としての、しかも地場産業としての問題というはさまたちの中で、いろいろな調査なり地元との説得工作等を積み重ねまして行つたつもりでございすけれども、最終的に完全な地元の了解とまではいかない形でマスコミ等にきざされたことにつきましては、非常に残念に思つておるわけでございます。

それから、町長選の結果につきましては、公務員として論評を差し控えていただきますけれども、劇的にせよああいう結果になりましたことにつきましては、我々といしまして非常に感慨深いものがあるわけございまして、今後の施業につきましては、既に六十二年度の施業予定について調査にも着手しております、従来の経緯なりそれから地元、地場産業としての林業関係者、それからあの山を採伐することが林業技術的に申し上げますとむしろ山自体の活性化にもつながるといふような問題もございまして、着手しております調査結果というものは十分しんしゃくしながら今後の扱いについては対応してまいりたいと思つております。

○五十嵐委員 林業経営というものは地域に融和し、密着しながら地域のためにも振興されていかなければだめなことだといふことはる先ほど来話があったところであります。私、お伺いしてい

るのでは、現地の営林支局は、これまで採伐について現地町長の同意を一つの条件としてきていたといふふうに伺つてゐるのでありますが、今のお答えを聞きますと、従前の路線をここでちょっと足をとめて慎重にといふような気配の余り感じられない回答のような感じがするのだが、私の聞き取りの間違いかもしれないが、そういう現地の今までの経過があるとすれば、その辺はどうお考えですか。

○田中(宏尚)政府委員 国有林の経営も現地があらうての経営でございまして、現地と密接な連携なり御理解の上で今まで施業してきたつもりでございす。それから、今回の斜里の採伐にいたしましても、前体制ではございすけれども、町長を初め町議会の方々のいろいろな話し合いの積み上げの結果も一つあったわけでございますが、ああいう形で新しい体制になりまして、新町長からいろいろな御要望が現地では来ているやに聞いております。それで、我々といまして、やはり国有林経営を行つてまいります際に地元の協力、理解といふものが不可欠でございすので、これから現地の方々といろいろ話し合ひたいというものは当然積み上げていく必要があるかと思つております。

○五十嵐委員 六十一年度の林業白書に初めて自然保護というものが登場してきたわけですね。その中で「林業と自然保護は互いに調和し両立し得るものである」、こういう表現があつて、それについて續いて、国民の理解を得ていくことが重要、こういううぐあいに締めくくつていくわけなんです。この部分に関しては私は全くそうだなと思つての経過の中で、お互いに言ふとしかれるかも知れないがある。特に自然保護団体側からの林野行政に対する不信感といふものは相当なものがあることは御承知のとおりだと思つてゐる。しかし一方、この知床にしてみても、あの団体の運動が執拗に今日まで続けられなかったらどうだったかといううぐあいに思ひますと、やはり我々もそれ

はそれなりに評価をすべきものだといふふうにも思ふわけでありまして。本来自然保護運動といふのは国有林の敵だといふのはやはりおかしいのであつて、本来お互いが味方、そして緑を守り育てていかなければいかぬといふふうに思ふわけであつて、硬直した態度でこれに臨んでいくといふことではなくて、ぜひひとつ胸襟を開いて新町長とも話し合つて、殊に、私もよくわからないが、経過からいって現地町長の同意が一つの条件だといふような経過等のあり方から見ると、それが不可欠だなといふふうに思ひます。ぜひこの際慎重な対応が必要でないかと思つたのですが、いかがでしょうか。

○田中(宏尚)政府委員 ただいま先生から林業白書の御紹介がございましたとあり、我々といしましては林業と自然の両立、調和といふことがあり得る、それによつてその両輪が成り立つていくといふことを初めて林業白書でも具体的に指摘させていただいたわけでございます。

振り返つてみますと、我々といしまして、林業と自然が対立するものじゃなくて調和するものであるといふこと、あるいは自然といふものが人間の適正な管理行為なり手入れ、こういうことによつてよりよき状態で保護されるということ、それから山林といふものが、山村といふ生活環境の劣っている地域で営々として働いてくれている人たちの常日ごろの血と汗で守られていくといふこと、そういうことにつきまして一般国民に対する御理解を得るためのPRなり説得といふことが、日ごろの活動として若干おこなつていたんじゃないかといふ反省を今してきていくわけでございます。

いずれにいたしましても、ああいうところで象徴的な問題がいろいろ起きてきておりますので、先ほどもお話ししましたように、国有林につきまして、その地元の理解といふものが何と云いましても不可欠でございすので、何とかお互い胸襟を開いて話し合ひを積み重ねてまいりたいと思つておりますが、ただ、自然保護団体の中にも非常

に短絡的な見方といひますか、そういうものが一部見受けられますので、そういう方々に対しましては、我々も理のあるところを根強くお話ししながら御理解を得られまう努力は積み重ねてまいりたいと思つております。

○五十嵐委員 ぜひひとつ、今のお話のように地元と胸襟を開いて町長などとお話を進めてもらいたい。そして、理解の得られない中で再び強行し、一層混乱に輪をかけるようなことがあつてはならないと思つたので、これについては慎重に対応してほしい、こういううぐあいに思ひますが、いかがですか。

○田中(宏尚)政府委員 先生のお言葉を返すようでございますけれども、強行といふことでございす。我々としてはいろいろな長い間の議論の積み重ねなり、あるいは先ほどお話ししましたように、前町長なりあるいは町議会の方々の話し合ひの積み重ねの上で、一〇〇%の御理解とまではいかなかったのは残念でございすけれども、大方の御納得、御理解は得られたという前提で、しかも精緻な調査といふもの十二月から三月にかけて行ひまして、それに加へますに知床全体の将来の図といひますか、あそこの横断歩道の奥の方の相当部分につきましては、今後遺伝資源保存林等として守るといふような方針も打ち立てまして、将来守るべきところと現時点である程度の採伐、これはよく言ひます話でございすけれども、後楽園の広さで四、五本採伐することが、むしろ山の活性化にもつながるといふようなことで我々として踏み切つたつもりではございす。ただ、現実問題として、あれだけの議論、御批判がありまして我々として厳密に受けとめる必要がございすので、先ほどお答えしましたように、従来以上に地元との説得工作なり地元との話し合ひといふものを十分やつてまいりたいと思つております。

○五十嵐委員 どうも気持ちにはわかるような気がするんだけど、今の表現ではどうなんだろうね。この議事録をお読みになつてみんどうい

うぐあいに感ずるかと思ひますね。つまり、こういう大事な節目のようなものが今一つ来ている。むしろそういうものをいい意味でとらえて、そして再三三官もお話しになっておるうちに、気持ちを開いて話し合つてみる。話し合つたつて結論はいずれにしろ変わらないうえ、我が方は長い間こういうぐあいにしておるうえ、なんだからといううえなことを話しながら新町長と話し合つて、これまたちよつとどうかと思ひますね。そうじやなくて、それは役所は役所としての考えや経過というものがあつてはよくわかつてゐるわけであつたが、しかし地元の同意というものが一つあれば、やはりそういうお気持ちで率直にひとつ話し合つて、新しい方途を互いに開いていくという態度が僕は大事ではないかと思ひますね。

今お話しの中のおしまいのところはそんな感じには聞こえるのだけれども、前段がかなり長かつたものだから、ちよつと私の受け取り違いかもしれないが、どうも恐縮だけれどももう一遍ちよつと……。

○田中(宏)政府委員 では、最後の部分だけ答えさせていただきます。

地元と今後十分話し合つてまいりたいと思つておられます。

○五十嵐委員 ぜひひとつ慎重に対応してほしい、こういうぐあいに思ひます。

さて、今回の国有林事業改善特別措置法の一部改正案について、私も今年初めて農水委員会に入らせていただきましたものでありますから、全くの素人でよくわからないわけでございますが、しかし改めていろいろ資料などをこの機会に見させていただきました。質問というよりはぜひお教えをいただきたいという気持ちであります。最近数年における国有林事業特別会計の財務状況につきまして拝見いたしました。発生収支の歳入の構成比を見ても、六十一年で自己収入が五六、それから一般会計からの繰り入れが二、長期借入金が一四、六十二年で見ます

と、自己収入が五一、一般会計からの繰り入れが二、長期借入金が一四、七〇という構成比になつてゐる。こういうことではありますから、当然歳入における償還金や利子のウェイトは極めて高い、あるいは債務残高も膨大な金額に上つてきてゐる。これは国鉄の財務状況と構造的にはよく似てゐるな、非常に心配だ、素人なりにそう思うわけでありませう。

先ほど来も議論がありましたように、さまざまな公益的機能を持つてゐるわけでありませうから、そういうことに対するもつと国の積極的な財政責任というものが明確になつていくべきものでないだらうか。長期借入金が一四、七〇もある、債務残高が六十二年見込みで一兆七千億ほどにもなるということ、どう考へたつて極めて異常な財務内容であるというように新入りの私は改めて感じたわけなんです。恐らく毎年多くの先輩からそういう点については議論が続いてゐるだらうと思ひますが、国有林七百六十万ヘクタールの六四、公益的機能発揮のための森林、内容的には保安林が五一、共用林が一三、というこのようでありませうが、わずかに二〇足らずの一般会計からの助成しかない、林産物売り払い収入のみでこれをほとんど賄つていく、これはどう考へたつて適正な会計のあり方ではないのかと思ひます。感じが強いのであります。それは独立採算と言つたつて、材価を一方的に決定するなというところになるのではないわけですからね。しかも、昨今の輸入材の状況等から材価は下落の一方、あるいは需要も非常に低下してゐる、さらにはまた、高度経済成長期にどんな増伐したために資源の大幅な減少、こういう構造的に極めて厳しい状況の中、しかも本質的に、長い森林経営の会計制度として今のような特別会計のあり方というのはいくらも納得がいかなうというふうに実は強く思ひます。

私は、諸外国における国有林の会計方式というもの、それを余り知らないわけですが、それでもきのうのうですか、ちよつとどうなんだろうなといつて

聞きましたら、メモをいただきました。しかし、そのメモの説明を聞く暇もなく今に至つておるものですから、こんな機会にまた長官からでも教えていただければありがたいと思ひます。西ドイツは州の一般会計、アメリカは連邦の一般会計、カナダは州の一般会計、こういうような内容もありませう。あるいはフランスのように公社による独立採算制、スウェーデンの特別会計、ニュージーランドの公社による独立採算制、いただきましたのはこの六つの会計方式だけなものでございませう、これだけではちよつとわかりませう、あるいは特別会計であつても、一体一般会計からどのくらい繰り入れられてゐるのかということもお伺いしなければならぬわけでありませう。

前段私が申し上げたような、一体これでいいんだらうかなという状況の中で、ぜひ諸外国の状況もお伺いしながら、我々はこれから未来の日本列島の国土というものをしっかり守り残して、また育てていかなければいけないわけでありませうから、この機会にそれらについて少しお教えをいただきたいと思ひます。

○田中(宏)政府委員 我が国の国有林経営が特別会計で行われてゐるということにつきましていろいろな外形的にあらわれておる問題につきまして、ただいまも先生から御指摘があつたわけでございますけれども、我々もいたしましては、国有林の所有しております森林面積というものが全森林面積の三割にも及ぶということ、ある意味では最も大きな山林経営所有者でございまして、これだけの大規模な経営をしてゐる以上は、経営の大きなことによるスケールメリットというものもある意味では当然あるわけでございます。一方では先生からも御指摘ありましたように、いろいろな公的な制約をこうわつてゐる山、保安林でございませうとかそういう形で通常の農業のできな山というものも、全国の三割を抱えてゐるだけに多いわけでございます。そういう大規模メリットが本来実現すべきであるという面と、それから公的制限を受けてゐる山が多いという二

つの相矛盾した形で大きな経営を行つてゐるわけでございます。しかし、あくまでもザ・ビッグストナ山林経営者といつたしましては、通常の経済活動として売り出した林産物の収入、こういうものも相償うことが基本的な原則だらうと思ひます。そういう建前で特別会計、独立採算というものを今まで厳守してきてゐるわけでございます。

しかし、その中でもいろいろな世の中の移り変わりなり経営の中身の変遷というものがございまして、過去長い間のいろいろな議論の積み重ねで、徐々に一般会計からの繰り入れでございませうとかあるいは財政資金の借り入れ、総体いたしますと財政措置というもののそれなりに講じてきてゐるわけでございます。特に公共性の高い治山事業につきましては、全額国費で持つといううなことも行つておりました、それから今回の法律改正で、保安林等の保全管理に要する経費についても一般会計から面倒を見るという道を、こういう財政事情の厳しい中ではございませうけれども穴をあけられたわけでございます。今後そういう財政措置を仰げば仰ぐほど自主的な努力の積み重ねも一方が必要になつてまいりますので、この法律が通りますれば、それに基づきまして新しく経営改善計画というものを改訂、強化して、何とかでき得る限りの自主努力をぎりぎりの線まで追求してまいりたいと思ひます。

そういう方向につきましては、昨年の十二月に林政審議会からおおむねそういう方向について御意見をちょうだいしたわけでございますけれども、その中でも、特別会計方式について諸外国の例等を参考にいたしましたいろいろな議論が実はあつたわけでございます。外国のあの事例につきましては、ただいま先生からも御紹介ありましたように、六通りほど我々といつたしましては外国の事例ということで調査、収集してゐるわけでございますけれども、外国の仕組みを考えます際に、いろいろと前提となつてゐる社会条件なり経済情勢、あるいはさらに財政の仕組み自体が非常に

違っておりますので、単にこの国が独立採算だからどうである、あるいは一般会計だからどうであるというふうな日本の土俵の上で即刻同じ例として検討できないことは残念でありますけれども、外国におきましてはいろいろのそれぞれの悩みの抱えながら、一般会計の場合でありましても経済的な合理性はできるだけ追求しながら、公共的、公益的な部分には何がしかの税金で面倒を見ていくというようなことをしているわけでございます。それから国によりましては、そういうための特別の税制も設けて、いわば目的税的な形で税収を上げてやっていると国もございまして、単純にどこが特別会計、一般会計ということの国の多さ、少なさだけで日本の制度がいい悪いという議論でもできませんし、それから一般的な情勢をもう少し詰めてみませんとわかりませんので、我々も少ししましてはさらに諸外国の実例、制度というものの研究に努めたいと思っております。

○五十嵐委員 諸外国の状況をおたくの方で詳細に調べてないわけはないと思うのです。そんな資料がないなんて言ったら、本当に何をやってんだということにそれこそなるわけで、そんなことはないと思いませんか。今お話しのような基礎的な諸条件はどうだとかというのを、したがってこの場合はどうだとかというのを、いろいろと我々も克明に御説明いただかなくては誤解する部分もあるだろうなと思えます。ぜひ少し詳細な資料をいただきたいと思うのですが、これはよろしゅうございませうか。

○田中(安尚)政府委員 先生のところにお持ちいたしまして、十分説明させていただきたいと思っております。

○五十嵐委員 それにしてもさっき国鉄の話を上げたけれども、僕はもちろん自主努力を惜しめなうというのを言っているのではなくて、それはもうみずから汗しながら自己努力を一生懸命してもうことは当然のことだろうと思えます。しかし一方では、何ぼ自己努力をしたって、

客観的に見て、こういう素材の中で仕事をしていくということになれば限界があるだろうなということもわかるわけです。したがって、そうすれば、本当に山を守って育てていくのにはどうしたらいいかということについての極めて意欲的な取り組みが欲しいなというふうに実は思うわけなんです。

今年、一定の評価すべき前進があったと思うわけですが、例えば今年の新しい改正によって新規に幾ら一般会計からの繰り入れがふえることになりましたか。

○田中(安尚)政府委員 新しい退職手当について財投の貸付対象を拡大しまして、それに利子補給をします分と、それから保安林等の保全管理に要します経費について一般会計から繰り入れるというこの二つを足しまして、約六億でございます。

○五十嵐委員 それは歳入総額の何%くらいになりますか。

○田中(安尚)政府委員 昭和六十二年の予算見込みで申し上げますと、歳入が一般会計からの繰り入れ、自己収入、長期借り入れ全部含めまして五千六百九十九億でございます。このうち六億でございますから、その〇・一%程度だと思えます。

○五十嵐委員 まあその程度のものなわけですね。本当に情けないと思うのです。少しまでも議論して、本当にどうするかというのを今考えていかなければ将来大変だと思えるのです。我が党の政策としてこの間も申し入れたわけでありまして、保安林などの経営管理、それから治山事業、住民及び国民の生活道路である幹線林道の新設、維持修繕、林木育種事業、国民の保健休養など、計量可能な公益的機能発揮のための費用について一般会計から国有林事業特別会計にぜひ繰り入れる。本当から言うところ、公益勘定の創設をしていくべきものではないかということなども、私どもの党では主張をしているわけでありまして、ぜひこういうことについて、それはだめなんだというだけでなくて、どう一体大蔵省等に、

あるいは全国民に説得力を持って理解させながら長期の林業振興の財政的基盤をつくっていくかというところについて御検討いただきたい、こういうふうには実は思っております。

続いて一つお伺いしたいのは、さっきいろいろ先輩からお話が出ていたわけですが、例の五兆円以上の内需振興にかかわることなんでありまして、政府がまさに内外にわたってこれを公約しているというところの中で、大幅な公共投資追加補正という段階に入ってくるわけでありまして、昨年の与野党合意あるいは国会決議等もあり、現在活性化の五兆年計画があるわけけれども、その種のものが見直しがいのか、あるいは新たな特別計画がいいのか、できればこの際五兆円の波にしっかりと乗って、この仕事こそ最も適当なんだという胸を張った意欲的な取り組みをぜひひとつとしてほしいと私は思うのです。具体的にはさき竹内委員からもいろいろお話があったようであります。

この間も我々議論して、今の活性化計画の一つの柱でもあるわけでありまして、思い切った例えれば間伐の事業を進めてみてはどうか。お聞きしますと、人工林のほぼ半分の四百万ヘクタールが間伐する時期に来ている。中でも民有林では、百九十万ヘクタールができるだけ早く今間伐しなければ山がだめになっていくというようなお話も伺うのでありますが、これなんかは雇用につながる面が非常に大きいわけで、この前も計算を教えたていただいたわけですが、一ヘクタール二十人とした一年に千二百六十万人という雇用、これは山林実施計画の上での計算でありまして、そういう数字なんかが出ておりました。こういうようなことも大胆な計画に置き直してみ、あるいは自然保護には十分注意しながら林道の造成に努めるというような事例に、この機会にこそこれはマル特事業だ、言ってみれば特別事業だというように格好で、本気になって少し取り組んでみてほしいと思うのです。さき次官からもお話がありまして、これは本当に意欲的な返事が欲しい

いなと思うのですが、いかがですか。

○衛藤政府委員 先ほどもお答え申し上げましたが、五兆円の内需拡大のこの絶好のチャンスに、この波に乗って森林、林業整備を早急に進めるようにという御意見であります。まさしく御指摘のとおりでありまして、とりわけ五十嵐先生御指摘の間伐のことについての取り組みにつきましては、さらに積極的に進めてまいりたい、このように考えております。国有林、民有林ともにそうでありまして、この間伐の作業が雇用をつくり出すわけでもございまして、また自然保護等の立場にも立って林道の開設をさらに進める、そのことによりまして山林の価値を高める、また林業生産基盤の整備充実の道を開く、このような御指摘であります。そのような取り組みをぜひ進めたい、このように考えておるわけでございます。

またこの際、国産材の主産地の形成と担い手の育成ということが極めて大切なことでございまして、環境基盤整備とあわせて生産基盤の整備、そういうことにつきましてもこの五兆円の内需拡大の補正ということに絡めまして対処してまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○五十嵐委員 今次官お触れになりましたけれども、担い手の問題ですが、まさにそのとおりで、今のような状況では林業労働者の前途は一体どうなるのかという感じがするのです。十五、六万人くらいですか、お聞きすると一年大体一万くらいずつ減っているという話ですね。年間で二百万円くらいの収入の人が一般的なようだし、しかも労働災害、振動病を初めとして非常に深刻な問題もたくさんあるという状況の中では、やはり山を離れていくのです。しかも一方では、十年ない

し十五年くらいになってくると、今度は国産材時代に入ってくるということさえも言われているわけでありまして、そうなるにつれてその担い手は一体どうなるのかなという感じが非常にすわわで、今のようない政策でいいのかということについては率直にひとつ疑問を出しておきたいし、ぜひ積極的な取り組みを、今次官のお話のとおりお考えをいただきたいと思う次第であります。

次に水産庁に伺います。

ここ数年、北海道の周辺やあるいは西日本水域における韓国船の非常に乱暴な操業行為というものは目に余るものがある、このように思うわけでありまして、まさに資源保護なんというのとはちっとも考慮しない根こそぎ乱獲により、せっかく育て上げた日本周辺の沿岸の漁場の荒廃、漁具の被害、操業妨害、こういうトラブルが増しているようでありまして、さらに領海侵犯、それから日本国内の操業規制をまるつきり無視しているようなケースが相次いでいるわけでありまして、違反韓国漁船の検挙件数を聞きますと、これも相当な件数に上っているようでありまして、これらを含めてそういう無謀な操業のあり方についてどんなような把握をしておられるか、まずお伺いをいたしたいと思ひます。

○佐竹政府委員 特にここ五、六年、韓国の漁業が非常に発展してまいりました。日本周辺水域における韓国漁船の操業が著しく増大しているわけでございます。御指摘のように北海道を初めとして最近では山陰、九州、さらに三陸沖から道東にかけて、およそ日本の周辺水域すべてにおいて韓国漁船の操業が見られる、かようなことになっているわけでございます。

これに対して現在の日韓間の漁業関係については、西の海域における日韓漁業協定、それから北海道沖、九州島沖における両国漁船の自主調整、こういう枠組みがあるわけでございますけれども、もはやこのような枠組みでは対応できないというような認識に立ちまして、現在日韓漁業協定

締結以来二十年を経過しているわけでございますので、現状に即して新しい漁業秩序を確立する必要があるという観点から韓国に対して強く申し入れをしている、かような現況にあるわけでございます。

○五十嵐委員 日本の漁船も二百海里以降締め出されて、本当に血と涙のような苦勞を続けている。ところが、自分たちの海は、特に韓国船には二百海里は適用されていない、国内の規制も無視されている、これはたまったものじゃないです。大変な強い不満や抗議が相次ぐのは当然の話です。水産庁もこの問題解決のためには先般米穀意御苦労いただいているようでありまして、おとといまでですか、三日間ほど東京における日韓漁業交渉も実務者段階で行われていたようでありまして、報ぜられるところによると不調であったようでありまして、しかもその内容は、我々が聞いてどういふつもりなんだろうなと思われる韓国側の意見のように私には思われるので、これらの経過等についてこの機会に率直に御報告をいただいで、一体どうするのか、本当に腹のあるところをひとつ聞かせてください。

○佐竹政府委員 先ほどお答えしましたような観点から韓国と交渉を続けているわけでございます。経過を若干御説明いたしますと、昨年十月末で北海道沖、九州島沖の自主調整の期限が切れたわけでございます。したがって一つの節目でございまして、それを機会に全面的に日韓の漁業秩序を新しく確立することを主張してきたわけでございますが、これについては韓国側は応ずるところとならず、しかしながら話し合いを続ける必要性については韓国側も認めておりますので、協議継続ということにいたしましたわけでございます。

一方、協議継続いたしますと、その傍らでトラブルが起きることも忍びないというところで、とりあえず一年間現在の漁業自主規制を延長するということですが、実は昨年十月以降一回昨年末にやっておりますが、今年になってから二回目の交渉を五月十一日から五月十三日まで東京で韓国側と行ったわけでございます。

韓国側と日本側では基本的に主張が食い違っておりまして、私どもはこの際全面的な新しい漁業秩序の確立が必要であるということをお願いしております。これに対して、韓国側は問題のある海域について、北海道あるいは九州島で行われたような自主規制措置を講ずることではないのか、枠組みを見直すということにはいろいろ問題が多いというのが立場でございます。私どもとしては、枠組みの改定の必要性はなお強く主張しておりますが、いわば入り口での議論が空回りいたしますので、我々の基本的立場は留保いたします。それでは一体韓国側は何を考えているのか、問題海域ごとに自主規制すればいいというならどういふ自主規制措置を考えているのか、ひとつ提案をしてもいいというのを強く求めたわけでございます。

今回はその提案がなされたわけでございます。その提案の具体的な内容につきましては、交渉過程のことでございますので詳細申し上げるわけにはまいらないわけでございますが、その点ひとつ御理解いただきたいと思ひますが、日本周辺における韓国漁船の操業条件について一定の規制をするという提案があったわけでございます。従来全く野放しになっていたものについて、新しく自主的な操業規制をするという提案があったわけでございます。反面、韓国周辺における日本漁船の操業条件につきましても、従来全く自由に行われてきた、あるいは日韓漁業協定の枠の中で自由に行われてきた操業について同じような自主規制をしてほしいという提案があったわけでございます。

これに対して私どもは、韓国側に対し、まず韓国側の提案の内容に、日本側が強く主張していた取り締まり強化の問題について何らかの考慮が払われていない点が大変遺憾である、それから日本側がかねてから日本側における韓国漁船の操業について秩序化を求めているのは、いわば日本の国内規制並みの操業をしてほしい

ということをや言ってきたわけであって、それに対して韓国側が一定の回答をしたからということの見返りとして、韓国周辺水域で操業している日本漁船の操業について自主規制措置を求めるのはちょっと筋違いではないか、こういうことを主張したわけでございます。

それに続いて今度は日本側から、それでは日本側が枠組みの見直し、新しい漁業秩序の確立とは一体何を考えているかということをも具体的な案として示したわけでございます。

〔保利委員長代理退席、委員長着席〕

この内容につきましては、まず韓国船の操業が日本近海全般に及んでいるという実態に即した新しい操業条件の設定、それから、それをある期間ごとに見直す、そういう制度の仕組みをきっちとくるといふことが一つ。それから、沿岸国の取り締まり権を強化する。現在日韓両国間では旗国主義、それぞれの旗国が取り締まりをするという建前でございますが、これではどうもお互いに約束したことが的確に守られないではないか、そういう意味で取り締まり権を強化するという提案を案として示したわけでございます。

これについて韓国側は、協定の見直し、特に取り締まり権の強化につきましては韓国国内の政治情勢、つまり日本が取り締まり権を強く持つということについて、韓国側では非常に国内で政治問題になるといふこと、それから協定成立時の経緯、と申しますのは、現在の旗国主義は二十年前、日本側が非常に強く主張して旗国主義をとったという経過がある、これは事実のようでございますが、そういう問題があるので直ちに応ずるわけにはいかない、こういうことでございました。

それで、次の御質問でございます。今後どうしていくのか、こういう点でございますが、率直に申し上げまして日韓のアプローチは全く違うわけでございます。しかしながら私どもは、韓国側もまたこの問題はもう放置できないという認識は持っているであろうということを今回韓国側の提案を通じて認識したわけでございます。私どもが一番

たその問題についていろいろと御質問したい、こ
う思いますので、次官からひとつ御答弁をいただ
きたいと思ひます。

○衛廳政府委員　お答えを申し上げます。

御案内のとおり国有林野事業は、それぞれの時
代の社会的、經濟的要請にこたえて種々の役割を
果たしてまいりましたが、森林、林業に対する国
民的要請の高まりにかんがみまして、今後とも林
産物の計劃的また持続的な供給を推進してまいり

たい、また国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全形成、保健休養の場の提供等の森林の有するいわゆる公益的機能の発揮を高めてまいりたい、また、国有林野の活用等を通じた農山村地域振興の推進を図ってまいりたい、こういうことが国有林野事業の使命である、このように考えておるわけであります。

また、この使命を達成していくためには、基本的には国有林野事業の健全な経営を通じていかなる事業連立があればならない、そのため、現行の改善計画の改訂あるいは現行改善計画の強化によりまして自主的な改善努力をなすとともに、収支均衡の達成等経営の健全性を確立して、最も簡素、そして最も合理化された組織、要員のもとで能率的な事業連立

營を圖つてまいらなければならない、このように考へておる次第でございます。

○武田委員　次官が今話されたことは、これまでも何回か改正あるいはまた充実の中で努力をしてきたものではないかと思うわけであります。何か今までの中で、特にそれ以上に効果的な経営の健全化、そして累の果を寧ろ國家の財産と云ふことに

全作。そして、線の俵全等々、國家の財産を、内に納め、外に守つていく、その中で經營の合理化等々を通して、現在ある多額の赤字が解消できる決め手み
たいなもの果たして考えられるのか。

いうところの一番の問題は、これまで五十三年あるいは五十九年、また今回というような措置をして、それでなおかつなかなか、構造的な要因も

あるわけでありすが、赤字の解消が一向に成らない、いつになつたかとした経営の健全化ができるのかというのが一番の核心ではないかと思

うのでありますが、その点につきましては次官はどうお考えなのか、ひとつお答えいただきたいと思ひます。

○田中(宏尚)政府委員 経営の改善につきましては、いろいろな計算なり手だてというものを講じているわけでございませうけれども、当面の目標といたしましては、六十八年度に基礎的な諸条件を整備いたしまして、七十二年度に収支均衡を圖つてまいりたいという目標を立てておるわけでございませう。しかし、この七十二年度の収支均衡達成ということはもちろん容易な目標ではないといふことは十分承知しておりますけれども、何とか自主努力と適正な財政措置、こういうものをかみ合わせまして、七十二年度の収支均衡に向かつて全力を挙げて進んでまいりたいと思つております。

○田中(宏尚)政府委員 収支改善は、これをやればすべてのけりがつくという決定的な決め手というものはなかなかございませうで、いろいろな努力を積み重ねて初めてトータルとして改善していくということに残念ながら事柄の性格上ならざるを得ないと思つております。

そこで、その一つ二つを申し述べますと、一つは、何といひましても自主的努力というのが基本になりますので、この点では一つには支出をどうやってスリム化していくか、もう一つには収入をどうやってふやしていくか、その結果として収支の改善というものが生まれてくるわけでございませう。支出の面につきましては、いろいろな問題を抱えながらも、要員調整について労働組合等の御理解も得ながら何とかスムーズに所期の目的を達していつて、組織、要員規模をできるだけ簡素合理化した姿の中で合理的な経営をやつてまいりたい。それから収入面の話では、販売方法について、従来以上に企業的センスというものに立ちまゐり、公正にしてかつ有利な販売を心がけてまいりたいと思つておりますし、七百万ヘクタールを超える林地が経営の中にございまして、森林の経営と同時に、そういう林地そのものの活用というものも収入面では一つのてこになるかと思つております。それに加えて、今回も法律でお願いしておりますような、こういう財政状況の中ではございませうけれども、しかるべき財政的な手だてもしていただきまして、これらがトータルとして六十八年度なり七十二年度という我々の目標年次に向けて花咲くことを期待し、我々としても血の出るような努力を積み重ねてまいりたいと思つておるわけでございませう。

○武田委員 国有林の赤字の原因はいろいろあるわけですが、その中で、ある学識者は、国有林経営といつても全体が均等の経営をやつておるわけではない、いろいろな格差がある、各地の国有林経営のあり方はそれぞれ当該地域の林材業のあり方が強く影響しておる、これは私も非常にわかるのです。そういう意味で、日本の林材業、林産業と

いうものの大半は、それはいろいろと改善されたりしておるわけですが、残念ながらまだ非常に粗雑、未熟な低開発の状況にあるのじやないか、国有林の多くが低開発地域に所在しておるということがあるのじやないか、こうした状況の中で、国有林の経営というものは、本来林野庁あるいは営林署と局が、そういう地域にもっとインシナチブをとるような立場であつてほしいのだけれども、かえつてそういう地域の体質の中に取込まれて、思うように自分たちの力が発揮されてない。願わくば国の立場の職員の方々やそういう機関が、地域のそうした未熟なまたは非常におくれているようなところをアドバイスしながら、指導しながら高めていく、そういうようなやり方をしたいかなければならないのではないかと。何か粗雑で未熟な地域に対してのインシナチブの発揮ができていないというところに一つ赤字の原因があるんじゃないか。

○田中(宏尚)政府委員 国有林は全体で七百六十万ヘクタールからございませうけれども、トータルとして見ると、国有林という一括した枠の中でございませうが、先生からもただいまお話がありまして、先生からそれとてみますと、まさしくそれぞれ地域に密着した、ある意味では地場産業の最たるものというふうな我々も認識しております。地域産業とともどもに今までも歩いてきたわけでございませう。七百六十万ヘクタールの国有林の賦存状況を見ましても、全国いろいろなところ

にいろいろな濃淡の差を持ちながら分布している、そういうところで一律的な経営方針なり経営方針といふことではなかなか十全な管理運営がでないことは御指摘のとおりでございまして、地域によりましては軒下国有林というふうな、国有林が非常に濃密で、国有林の動きがその地域の経済活動そのものを規制するというようなところもございませうし、それから西の方などでは国有林そのものは非常に少のうございまして、民有林ともどもに歩くなり、レクリエーション機能でございませうとか教育文化機能、そういう通常の林産活動、林業活動とは違う局面で国有林に対する期待というものも多い地域があるわけでございませう。

我々といひましても、経営を合理化いたします際に、それぞれの区域に応じた施策方針なり経営のあり方、さらには人員の配置ということをかきめ細やかに考えてまいりませうと、全国画一的な運営方針では、経営としてもあるいは国土を守るという点から申しましてもなかなか十全ではございませうので、そういう地域的な視点というものは従来からも徐々には取り入れてきておりますけれども、今後ますます必要になってこようかと思つております。いろいろな長期見通し等もナショナルベースで決められますけれども、それぞれ県段階でもいろいろな計画がございまして、うち自体の毎年の事業計画等も営林局ごとに、それなりに、ということではいろいろな形でブレイクダウンされておりますので、そういう局面できめ細やかな指導なり立案というものを従来以上に意を用いてまいりたいと思つております。

○武田委員 次に、今回の法改正によつて財政的な手当てをしていただけたらというところで関係者は非常に喜んでおるわけですが、先ほど話したようにこれから十年間、さらにまた成本となつて切り出されるのに十五年か二十年ある。その間関係者はそれなりに一層の苦勞と努力と辛抱をしながらいろいろな対応をしていかなくてはならない。利子補給二分の一ということでは確かにありがたいの

○武田委員 国有林の赤字の原因はいろいろあるわけですが、その中で、ある学識者は、国有林経営といつても全体が均等の経営をやつておるわけではない、いろいろな格差がある、各地の国有林経営のあり方はそれぞれ当該地域の林材業のあり方が強く影響しておる、これは私も非常にわかるのです。そういう意味で、日本の林材業、林産業と

いうものの大半は、それはいろいろと改善されたりしておるわけですが、残念ながらまだ非常に粗雑、未熟な低開発の状況にあるのじやないか、国有林の多くが低開発地域に所在しておるということがあるのじやないか、こうした状況の中で、国有林の経営というものは、本来林野庁あるいは営林署と局が、そういう地域にもっとインシナチブをとるような立場であつてほしいのだけれども、かえつてそういう地域の体質の中に取込まれて、思うように自分たちの力が発揮されてない。願わくば国の立場の職員の方々やそういう機関が、地域のそうした未熟なまたは非常におくれているようなところをアドバイスしながら、指導しながら高めていく、そういうようなやり方をしたいかなければならないのではないかと。何か粗雑で未熟な地域に対してのインシナチブの発揮ができていないというところに一つ赤字の原因があるんじゃないか。

○田中(宏尚)政府委員 国有林は全体で七百六十万ヘクタールからございませうけれども、トータルとして見ると、国有林という一括した枠の中でございませうが、先生からもただいまお話がありまして、先生からそれとてみますと、まさしくそれぞれ地域に密着した、ある意味では地場産業の最たるものというふうな我々も認識しております。地域産業とともどもに今までも歩いてきたわけでございませう。七百六十万ヘクタールの国有林の賦存状況を見ましても、全国いろいろなところ

にいろいろな濃淡の差を持ちながら分布している、そういうところで一律的な経営方針なり経営方針といふことではなかなか十全な管理運営がでないことは御指摘のとおりでございまして、地域によりましては軒下国有林というふうな、国有林が非常に濃密で、国有林の動きがその地域の経済活動そのものを規制するというようなところもございませうし、それから西の方などでは国有林そのものは非常に少のうございまして、民有林ともどもに歩くなり、レクリエーション機能でございませうとか教育文化機能、そういう通常の林産活動、林業活動とは違う局面で国有林に対する期待というものも多い地域があるわけでございませう。

我々といひましても、経営を合理化いたします際に、それぞれの区域に応じた施策方針なり経営のあり方、さらには人員の配置ということをかきめ細やかに考えてまいりませうと、全国画一的な運営方針では、経営としてもあるいは国土を守るという点から申しましてもなかなか十全ではございませうので、そういう地域的な視点というものは従来からも徐々には取り入れてきておりますけれども、今後ますます必要になってこようかと思つております。いろいろな長期見通し等もナショナルベースで決められますけれども、それぞれ県段階でもいろいろな計画がございまして、うち自体の毎年の事業計画等も営林局ごとに、それなりに、ということではいろいろな形でブレイクダウンされておりますので、そういう局面できめ細やかな指導なり立案というものを従来以上に意を用いてまいりたいと思つております。

○武田委員 次に、今回の法改正によつて財政的な手当てをしていただけたらというところで関係者は非常に喜んでおるわけですが、先ほど話したようにこれから十年間、さらにまた成本となつて切り出されるのに十五年か二十年ある。その間関係者はそれなりに一層の苦勞と努力と辛抱をしながらいろいろな対応をしていかなくてはならない。利子補給二分の一ということでは確かにありがたいの

だけれども、この十年間くらいはそういう大変な苦境の中であるだけに、金額補給できるだけの財政措置もあつてしかるべきではなかったか。

山が厳しくなる。そうすると働く方々の周辺もいろいろと苦勞がある。その苦勞が一つ一ついい方向に向いてくれるならいいけれども、努力しても結果的にはいい方向に向いてこなかったということになれば、働く方々の士氣にも大変影響してくるということになるので、その期間の集中的な対応で改善するのがいいのではないかと、この要望があるわけで、私もそういうことは必要ではないかと思う。先ほどどなたかが、一つの仕事について山村地域の振興についての予算の傾斜配分等というふうな話がありましたが、こういうことは十分な配慮の上で取り組まなくてはならないのではないか。ちびちび出し惜しみをするような形というわけではないのだけれども、集中的にやったり効果が上がると思うときに、半分に切つてみたり四分の一ぐらいというふうな形でやることによる効果の結末は見えて見えないか。十年が二年、三年の間にまた法改正でどうするのかなどと言われぬようにすべきではないか、こういうことなんですが、この点をどういうふうに考えて、今後どういうふうに対応するかということを御答弁いただきたいと思ひます。

○田中(宏尚)政府委員 財投資金の問題につきましては、本来の原則論といたしましては、森林経営を行つた者が自分の資金で造林とか林道新設とかをすべきことが原則でございますけれども、そういうことを言つてしまつてはなかなか現在の苦しい状況を乗り切れないということ、ある意味では恩恵的に財投資金の借り入れという道が過去の先達諸公の御努力によつて開けたわけでございます。その後さらに状況が悪化してこういふ状況に立ち至りましたので、今度はさらに返せない部分の借りかえを認めてもらふ。通常の企業ですと、返せない場合には借りかえというふうな措置はなかなか金融機関の承諾が難しいわけでございますけれども、幸いにいたしまして国有林の公共性な

り公益性というものに財政当局の理解を得まして借りかえが認められたわけでございます。

それに加へまして、特にこういう厳しいときであるから一点集中、むしろ助成を手厚くしてもらいたいというところで、利子補給の二分の一を年末の予算折衝、それから先般の衆議院通過の予算でお認めをいただいたわけでございます。こういう借りかえについての利子補給というのは、そう言つては何でございませうが、極めて異例な措置でございませうし、これが仮に全額利子補給ということになりますと、我々決してそういう態度には出ないつもりではございませうけれども、場合によっては仕事を手抜きして償還不能がたふさん出ても、借りかえて全部利子補給がもたらえるということになりますと、何となしにみずからの精勵努力にもブレーキがかかりかねないというふうな経営上の問題もございませうので、こういう財政状況の中で思ひ切つて借りかえ、利子補給というものを認めていただいた際に、二分の一が経営上も適正であるかと判断いたしました。今回の法律改正をお願いしている次第でございませう。

○武田委員 けなげな気持ちにはわかりますけれども、結局自助努力に負うところがある。これはやらなくてはならない当然の責任です。だけれども、それをやっても経営の健全化の回復には限界があつてどうしようもなくなる、そのとき頼るのは國のお金である、こうなるわけでありませう。どこから出てくるかと言へば國民の税金でございませうから、そういう税金をしっかりと使つていただいてもきちつと効果が出てくるという取り組みが必要である。そのために國民は、特に山の存在の重要なこと、緑の重要なことを非常に認識してきておる。一たん山が荒廃すれば災害によつて大変な惨事になる。また、山が人間の生活にどれほど大事な環境と生活条件を与えるか等々、いろいろと効用等を水につけ空氣につけ知つてきておるわけだ。

それだけに、大事な山に対しては我々も協力しようという動きは最近非常に出てきておるのではないか。こう思うときに、國としても全体観に立つた上で、そうした山が大変窮地にあるところを國家的な観点から対応するということがなれば、先ほどの、金が二分の一が全額になる、どうも一生懸命やろうという心に響みが出てくるなんていうことにはならぬと私は思う。もし出てくるのであれば長官の心の緩みか上の方じやないだらうか。下の方々に話を聞いてみませう、この間も現場の方に聞いたら、今仕事に携わつていられる職員の方々は、まず山が好きだ。この山を一生懸命守ろうという気概が非常に強い。この仕事に生きがいを感じておるという方が非常に多い。そういう方々の士氣がさらに高まるような対応が今度の法改正の中に欲しい。

こういう意味で、こうした財政的な措置をしていただいたということは、國も我々のことを非常に考えて、苦勞を知つてこういうことをしていただいたのはわかるけれども、しかしながらまだ中途半端だ。中途半端というのは欲求不満が出てくるのです。やるときは思ひ切つてやらぬといかぬ。十年間という一つの期間があるだけに、そのところできちつとした収支の見直しをもつて、言われるところの経営の健全化というものの答えをここで出さぬと、働いている人だけでなく、周辺にいる國民がまた何を言ふか心配でございませう。そういう意味で、本格的にこうした対応をするときに、現行制度のもとで経営の再建、健全化を図るための決め手となるべきを一本打つてほしいという願いを込めて御意見を伺ひましたわけでございます。これは御答弁はちょうだいしませうが、そういうことをひとつ心の中に入れて林野行政の対応をしてほしいな、こういうふうにお願ひします。

それで、先ほど出るものを減らす、それから収入を上げる、木を売つたり林産物の収入とか山を活用するとかいろいろと収入の道を考へておるわけでありませうが、どうですか、そういうことを一生懸命やるようになってから収入がいろいろな面上が上つてきておりますか。また、各地で効果ある対応ができておりますか、その状況をちよつと御説明していただけますか。

○田中(宏尚)政府委員 国有林野におきましては、幸いにして立木だけじゃなくて例えば土石類でございませうとか山菜、キノコ等々、國民が必要としている多様な資源を持っておるわけでございます。こういう資源を最近、国有林経営の状況等も関係いたしまして、それぞれの局署で徹底的に見直しを行つておられておまして、職員の創意工夫というものが生かしまして、一畧一品運動という形で、例えば職員が製作したいろいろな木工品というふうなもの、販売にも取り組んでございまして、実は私の長官室にも、そういう各署で工夫されました一畧一品の成果品というものが若干展示させていただいておりますわけでございます。それで、この運動をしてみませうと、それぞれの職員の方々がいろいろと知恵を出され、これがある意味では末端の営林署自体の活性化につながつていゝという思ひねり効果が一つございませう。

それから、現実の収入面という点ではまだ端緒についたばかりでございませうので、直近年度で、山菜でございませうとか木工品でございませうとか、こういうもので十億円程度の収入でございませうけれども、特に都市住民の方々に非常に喜ばれるような産物なり加工品というものを提供してございまして、そういう意味では、営林署に対する都市住民の方々の親しみなり接近感というものも醸成されてきておりますので、そういう一トータルの効果に着目いたしまして、これから全庁挙げてございませう新しい取り組みにも真剣に取り組んでまいりたいと思ひます。

○武田委員 自己収入の拡大ということは、私は木を売るといふことと同時に重要な課題だと思ひます。そこで、いろいろとその種類はあるわけでありませうが、この間ちよつと聞いたヒューマン・グリーン・プラン等々なんかを見ておますと、これからあれをやるというふうなことなんです、いづれにしても地域とのつながりを非常に重要視しなくてはならないし、大体第三セクターなんかを

考えているということでありすが、山村地域というのは、いずれにしても過疎と若者の流出の激しいところであるということで、今後そういう面の対応は重要になってくる、これは私は理解できます。

ただ問題なのは、国有林野事業の中で、林野庁の職員が今までのような姿勢でなく、みずから一つの製品販売、ルート開拓、情報収集、そういうものも含めて最先頭で最前線に行つて頑張らなければいけない。これはやっているところもあるようでありすが、これはまだまだ十分ではないか。こういうことを思うときに、一つの企業として取り組むぐらゐの決意と努力と研究というものが相当要求されてくるのではないか。ですから、そういう意味では、各営林局や営林署にいる方々だけでなく、長官を中心とした頂点にいる皆さん方も一緒に、やはり我々も一緒に協力しながらやらなくてはならない、こういうふうな思っているわけでありすが、経済と公益というものは複合しておりますから、そういう意味で地域経済の活性化にもなる。山が活性化、そして林野庁さんが活性化してくれば、その周辺の町村、山村の活性化というが出てくるのではないかと、私はこういうふうに思います。

ですから、これからお願いしたいことは、そういう意味で職員の皆さん方が一生懸命努力する過程の中で、その努力目標をそういう方向にも持つていかなくてはならないのではないかと、こう思います。例えば木の価値の開発という問題があります。例えば同じ木を五百円でぶん投げのように売っている。ところが、これは研究開発等によって十倍にも十五倍にもなるようなケースがある。こういうものが果たしてほかにもないものかどうか。そういう木の価値の開発の取り組みが重要な課題ではないか。五寸にすれば価値があるのを、地元の方の考えで四寸五分にしたために価値が半減するとかというようにも指摘されているわけでありすが、それから市場の広域調査も各町村との連携のもとにしなければならぬのではないかと、私は思います。

いか。それから具体的な需要の開拓、先進地業者等の引き込みの問題、それから販売価格の問題、これは先ほど言ったことと関係ありますが、適正な、しかも高く売れる——高く売ってもいいものを安く売っているケースがあるようでありすが、これは指摘されているところでございすが、そういうものがあるとすれば点検をしながら値段を上げて対応するとか、それから生産販売のノーマルの地元への普及といういろいろな問題がございすが、

こういうことに林野庁の職員の皆さん方が実践的教育というものも兼ねて先頭切つて対応する、それが民有林等々に携わっている、あるいはそれを支えている地域の皆さん方に大きな啓蒙といいますか力を与えることにもなるのじゃないか、こういうことを私は考えるわけでありすが、そういう点の取り組みによつて、立ち木を販売すると同時に多くの収入を取り入れて、それが経営の健全化に大きく役立つという対応をなさってはいかかなものかと思ひますが、ひとつ御見解を聞かしていただきます。

○田中(宏尚)政府委員 先生の御指摘の点、全くそのとおりでございまして、今まで林野庁がこれだけの体制でこれだけの仕事をしながら、行政という一定の枠の中で、そういうビッドな商活動ということにどうしても抜けていた点があるわけだと思ひます。しかも、このところこれだけ経済の動きが激しくなつてき、消費者の需要なり動きというものが多様化、スピード化してまいつておりますので、それについていくべく我々自身の頭の中の切りかえあるいは研修、新しいノーマルの蓄積というものにこのところ日々追われていくわけにございすが、特にヒューマン・グリーン・プランの推進とか、あるいはこのところ幸いにふえてきております住宅の新規着工に対してできるだけ木を使つてもらふとか、こういう大きな仕事になってまいりますと、役所側の知識だけではなくて、民活という民間で長い間蓄積してきたノーマルというものも十分活用しなければならぬ局面も出てきております。したがつて、官民一体となりまして木材の需要開発を初め新しい素材の開発、販売方法の改善、それからヒューマン・グリーン・プランにつきましましていろいろな適地の選定なりレイアウトの設定、こういうことにつきましましては従来以上に我々も研究し、民間の方々と相提携しながら、十全な効果が出るように何とかいろいろの知恵を出してまいりたいと考えております。

○武田委員 林産物というのは生活の全分野をカバーしている。勉強すると、生活の中に占めている部分というのは相当いっぱいある。一つの木が机になる、あるいは皮が敷物とか飾りつけになる、あるいはまたその実が薬用に使われるとか、研究開発することによつて相当貴重な財産を山は持っているということとでございすが、そういうことを林野庁も専門的に勉強していると思ひますが、ひとつ十分に対応してもらえれば今後それが大きな活力になってくるのではないかと私は思ひます。

そこで次に質問したいのは、農業も漁業も林業も皆同じですが、後継者の問題がやはり一つの大きな今後の課題ではないか。大体、今山を持っていてその山を息子に譲らうとしても、そんなの要らないと言つて受け取らない息子がいるという話も聞く。また、山仕事などはしないので外へ出ていこうという若者が多いということとでございまして、私はやはり後継者の問題で一番深刻に悩むのは山ではないかなという気がしてなりません。

そういう意味で、林野庁として職員を採用する中で、定員削減、経営の合理化で若い方々の採用がなかなか厳しいようでありすが、山の仕事というのは採用をもう少しふやして、若い者をふやしながら技術の問題とか、山に対するいろいろな知識を肌で感じさせなくてはならないものが非常に多いのじゃないかということとを考えると、余り間隔をあけた職員層というのは好ましくないのじゃないか、優秀な若い後継者づくりの対応を検討

しなければいけないのじゃないかな、私はこう思ひます。こういう厳しい中で、若い新規卒業の職員の採用等について今後どういうふうな考えていくつもりなのか。そういう方々が一生懸命山について知識とか技術とかを身につけて、できればその力で今度は地域の若者に指導する、頼りがいのある営林署の職員の皆さんだと言えるようなこれらのあり方というのが必要でないのか、あの職員の方々に聞けばいろいろなことが全部わかるというくらいまで訓練された若い方々の存在が必要でないか、私はこう思ひますが、そういう点も含めて御見解を聞かしていただきたい、こう思ひます。

○田中(宏尚)政府委員 国有林野事業全体の経営改善を推進していく上では、要員の適正化ということがどうしても重要な課題になっているわけだと思ひます。そういう要員規模の適正化を図りますためには、新規採用について厳に抑制するということが、基本的には定員内職員についてはこれまで以上に抑制、それから定員外職員については当分の間原則として停止するというきつい形をとっているわけにございすが、

ただいま先生から御指摘がありましたような新規採用、特に若い方々が将来の山を守っていくという点については我々としても非常に悩みがあるわけにございすが、ここ数年間は百八十八人ほど新規採用ということをやつてまいりましたし、それから六十二年には百二十人という形で、定員内職員の新規採用については、こういう厳しい中でございすが、将来を考えて採用していくという基本的立場は貫いております。

それから、せっかく国有林野に來ていただいた若い方々が、地域でのリーダーとして地域社会な地域産業の発展に尽くすということが国有林に課せられた使命の一つでもございしますので、せっかく來ていただいた方々の研修につきましては、一般の行政機関に比べると非常に手厚い研修体系というのをも我々なりに組みまして、過疎化が進展

していく山の将来の守り人として十全であるべく育ててまいりたいと考えているわけでござい

す。

○武田委員 今後方向としては、民間に仕事をお願いする分野も出てくるのではないかと、こういうふうに思います。そういうことになったとしても、安心してそういう方々を指導あるいはまたアドバイスできる力のある職員の育成が重要な問題となってくるのではないかと私は思いますので、十分な対応をして、そういう点を徹するようなどこのない御配慮が必要でないか。事業は人なりですから、何をやるにしても人がしっかりしておらぬと、思想的にも技術的にもしっかりしておらぬと、大変な仕事であるだけに腹の据わったしかりした人間がその場にいなければならないわけでありまして、そういう意味でいい人間を、しかもできるなら、例えば農林高校とかあります、そういう専門的なところを出たような方々の招聘という採用が一つの課題ではないか、こういうふうなふうに思っています。そういう点の御配慮もひとつしていただきたい、こういうふうに思います。

それから、さっきちょっと聞こうと思ったのですが、結局今の日本の国は非常に外材がたくさん入ってきておられますね。外材も入ってこなければ今の需要供給のバランスがとれないというのですが、国産材が外材と競争力がどうなんだ云々というのを言われるときに考えなければならぬ点、値段の安さ以外にあると私は思うのです。聞いてみると品質が統一してある、大量取引ができるというのが外材にある。日本ではそれはちょっと無理だ。品質の均等化といいますが、そういうものが国産材の場合には不可能である。大量の取引をするときはどうしてもやはり均質なものを買います。それから商習慣ですかね、電話一本できちんと対応できるという簡便な、手軽にできるというようなことも値段の安さ以外にあるのではないかと、そういう現場の人は言っているわけでありまして、そういうようなことの対応ですね。これは

地域のそういう業界さん等もあるものであります。が、体質をお互いに改善するように持っていかなければいけないと思うのですが、そういう点の要するに、対応というのはどうなんでしょうか、今林野庁としてもやっているわけでございませうか。

○田中(宏尚)政府委員 ただいま御指摘ありましたように、外材との競争関係で、やはりロットがまとまらない、あるいは取引が安定、迅速という点において欠ける、いろいろな問題があるわけでございませう。国産材の場合には、こういう日本の国土的な制約あるいは樹齢の制限ということからいって、そういう点もある程度やむを得ない点はあるわけでございませうけれども、どうも率直に申し上げまして、木材の流通、加工段階というものは古い姿から脱し切れていないという点の一部見受けられるわけでございませう。そういうことがございましては、せっかく将来国産材が育ちまして新国産材時代が来るといっても、加工、流通の面でネックになるということでは取り返しのつかないことになりまして、現時点からそういう国産材の流通、加工体制というものを何とか整備したいということで、昨年も関係者の方々に集まっていたございまして、そういう流通、加工についての将来方向を画するビジョンを策定していただきました。

それからいろいろ予算面でも、例えば流域単位で川上から川下まで一体としての国産材の生産地を形成するような事業でございませうか、あるいは品質面におきましても六十二年度から新しい取り組みを行っております。今品質面で一番問題になっております乾燥の不徹底というようなことは、これは国産材だけじゃなくて外材についてももちろんあるわけでございませうが、せっかく国民が木を使いたい、木を使おうということを使ってくれても、未乾燥のために後でクレームがつくというようなことでは、せっかく盛り上がりつつある需要拡大のムードにも水を差すというように、非常に地道ではございませうけれども、そういう努力をいろいろ積み上げて、流通段階でも

何とか外材と競争できるような太くて短くてスムーズな流通経路システムというものを構築すべく、林野庁としても最善の努力をいたしてまいりたいと思っております。

○武田委員 その点、やはり体質改善はしなければならぬ。地方の慣習とか風習にとらわれて、結局マイナスの価値を生んでいるところも結構あるというのをやはり改善していかなければいけないということ、その点は丁寧な粘り強い指導というものが必要だろう、こういうふうに思いますので、ひとつその点も頑張ってもらいたい、こういうふうに思います。

最後に、時間が来ましたので一つだけ聞いておきたいのですが、緑の羽根の募金やっていますね。赤い羽根と比べると、本日は緑の方がもっと活発にやっています、その結果——皆さんやっています、見ていると余りやっています。あれはここの千円ぐらいでも入れてやるくらい、そういう積極的な取り組みが必要ではないかと私は思う。これは、街頭で一般のお母さん方や子供さん方が一生懸命やっていますね。そのお金は緑化事業に使われるのですが、今こういうときですから、そういうものに期待するところも多いんじゃないか、林野庁の心の底はわかぬけれども、私は正直そうではないかと思う。だから一人が千円くらいばんと入れていただければ、一千万人の千円だったらこのくらいだ、そうすると、それは利子分の七割くらい払えるだけの金になるのじゃないかというように、これは単純な計算でもあるのですが、要するにそういう大変な状況をもっとと理解させる上において、林野庁の皆さん方も大変でしようが、緑の羽根のときは一般の人に任せなくて、一緒にその場所、場所において、パンフレットやいろいろなものを通しながら募金の一員となつて、そして山の理解をいただける、それを通して大変なんだ、我々もそれでいろいろとお世話になっている。いろいろ調べてみますと、レクリエーションの森などというのは大変な利用ですね。自然休養林にしても風景林にしても、自然

観察教育林というのですか、野外スポーツ林とかいろいろありますね。この活用というの、見たら何か一人が一回ずつ入っているくらいの人数あるんですね。一億国民がダブっているわけですから、それは一人一回必ず行っているわけじゃないけれども、いろいろなところでその恩恵というか、目に見えない、本人は感じないけれども恩恵を受けているわけですから、そういうわけになる一生懸命やっている姿勢、これは仕事の場を離れてもそういうことでも頑張っているということになれば募金ももっと上がるのではないかな。それだけでなく、それを通して御協力をしたいという心情的な、そういう国民的な山を守る動きというのが大きくなっていくのじゃないかなという気がしてならない。

だから、提案であります、今後は農林大臣も政務次官も我々もそのときにはひとつ時間をつくって、一日くらいは林野庁の皆さんと立ってやるくらい国民的な運動としての取り組みをしながらはいかぬ。赤い羽根から比べるとこの募金は非常に寂しいということでもあります。これは一つの提案であります、その中で山というものの重要性を、大変なことをさらに理解していただく国民運動、だから一週間とか続けた方がいいのではないか。二日か三日間で終わるとかいうことではなく、日たつた二日しかやらぬです。そんなことではいかぬと私は言ったのです。二日という、行きたくても行けない人がたくさんいるわけですから、行った人は一様に、すばらしい、山に対する見直し、木に対する見直し、考えが違った。だけれども、一カ月と言わぬけれども、せめて一週間くらいの長期にわたってそういうものの催しなどもする。そういう中で山と緑というものの重要性、その効用のPRもやるといふその取り組みにもっと、今はPRの時代でこれは重要でございまして、そこに林野庁の皆さん方が汗を流して頑張っている。さすれば、お金を税金としてとられ

て、それが山に多少余計行つても我々としては何の文句も言えませんが、どうぞお使いくださいよと言つて、大蔵省なんかには働きかけもしやすくなるのじゃないかなというのを思ふわけでございます。次官、そういう考えの、そしてそういう行動を、国民運動というものを今後一層盛り立てていくという意図でお考えになってはいかがでしょうか。最後に質問申し上げまして、終わらせていただきます。

○田中(宏尚)政府委員 次官が御答弁なさる前にちょっと事務的にあれしますが、緑の羽根につきましては、ただいま御指摘ありましたようにPRも必ずしも十分でございまして、昭和二十五年からやつていられるにもかかわらず、最近時点で、年額で八億円程度しか集まっていないうわけでございます。これは仕組みにつきまして、従来は各都道府県に任せきりであったというような問題もございまして、今年度から少しその辺の仕組み自体も見直して、今年度から少くとも、運動を初めずには当たりまして、与野党でつくっていらつしやいます。林活議連、あそこでも緑の羽根を売らせていただきます。何かの収入を得させていただきます。ただいまわけでございます。

私もこうやつて歩いていくわけでございます。私何と云う質問を受けましてが、行きましたら、それでございまして、これからはそれ何とか言われないように、緑の羽根が国民全体に普及するよう、ただいま先生からいろいろ具体的方法について御示唆ございましたので努力してまいりたいと思つております。

○衛藤政府委員 武田先生から極めて示唆に富んだアドバイスをちょうだいしまして、本堂にありがたく思つておるところでございます。私もとしまして、さらにこの緑の羽根のキャンペーンを進めてまいりたい、このように考えております。衆参七百六十余名の国会議員がおりますから、衆参の政務次官が手分けをいたしまして全国会議員のお部屋をまづ回らせていただきます。

のように考えておりますし、また、NHKを初め各民放等のいわゆるニュースキャスター等もぜひ胸にはこの緑の羽根をつけていただくとか、あらゆるそういう手だてを考えてみたい、このように考えております。積極的に取り組みますので、さらなる御指導をお願いいたします。

○武田委員 以上、時間が五分ばかりありますが終わらせていただきますが、林活議連もその中核になつて頑張るにやぶさかでないわけでありまして、次官もその中心的な立場にあるわけでありまして、一緒に、一緒に、山を守ることは国を守るのだ、というところは一億の人間を守るのだという思想の徹底した浸透、これはやはり我々の責任でもある、林野庁だけに任せておくわけにもいかぬ。ただ、林野庁もそういう意味で多少の努力、十年間というのは特に大変なときで、互いに泥まみれになつて闘つて頑張つて、そしてこうした財政的な配慮に対する報いというか恩返しというところか、このあたりが答えとして出てきて、間違ひなく七十二年のときにはきちっとした収支の均衡がとれるという方向への明るい見通しを持つていけるようにはしたい。これがやはり林野業務に携わる職員の方々の大いなる励みにもなるのではないかと、このことを私は思ひまして、最後にひとつ一層の御検討を期待して、早目でありまして、終わらせていただきます。

大変ありがとうございます。

○玉沢委員長 玉城一君。

○玉城委員 ただいま我が党の武田委員の方から緑の羽根の問題を提起されました。私はもとよりわけですが、政務次官も長官もさすがにつけていらつしやる。さすがに林野の方々は皆さんおつて、武田委員今おっしゃいましたとおり、緑の羽根の問題についても国民的にはまだ浸透してない。さつき長官もいじくもおっしゃいましたとおりの、それ何というふうなことで、やはりこれは一つの問題提起だと思ふわけでありまして、こういう林野

庁の国有林野事業の問題についても、今国民にとつて、莫大な赤字を抱えていつてこれはどういふことになつていつていふのかというのが最大の関心になつていふわけでありまして。

そこで、先ほどから私もいろいろな先生方の御質疑を伺つておりました。六十二年累積赤字一兆五千億ですか。さらに六十二年は一兆七千億。大体いつごろからそういう赤字になつたのかということもさつき資料をいただきまして見ました。これは長官、大変御面倒かもしれませんが、今この国有林野特別会計の財務の状況というのは非常に大事な問題でありますから、これは五十二年あたりからですか、五十一年からの資料もありませんけれども、五十二年は幾ら幾らというのをちよつと正式におっしゃつておいていただいた方がよろしいと思ひますので、お願いします。

○田中(宏尚)政府委員 ただいま御提示がありました年次別でございまして、当初の五十二年度におきましては長期借入金九百九十七億円でございまして、それまでに若干借入れもございましたので、その時点で債務残高が二千二百二十七億円になつております。全部お読みしますとあれでございまして、五年刻みということで一応その次の五十八年度で見ますと、長期借入金金が半年度で二千七十億円、それから債務残高が九千五百九億円となつております。それから直近時点の六十一年度、これはまだ決算が出ておりませんので、ごく大ざっぱな見込み数字で恐縮でございますけれども、長期借入金金が二千三百七十億円、それからその結果の債務残高が一兆五千四百四十億円、こういうふうになつております。

○玉城委員 それで、私なりに毎年の借入金並びに累積債務のアップ率を先ほどちよつと計算してみました。そうしますと、六十八年收支均衡あるいは七十二年を目標にしているとどんなに長官が御説明されようと、この数字のアップ率で計算していきまると、これは当たるか当たらないかは別です、五十二年からずっとアップ率を六十八年ま

で掛けていきますと、これは単純計算です。しかし方向性としては私は今のままだったらこう行くと思ふのですが、六十一年の累積赤字一兆五千四百四十億が六十八年には二兆六千億ぐらゐになります。先ほどからる御質疑の再建の問題につきましても、数字的な計算はできない、しかしやらなければならぬ、こういうことで、数字を出せばこれはまさに暗たんたる状況になるのではないかと。今回の法律改正につきましても、この改正によつて多少はよくなつていくのでしようけれども、この借金というものが解消できるかできないかという皆さんの御回答は、納得のいく御回答は全然得られないわけですから、これは極めて基本的な問題でありますので、この累積債務はこんな毎年年アップしていき、それから借入金も毎年額がふえていつていける、そういうことからして本堂に再建ができるのかできないのか、その辺をもう一回ちよつと御説明いただきました。

○田中(宏尚)政府委員 ただいま申し上げました債務残高、六十一年度決算で一兆五千四百四十億という点は、これはあくまでも借金の残高でございまして、これが即損益という点ではないことをひとつ御理解いただきたいと思ひます。しかも、これは長期借入れという点で、二十五年償還で、その貸付対象も、一部退職手当等で借りていられるがございまして、大部分は林道でございまして、造林でございまして、将来の財産につながる投資的経費という点でございまして、借入金残高が多いからそれがイコールいわゆる赤字であるというふうには必ずしも認識できないという点はひとつ御理解いただきたいと思ひます。

しかし、そういう前提をとりましても、現時点でも累積債務という点が数千億に達しておりますので、これを六十八年にいろいろな基礎条件を整備する、あるいは七十二年に收支均衡を実現するということが容易ならざる事態であるということには我々としても十分承知しているわけでございます。しかし、その中でもいろいろな支出の削減方

策、定員調整でございますとかあるいは組織の簡素化あるいは事務の合理化、こういうぎりぎりの血の出るような努力に加えて、あと販売戦略の高度化、効率化ということ、それに加えて林地なりそれから森林というもので地域振興に寄与するもの、あるいは不要不急でたまたま保有しているようなもの、こういうものを総洗いいたしましたいろいろな自己収入の確保に努める。こういうことの結果といたしまして、苦しいうちはございませうけれども、何とか七十二年において収支均衡を実現したいということで前進したいというふうに考えているわけでございます。

○玉城委員 いや、長官はそういうふうな累積債務が上がつていくのは大したことないかのごとくおっしゃっておられますが、それが大きな問題になっているから国会でもいろいろな決議もされ、法律の改正もされてきているわけでしょ、そういう問題を何とか解消しようということ、いろいろな外的な原因によってこういうふうな状況になったというお話はたくさんありましたけれども、これは本当であれば、民間の企業であれば極めて常識的に役員の方々の当然責任問題ですよ。ですから、林野庁という組織が長い間やってこられた、これは一時は黒字があった、いろいろな時代の変化、そういうことによって赤字がどんどん累積してきた。それはいろいろな外的要因あるいは原因というものはありますよ。ところが、それを執行していらっしゃる皆さんのいわゆる責任と申しますか、民間でいえば役員といいますが幹部の方々、そういう基本的なところの姿勢という問題がきちっとしてないと——私、本当に真剣であることも努力されていることもよく存じていますよ。例えば、さっき緑の羽根の問題がありましたけれども、やはり農水委員会今こういう大事な、赤字を抱えたこの問題を審議しようというときですから、林野庁の皆さん方がこれが緑の羽根ですというふうに我々議員に配るとか、そういうことを通して認識を深めさせるといふ努力がまた大事じゃないか、私自身の反省も含めてそう思うので

す。ですから、やはりそれを運営している執行部の皆さん方の責任というものは、立法側としてはこういう極めて厳しい経営状況というものを認めては看過することができないし、当然これは国民に大きな迷惑をかけていることは事実であるわけですから、そういうことを私はちょっと申し上げて苦言を呈しておきたい。

それで、きょうは大蔵省いらっしゃっていると申すのですが、現在の国有林野事業の特別会計の財務の実態について大蔵省はどういう認識を持っているらっしゃるのか、お伺いします。

○武蔵説明員 私どもといたしましては、国有林野事業は御承知のとおり企業特会で運営されておるわけでございまして、本来、公益的機能全般を含めまして、独立採算原則に基づいて企業的に運営されるべきものであると基本的に考えているわけであります。ただ、御指摘のような大変厳しい財務状況にありまして、今後のことを考えますと、やはりその改善のためにいろいろな努力をしていかなければいけないと基本的に考えております。その際、一般会計からいろいろな援助をすべきではないかというお話があることも重々承知しております。今までもいろいろな措置を講じてきたわけでございまして、現下の厳しい状況ではありますけれども、国有林野事業の重要性にかんがみまして、できる限りいろいろな措置を講じているというふうに考えておるところでござい

ます。

○玉城委員 ですから大蔵省とされても、今もちょっとお話がありましたとおり、森林、いわゆる国有林の持つ公益的機能については——では、これはちょっと確認しておきたいのですが、森林の持つ公益的機能についてはどのように理解しているらっしゃいますか。

○武蔵説明員 国有林野事業が公益的機能を持つておる、森林が公益的機能を持つておるといふお話につきましては我々も十分認識しておるところでござい

ます。

○玉城委員 ですから、国土の保全とか水資源の

涵養の問題とか自然環境の保全形成、保健休養の場の提供等いろいろな重要な公益的機能というものを森林は持つ。これは当然採算ベースに合わないわけですね。ですから、これは国民の非常に大事な資源といえますか環境といえますか、当然国が責任を持たなければならぬ重要な部門ですから、これをあくまでも独立してそこだけで収支帳じりを合わしてやりなさいといったら、これはとてもじゃないですけれどもできないということとは当然だと思ふのです。そういう立場からいいますと、これは国民に対する一つの責任の問題として、これからはやはり国有林の事業については一般会計での負担の拡大ということも当然考えているべきだ、私はこのように極めて率直に思うのですが、いかがでしょうか。

○武蔵説明員 大蔵省といたしましては、国有林野事業の厳しい財務状況にかんがみまして、あるいは森林の機能というものを考えまして、御承知のとおり五十三年度から一般会計の繰り入れを始めまして、また六十二年度におきましては非常に新たな措置を講じておるわけでございまして、御承知の通りかえとこれに係る利子補給制度の創設や、退職手当借入れ制度の拡充等々を行つておるわけでございまして。こういうことで、厳しい財政事情のもとではありますけれども、国有林野事業の推進あるいは経営改善の円滑なる実施というために必要な措置を講じているというふうに考えております。

○玉城委員 先ほど我が党の武田委員の御指摘もあつたわけでありますが、今回の大蔵省の利子補給の二分の一です。こういう厳しい状況ですから、二分の一とは言わずにやはり一〇〇%利子補給をすべきではないか。そのとき大蔵省いらっしゃいませんでしたので、御見解を承っておきたいと思ひます。

○武蔵説明員 先ほども申し上げましたとおり、国有林野事業が、本来は公益的機能も含めまして独立採算原則に基づいて企業的に運営されるというのがまず基本的な考え方であらうと思つておる

わけでございまして。ただ、そういう中でぎりぎりの一般会計の繰り入れをどういうふうに行つていくかということもございまして、現在、六十二年度においてこの新たな措置を講じたということ、私は、私どもといたしましては思い切つた措置であるというふうに考えておりました。非常に厳しい財政状況の中でぎりぎりの措置というふうに考えておるわけでござい

ます。

○玉城委員 ですから、そういうふうなおっしゃることやつていらつしやるかがどうもね。さらにまた林野庁は厳しく合理化もしなくてはならぬということで、これは、例えば国鉄のように分割・民営してサービス向上すれば成り立つというものじゃないわけですか。ですから、それだけの公益的機能を持ち、それを発揮させていくためにはみんなの負担で当然やつていかなければならないし、これはまた先ほど武田委員が御指摘のように、緑の羽根とかいう問題もほとんど国民の負担という問題は、今二分の一がぎりぎりなんぞそんなことをおっしゃらずに一般会計でも十分手当てしていく、それをまた期待するというのが林野庁の考えですから、ぜひそういう方向でひとつよろしくお願いしたいと思ひます。

それで、林野庁の森林資源の造成についての基本方針というのは、木材の生産というところにポイントを置くのか、それとも環境というところにポイントを置くのか、その辺はどういう考え方で

しょうか。

○田中(宏尚)政府委員 森林は、本来的に木材生産という経済的な機能だけじゃなくて、国土の保全なり水資源の涵養あるいは環境、自然の保護というふうな公共性、公益性の機能というものをお

わせ持つておるわけでございまして、どちらを優先するということじゃなくて、両方が両輪としてスムーズに回転していくということが我々としてのねらいでござい

ます。

○玉城委員 大蔵省の方は結構です。長官、御存じだと思いますが、我が党ではジャ

パン・グリーン会議というのを設立して、昭和六十年以来、今日の国民的課題となつてゐる緑の問題を大きく取り上げて全国的に活動を展開しておるわけでありますが、中でも国有林の森林管理の姿勢について問題とすべき点が多く、九州からずっと東北、今度また沖縄の方もジャパン・グリーン会議が国有林の現地視察を行います、そういうものを含めて、昨年来、多くの国民の注目を集めておる知床国有林の伐採問題については、昨年十一月の我が党調査団の現地調査を踏まえ、林野庁、環境庁に対し本件の慎重な対処方を申し入れていたところであり、しかしながら、先月、極めて短兵急な中に伐採が実行されたことで、多くの国民に林野庁への不信の念を募らせたことは疑う余地がありません。このような中で知床国有林の取り扱いを今後どのように考えているのか、これが一点です。

もう一点関連しまして、今後、この知床問題に類するトラブルが全国的に出てくるのではないかと心配いたします。つまり、今回の知床問題は、法律的には何ら問題のない手続を経て作成された計画であり、一方的に林野庁の対応姿勢のみを問題にするのは事の本質を見失うおそれがあると思ひますが、世の中が大きく変化し、森林の存在やこれの利用に対する価値観が揺れ動く中で、行政は何をターゲットに運営されるべきかという大変に難しい問題を今回の森林伐採は提起していると考へております。特に、国民共有の財産である国有林の森林資源は、属地的に何のために利用するのかというのを国民的合意の中で整理し、そして利用されることが必要な時代に至つたのではないかと考へますが、この点もあわせて林野庁のお考えをお伺いしたいと思います。

○田中(宏尚)政府委員 まず知床の今後の扱いでございませうけれども、知床は先般、横断道路のこちら側を若干伐採させていただいたわけでございませう。これからの扱いにつきましては、もう既に六十二年度伐採予定地につきまして動物調査というものに入っておりますが、こういう調査の結果

も踏まえてこれから検討したいと思つておりますけれども、基本的には、北見管林支局で管轄しております知床の国立公園内の国有林のうち、九割以上を上ります大面積について人手を加えずに自然のままに残すということで対処するつもりであります。そういう大枠の中で、自然環境の保全等に十分な配慮を加えながら最小限の人手を加えて、健全でしかも活力ある森林が維持造成されるというところにつきましては、今年度着手しております調査結果を見まして、地元とも十分相談いたしまして適切に対処してまいりたいというふうに考へておるわけでございませう。

それから全体論でございませうけれども、先ほども申し述べましたように、林業経営と自然保護というものは本来調和が図られるべきでございませうし、図るべき性格でございませう。林業経営というのは自然の中の一つの営みとして行われていることでございませうので、この林業経営が自然を破壊するということを受けようなことがございませう。ましては、我々といつても非常に問題があるわけでございませう。残念なことに局地的にいろいろな動きがございませうけれども、そういう点につきましてはこちら側の考え方なり十分関係者、地元の方々にもお話しし、それから先様のお話しというものが十分合いながら両方が調和がとれる形で国土を守り、地元の産業活動も発展するという両面に十分意を用いながらこれから対応してまいりたいというふうに考へております。

○玉城委員 さつきもちと申し上げましたとおり、長官、我が党のジャパン・グリーン会議が来月の下旬、沖縄の国有林について、北部の方にあります、ここは伐採の問題とか天然記念物とか米軍基地とかありましていろいろ問題になっている地域でありますから、ひとつ林野庁の方も御協力いただいてしっかり調査をさせていただきたいと思ひます。

それで、きょうは実は五月の十五日で、長官も御存じのとおり沖縄県が本土復帰したのが昭和四十七年五月十五日ですから、本土復帰してちよう

ど満十五年になるわけですね。林野行政の責任者というお立場からぜひ御感想を伺いたしたいのは、今さら私が申し上げるまでもなく、第二次大戦の末期に沖縄で我が国唯一の地上戦が展開されました、一木一草焦土と化せん、そういう表現がありますけれども、島が変形するんじゃないかと言われるぐらい砲弾がぶち込まれて、緑というものがもう全くなかった。戦後、米軍の巨大な基地が居座つて、現在もあるわけですが、本土復帰して十五年、森林行政についても本当に未成熟といひますか、これからという段階なんですね。御存じのとおり沖縄、南西諸島というのは我が国唯一の亜熱帯地域ですから、亜熱帯林業というものはいろいろな意味でこれから大事な問題点があると思ひますが、林野庁の長官とされてひとつ御感想と御認識あるいはお考えがあればお伺いしたいと思ひます。

○田中(宏尚)政府委員 ちようどきょうが沖縄復帰十五周年でございませうけれども、実は十五年前のちようどきょう、農林水産省の中の砂糖課課長として復帰の日に沖縄にお邪魔していたわけでございませう。そのときの感想をいたしまして、サトウキビ畑は戦後のいろいろな努力で大体復元いたしましたけれども、森林につきましては、十五年前にはまだ非常に放置されていた状態でございまして、それから十二年たちまして三年ほど前に沖縄にお邪魔したわけでございませうけれども、本島北部でございませうとあるいは西表、ああいう地帯は日本本土と違ひまして、ただいまもお話がありましたように亜熱帯地域ということで、植物自体の再生力なり活力というものはそれなりにあるわけでございませうけれども、全体としては残念ながらまだかなり未整備な状態にあるという感慨を三年前に抱いた次第でございませう。

最近、いろいろと北部の問題等を中心にしたしまして沖縄の林業の状況を聞かされてゐるわけでございませうけれども、ああいう気象条件のところでございますし、それから日本としては唯一の亜熱帯地帯ということで、事、林業だけではなく

て、遺産資源の問題でございませうとかいろいろ多岐にわたる問題の上でも重要な役割がございませうので、県ともども、これから沖縄の林業につきまして我々としても取り組んでまいりたいというふうに考へております。

○玉城委員 ぜひひとつよろしくお願ひしたいのですが、その前に、沖縄県における国有林の実態をちよつと概略御説明いただきたいのです。

○田中(宏尚)政府委員 沖縄県の森林面積は、御承知のとおり全体で十萬八千ヘクタールございませうけれども、所有形態別に見ますと国有林が三萬三千ヘクタールで、約三分の一が国有林という形に相なつております。それで森林の内容を見てみますと、亜熱帯林特有のイタジイに代表されます天然林が九割を占めてゐるということで、本土との林相の相違というものははっきりしているわけでございませう。こういうことで天然林比率が非常に高いわけでございませうが、その蓄積は、先ほどもお話ありましたように戦災によりましてあれだけ焼失したということもございまして、それから、戦後に一時期過伐というふうな問題も地域によりましてはございまして、それからさらに土壌条件の制約というふうなことからいいますと、全国に比べて必ずしも有利な状況にはなく、苦しい状況にあることは我々といつても十分認識しているわけでございませう。

○玉城委員 復帰十五年ということでもいい機会です、さう、ぜひ長官の御感想をお伺いしておきたいのは、沖縄本島の北部の方なんです、金武町というところで米軍が定期的に実弾演習をやるわけですね。山に向かつて砲弾を撃ち込むわけですが、その周辺は撃ち込まれるために土砂の流出だとか、水源涵養林に弾が飛び込んでいって山火事を起こすとか、そういういろいろなトラブルが常時起こるわけですね。我々も何回も注意しているわけですが、長官もごらんになっておれば御存じだと思ひますが、その山は緑なんというものはなくとも丸はげになってゐますね。そういう基地という問題とこの緑という問題はいろいろ難しい

テーマだと思ふのですが、ごらんになっておな
ければああいふことを想像されまして、林野庁の
責任者とされまして何か痛みをたいたいのはお感
じになりませんか、どうなんでしょうか。

○田中(安尚)政府委員 沖縄の基地に派生する問
題はいろいろあるかと思ひますけれども、我々
林野担当者としては、どういふ所有形
態、どういふ利用形態にあるにいたしまして、
緑が豊かに保存され、国土の維持増進に十分に機
能するというのをこいねがってやるわけではな
い。

○玉城委員 そういふお気持ちも当然だと思ふの
ですが、幾ら演習とはいへや緑を大事にする
。だから私たちが、緑に向かつて突撃を撃ち込
むような演習は絶対してはならないことは常
に言つてはいるわけですが、ぜひ長官の方
からも機会があればそういうことはおっしゃつて
いただきたい、このように思ひます。

それともう一つ、ぜひこの機会にお伺ひしてお
きたいのですが、長官もよく御存じのとおり、明
治四十二年の勅令で、八十年間の契約で当時沖縄
県が国から無償で国有林を借りてゐる。明治四十
二年から八十年です。それから再来年の五月に
なるのでしょうか。再来年のことですか。もうそ
ろそろなんです。当時の背景と申します。経過
と申します。そういうこと、これは無償貸し
付けになったのか、その辺をちょっと林野庁の方
から御説明いただきたいのであります。

○田中(安尚)政府委員 沖縄に全く特例的に存在
しております。勅令貸付国有林でございます。けれ
ども、沖縄県の基本財産の造成と、それから沖縄県
林業の模範とするという二つの目的をもちまし
て、明治四十二年に勅令に基づきまして契約がさ
れ、沖縄県に無償貸し付けされたわけではござい
ます。その後、沖縄県が十五年前に本土に復帰した
しました。沖縄の復帰に伴う特別措置に關
する法律なり関係いたします。いろいろな法律、法
令に基づきまして、契約期限がたいたいまお話を

ましたように昭和六十四年五月までということ
で、従来の同一の条件ということで無償で貸し付
けられているわけではございません。

この山の無償貸し付けに当たりましてはいろいろ
な経緯が当時あったわけではございますけれども、
現在資料として残つていない点を若干御披露申
し上げます。この勅令貸付国有林は、もともと
は藩制時代にはそま山と呼ばれたようございま
して、藩有林で地元住民が造林義務を負つて、一
方でその産物の採取を許されていたといふこと
で、地域住民の活用といふものが大幅に認められ
ていたようございまして。その後、このそま山が
明治十二年の廃藩置縣によりまして沖縄県の管理
となりまして。三十二年に沖縄県土地整
理法というものが公布されまして、日本国全体が
大体そういう方向にあったわけではございます。け
れども、こういう地元山の山に供されていた色彩が強い
土地ではございまして。そういう経緯も
ありました。さらに明治四十二年に、そういう経緯も
あり、それから先ほど申し上げました。二つの
目的、県の基本財産を造成するといふことと林
業の模範林とするといふことで、当時の勅令三十
二号をもちまして沖縄県に無償貸し付けされたとい
ふことが歴史と経緯に相なっているわけではござ
います。

○玉城委員 今のような例は本土にもあるのかど
うか、いかがでしょうか。

○田中(安尚)政府委員 本土にはございませぬ。
○玉城委員 いわゆる勅令によつて県なり市町村
なりに貸し付けたという例はないという意味です
か。それとも無償ではないという意味ですか、有
償ならあるという意味ですか、どちらなんです
か。

○田中(安尚)政府委員 一部の地域で御料林が無
償で御下賜になったのはございまして。けれども、こ
ういふ形で無償で貸与といふ形はございませぬ。
○玉城委員 ですから、無償で貸し付けるという
契約になったというの、当時いろいろないきさ
つがあつて。そうなたつたように聞いておるわけ

です。林野庁の方にこの件について沖縄県の方か
ら、先ほどちょっと長官おっしゃいましたけれど
も、陳情を何回も繰り返してきたという話がある
のですが、それはどういふ陳情の内容になつてい
るのかお伺ひいたします。

○田中(安尚)政府委員 先ほど申し上げましたよ
うに、六十四年五月で貸付期間が終了するとい
うことで、終了後の取り扱いにつきましていろいろ
現地から要望があるといふことは承知していただ
けでございまして。その要望の中身といたしまして
は、沖縄県に贈与をするとか、あるいは原額で売
り払つてくれとかといふような内容で地元の方
がいろいろな形で伝えられたことは承知してござ
います。

○玉城委員 いずれにしても、これは当時の国と
沖縄県との契約で、その契約の期限が再来年六十
四年の五月に来るわけですね。沖縄県側としては無
償譲渡してもらいたいという要望があるやに私も
聞いていたわけですが、そういうものを含めてど
うするかというこれは林野庁としてももうそろ
そろ考えなくてはいい時期に來ていて、思ふの
です。長官、いかがでしょうか。

○田中(安尚)政府委員 先ほど来申し上げてお
ります。いろいろ歴史的な経緯はあるわけではござ
いますけれども、少なくとも国有財産という管理の立場か
ら申し上げますと、現在貸し付けしてある国有財
産を無償で譲渡するといふことは国有財産の管理
上適切ではないのじゃないかと考えております。
しかし、いろいろな経緯なり歴史といふものがござ
いますので、それにかかわるべく地元と話のつく
方途があるかどうか、そういうことにつきまして
はこれから問題でございまして。検討を
深めてまいりたいと思つております。

○玉城委員 当時、無償でそういう契約がされた
といふところ、何かにいろいろな背景があるような
感じもするわけですね。また、この八十年間、沖縄
県が管理運営してきたわけですが、その間相当な
投資もされたと思ふのです。その辺のいろいろな
計算の問題もあるでしょうし、今後そういうこと

を詰めて、林野庁とされても沖縄県側とできるだ
け現地の要望を酌み取った形で問題の処理を要
望しておきたいと思ひます。これは今どうのこう
のとどこで結論の出る問題じゃありませんので。
もうちょっと時間がありますので、これは長官
でなくともよろしいですが、沖縄は御存じのと
おり台風がよく来るところで、千ばつもとときど
き来ます。そういう意味で、海岸線の防災林の造成
だとか水源涵養等の保安林の整備、こういうもの
はきちつと計画的にやっていたらいい、こう思
うわけではあります。それと、さつきもちょっと
おっしゃつておられました。亜熱帯地域の特性を生か
した林業の育成であるとか、これらについては具
体的にどういふふうにするのか。また、そうい
う亜熱帯地域の特性を生かした特産物生産物の生産
振興についてはどういふふうにお考えを持ってい
らっしゃるか。それから、これから高齢化の時代で、
余暇の活用、国民の健康の問題、御存じのとおり
沖縄県というのは非常に長寿県です。冬場あた
りお年寄りの方々が沖縄で過ごすといふこと
も、これから二十一世紀に向けてそれが世界的に
問われている時代になってきていますから、大い
に亜熱帯林業を育成していただくに保健休養林の
整備といふものもぜひやっていたらいいわけ
であります。それから、亜熱帯地域の林業技術の体
系化あるいは利用開発推進のための試験研究体制
といふことも考えていただきたい。こういうこと
も含めて、いかがでしょうか。

○田中(安尚)政府委員 まず、沖縄県においての
保安林等の整備でございまして。ただいま
もお話ありましたように、台風の常襲地帯
でございまして、保安林の整備を進めるという
ことで、現在、森林面積全体の約一四%に当たり
ます。一万五千ヘクタールが保安林として指定され
ておるわけではございます。保安林の整備につぎま
しては、いろいろな計画に従ひまして行つてきて
いるわけではございますけれども、五十九年度を始
期といたします。十年計画の第四期の保安林整備
計画で、これは水源涵養保安林を主体としてで

さいますけれども、これから約八千ヘクタールほどの指定を行うことにしているわけでございます。特に暴風保安林につきましては、住民の方々のいろいろな知恵で、例えば久米島の防風林でございますとか、先人がきちんと残してくれているところもございまして、ああいうものにつきましては、地域の生活なりあるいは農業の安定という観点からいいたしても何とか守つてまいりたいと考えておるわけでございます。

それから、沖繩全体の森林資源の整備につきましては、造林等林業生産基盤の整備とあわせまして、森林の持つております公益的機能の発揮という点にももちろん十分配慮は加えますけれども、亜熱帯の自然条件を生かしましたいろいろな知恵のある森林の整備というものを進めていく必要があるかと思つておりますし、先ほどの水源涵養保安林につきましても、台風が多い年に毎年洪水を繰り返しているという地域の状況がございしますので、そういう点も十分意を用いてまいりたいと思つております。

それから、沖繩の保健休養林の整備についてでございますけれども、最近、全国的にも保健休養という面での森林に対するニーズが非常に高まつてまいりましたし、特に沖繩の場合にはああいう亜熱帯ということで、若者を中心にいたしまして、緑と水ということで沖繩に対する渡航もふえてきているわけでございます。そういう中で、当方といたしましては森林の保健休養的利用を促進するということから、西表の国有林につきましては先生も御承知と思ひますけれども、自然休養林という形で既に指定いたしまして、地元の方なり外からいらっしゃる方々の利便に供しているわけでございますけれども、今後ともこういう地域の特性を生かしながら、保健休養的利用というものにつきましても適切を期してまいりたいと思つております。

最後に、試験研究の系統でございましてけれども、試験研究につきましては、国の林業試験場、これは本場だけではなくて九州試験場もござい

すし、それから沖繩県の林業試験場、琉球大学というところでもそれぞれいろいろと相協議しながら、あの地域に適した育林技術でございまして、あるいは特用林産物それから県産材の有効利用というふうなことにございましてかねてから試験研究をやつてきているわけでございまして、国といたしましては、特に沖繩県の試験場に對しまして、森林、林業の振興上、特に重要な試験研究につきましては助成するなり、あるいは委託試験というものをお願いしておりますし、さらに沖繩県の林業試験場についての施設整備、こういうものにつきましても農林水産省として助成を行っている次第でございまして、こういうこと全体を通じて、亜熱帯地域の林業の発展というものに今後とも意を用いてまいりたいと思つております。

○玉城委員 以上で私は質問を終わりますが、国民の多様なニーズにこたえるためにこれから国有林の問題というのはそれだけに大変なときで、御苦労もしていらつしやると思つておりますが、どうか前向きに活用するものはどんな活用していただいてぜひ国民のニーズにおこたえをいただきたい、そのことを要望して、質問を終わります。

○玉沢委員長 神田厚君。

○神田委員 国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案につきまして御質問を申し上げますが、その前に、過日、栃木県の栗山村川俣に起きた林野火災につきまして、その火災の概況及び今後の復旧計画等につきましてお尋ねをしたいと思つております。

○田中(宏尚)政府委員 この五月十日に国有林野内に発生いたしました、ただいま御指摘がございました栗山村の火災事故の被害状況でございますけれども、主に十一年生から十八年生ぐらいのカラマツの人工林が焼失したわけでございます。焼失面積が全体で約百二十ヘクタール、それから被害総額は、現時点で概算でございましてけれども二億二千万ということが見込まれております。

今回、焼損いたしました国有林の取り扱いにつきましては、もちろん速やかに林地の回復に努めたいと考えているわけでございまして、具体的にどういう事業をどういう金目でやるかということにつきましては、鎮火後まだ日も浅うございまして、現在、現地の調査中でございまして、この調査結果を踏まえまして、地元とも協議しながらできるだけ早急に十全な手当てをいたしたいと思つております。

○神田委員 幸い関係機関の大変な御努力で被害が最小限に食い止められたということでございしますが、大事な緑資源でもありますので、今後その復旧対策につきましては、十二分に手厚い手当てをお願いしたいと御要望を申し上げておきたいと思ひます。

次に、法案につきまして御質問申し上げますが、まず、我が国の森林、林業、木材産業問題、これらの環境問題につきましても御質問を申し上げます。

我が国の森林、林業、木材産業は、木材需要の停滞とこれに伴う価格の低迷、人件費等の経営コストの増加によりまして収益性が悪化するなど、極めて厳しい状況に陥つていられるわけであります。加えて、最近の急激な円高の進行等に対応しまして、一層の体質の強化、活性化が求められております。森林、林業は国民生活の向上に寄与するとともに、治山治水や保健休養等均衡のとれた国土の発展に寄与しており、立派な森林、林業を次の世代に引き継ぐことは我々の責務であると考えております。

そこで、二十一世紀に到来が予定されている本格的な国産材時代に向けて森林、林業、木材産業をどのように活性化させるのか、政府の見解をただしたいと思ひます。

○新藤政府委員 神田先生の御指摘をいただきましたように、我が国の林業、木材産業をめぐる情勢は極めて厳しいものがあるわけであります。こうした厳しい環境の中にある木材産業の振興のために、また林業振興のために、農林水産省とし

ましては、第一に木材需要の拡大を図りたい、また造林、林道等生産基盤の整備をやりたい、また国産材主産地の形成と担い手の育成の確保に努めたい、さらには木材産業の体質強化と木材流通の改善に努めたい、そして山村振興と森林の総合的利用の促進等の各般の施策を推進するとともに、目下、森林、林業、木材産業活力回復五カ年計画を実施しているところであります。今後とも金融面、税制面を含めた総合的な林業振興施策を推進してまいりたい、かように考えております。

○神田委員 次に、近年、森林、緑資源が世界的に急速に減少しつつありまして、この状態が続くならば、将来において地球規模で環境への悪影響が憂慮される状況になっております。一方、緑の維持、水資源の確保、大気浄化、保健休養、国土保全など森林の有する公益的機能の維持増進に対する国民の要請は急速に高まっております。

こういう状況の変化のもとで、国有林野は七百六十五万ヘクタールありまして、国土面積の約二割、森林面積の約三割を占め、我が国森林、林業における主導的役割を担っており、今まで以上に重要性を増しているところであります。政府はこれからの国有林野事業の使命及びあるべき姿をどのように考えているのか、その見解をお尋ねしたいのであります。

○新藤政府委員 国有林野事業の使命、またそのあるべき姿についてでございますが、御案内のとおり国有林野事業は、その時代、時代の社会経済的要請にこたえて種々の役割を果たしてきたところであります。森林、林業に対する国民的要請の高まりにかんがみまして、今後とも林産物の計画的、持続的な供給、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全形成、保健休養の場の提供等の森林の有するいわゆる公益的機能の発揮、さらには国有林野の活用等を通じた農山村地域振興への寄与、こういった使命感を持まして、私どもとしては国有林野事業のあるべき姿を位置づけ、そして国有林野事業の振興に努めてまいりたい、このように考えておる次第でございします。

また、こうした使命は、基本的には国有林野事業の健全な経営を通じて十分に果たされるべきものでありまして、そのためには、現行の改善計画の改訂、強化によりまして自主的な改善努力をしなければならぬ。また収支均衡の達成等経営の健全性を確立しまして、いわゆる簡素にして合理化された組織、要員のもとで効率的な事業運営を図ってまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○神田委員 ただいま御答弁もありましたが、国有林野事業は、林産物の計画的、持続的供給、国土の保全、水資源の涵養などの公益的機能の發揮、農山村地域振興への寄与など重要な使命を果たしております。今後ともこれらの使命を十分に果たしていく必要があると思ひます。しかしながら、国有林野事業は、数次にわたる改善努力にもかかわらず、現在、累積欠損金約七千億圓、累積債務も一兆五千億圓を超えるなどその財務状況は極めて厳しく、このままの状況が続くならば、国有林野事業に課せられた使命を適切に果たしていくことが困難になることも懸念をされる状況であります。こういう状況にありまして、先ほど答弁がありましたように一日も早く経営の健全性を確立することを願うものであります。国有林野事業の財務状況が五十九年の法改正以来さらに悪化した理由をお聞かせ願いたいと思ひるのであります。

○田中(宏尚)政府委員 五十九年の法改正以来いろいろ自主的な改善努力を行ってまいりまして、それなりの一定の効果も上がつたわけでございます。けれども、残念ながら、その後引き続き木材需給構造の変化によりまして材価が非常に低迷していること、それに加えて、現在、国有林の人工林の約九割が保育、間伐を必要とします三十五年生以下であるという中で伐採量におおのずと限界がありますこと、さらに造林でございすとか林道でございすとか、こういうもののために、御指摘がありましたように長期借入金金を大量にきてたわけでございすけれども、その利

子なり償還金に要します経費が増大しておりますこと、それから債務につけ加えて、事業運営の効率化でございすとか要員規模の調整ということもやっておりますわけでございすけれども、なお改善途中にございまして、現時点では諸経費というものが必ずしも事業規模にマッチしてないというふうなことがございまして、こういう四つほどの事由を主な事由といたしまして、残念ながら財務状況が五十九年の法改正以降さらに悪化しているという現況にあるわけでございす。

○神田委員 ただいま答弁がありましたいろいろな理由があるわけでありますが、さらにこの原因を正確にたどつていきますればいろいろな問題が内在しているというふうなところでありまして、そういうことも含めまして、以下財務の改善問題についてお尋ねを申し上げます。

今回の法改正は昨年十二月の林政審議会の答申等を踏まえてなされたものであります。これに基づいて現行改善計画を改訂、強化し、一層の自主的な改善努力を行い、所要の財政措置を講じて七十二年度収支均衡の達成に努力をされる、こういうことだろうと思ひます。しかしながら、五十九年以降も木材価格が依然として低迷している中で、今後、収入の大宗を占める木材販売収入は多くを期待することができない状況であるかと考えられます。加えて伐採量そのものも、ただいま御答弁がありましたように減らしていかざるを得ないような状況があるというふうな聞いておりまして、収入事情は今までのないほどに厳しい見通しになるのではないかと考えております。このような中で果たして七十二年度収支均衡目標の達成が可能なかどうか、どんな方法で達成する考えであるかについて伺ひたいのであります。

○田中(宏尚)政府委員 ただいま御指摘ありましたような諸事情からいたしますと、昭和七十二年に収支均衡を達成することは容易な目標ではないというところは我々としても認識しているところ

でございます。しかし、何とかこの七十二年度収支均衡達成を実現したいということで、さきに出席していただきました林政審議会の報告を踏まえまして、現行改善計画を改訂、強化することとしたしておりますわけでございすけれども、一つには業務運営の一層の改善合理化を図る、二つには要員規模を適正化する、それから三つ目には、林産物収入だけじゃなくて、森林、土地というものも含めまして総体としての自己財源の確保に最大限の努力を払うというふうな形で自主的な努力に加えて、所要の財政措置ということをお聞かせ願ひたいと思ひます。五十三年以来継続しておりますいろいろな財政措置に加えて、今回の法改正による財政措置が実りまして、七十二年度までに何とか収支均衡が図られるのじゃないかと思ひております。図られるべく最善の努力を傾注してまいりたいというふうな考えでございす。

○神田委員 そこで、ただいま答弁がありました財政措置の問題であります。国有林野事業の改善を図るために、業務運営の改善あるいは自己収入の確保など、みずからの努力を重ねることが大変必要であることは言を待たないわけであります。現在の国有林野事業の収支の悪化が日本林業全体を覆う構造的不振を主たる要因とするならば、国有林野事業が果たしている公益的機能などの重要な使命を考えまして、一般会計資金の導入など財政上の措置を積極的に講ずることもやむを得ない、また不可欠の問題だというふうに考えております。この財政措置につきましては、国会の場におきまして、昨年三月の与野党合意や同五月の本会議決議におきまして取り上げられ、十二月には自民党竹下幹事長から、その充実につきまして最善を尽くす旨の回答がなされたところでありまして、我が党といたしましては、従来どおりの内容では不十分でありますから一般会計負担の拡大を図るべきであるというふうに考えておりますが、政府は与野党合意等を踏まえて今回どのような拡充を図られたのか、具体的にお聞かせを

願ひたいと思ひます。去年の三月四日に与野党合意がございまして、そして去年の十二月二十六日に竹下幹事長から野党に対して、森林の健全な管理に必要な経費の一般会計からの繰り入れの制度化を図る、それから償還金の借りかえと利子補給を行うための制度化を図るという二大項目を中心といたしまして、全部で五項目の改善策につきまして回答があったわけでございす。それでは我々としては、こういう与野党の協議あるいは自民党からの回答という経緯を踏まえて、六十二年度予算案の編成なり今回の法律改正をお願いしたわけでございすけれども、この五項目の中に具体的な書いてございすした保安林等の保全管理に必要な経費なり借りかえの実施あるいはその利子補給ということはこの回答どおりに行いたしてまいりました。それから、回答では必ずしも明示されておりましたけれども、こういう具体的な方策があれば検討するようにということもございましたので、その一環として、退職手当に係る借入対象を拡大するという道を開きまして今回の法律改正でおこたえし、今後の国有林野事業の安全を期することになったという次第でございす。

○神田委員 国会決議あるいは国対委員長会談でそのような異例な申し合わせというものは非常に重みのある、意味のあるものであるわけであります。したがって、そういうものを一つの契機として、なお当局におきましてさらに努力を重ねていただきたいということを要望しておきたいと思ひます。

そこで、利子補給その他いろいろな経営環境の問題がございすので、その辺につきまして質問を続けます。厳しい経営環境のもとではありまして、造林、林業に対する投資活動を積極的に進めたい、これら事業施設費につきまして借入金をしているところであります。国有林の融資などと比べま

してその条件が非常に厳しくなっております。また、その利子償還金が国有林野事業の財務を圧迫するといふような状況にも至っております。そこで、政府といたしましては、かねてから私も主張しておりましたように、事業施設費に対する長期借入金金の借入条件の緩和、一般会計からの利子の補給措置を講ずる考えはないかどうか、お伺いをいたしたいと思います。

〔委員長退席、保利委員長代理着席〕

○田中（宏尚）政府委員 国有林が借入しております長期借入金に関する財投金利を引き下げるといふことにつきましては、去年の暮れの竹下幹事長回答でも出されていたわけでございますけれども、それに従いまして一般の預託金利というものが幸いに引き下げられましたので、現在、預託金利と同一水準の五・二％ということになっておるわけでございます。こういう財投の借入金金利につきましても、今お話ししましたように預託金利とリンクしてセットされているということでございます。国有林野事業についての金利を引き下げるといふことは、いろいろな政府関係機関の政策金融等とのバランスから考えまして極めて困難と考えておりますし、それから施設資金についての償還期間につきましても、もう既に二十五年という長期のものに実はあるわけでございまして、こういう中でも、国有林経営が非常に苦しいという実態を踏まえまして、今回の改正案によりまして、その償還金で返せなくなるものについて、の借りがえ、それからそれに対する利子補給というものが財政当局から認められたわけでございまして、この償還金の借りがえとそれに対する利子補給ということとは、実質的には償還期間の延長と貸付金利の引き下げという両様の効果を発揮するものでございまして、この法律が通過いたしましたれば、この法律によって認められます手段を使いまして、できるだけ国有林の安定に今後とも寄与してまいりたいというふうに考えております。

○神田委員 以上、財政措置という観点から質問

を申し上げましたが、国有林野事業の収支悪化は結局は日本林業の構造的不振ということであるわけでありまして、ですから、国有林野事業自体の経営改善は当然でありますけれども、日本林業の活性化に対する抜本的な政策転換が必要だということに考えますが、この点につきましてもどのような考え方をもちておりますか。

○田中（宏尚）政府委員 全くただいま御指摘のとおりでございます。国有林野の財政問題というものは単に国有林の問題ではなくて、日本林業全体の動きの中で象徴的にあらわれているというふうに我々も認識しております。したがって、国有林野を再建するためにも一般林業が活性化し、発展していくことが不可欠でございます。従来から一般林業の強化というのの取組んでおるわけでございます。例えば、林業の振興のために何といたしまして木材需要の拡大ということが大前提となりますのでいろいろな方策を講じておりますし、それから造林、林道等の生産基盤の整備でございますとか、あるいは主産地の形成と担い手の育成、さらに林業の立地条件から申しまして山村振興なり、それから最近の国民の森林に対するいろいろなニーズの多様化というものを受けまして森林の総合的利用の促進等、こういうことを通じて林業なり農山村が全体として明るくなり発展するというものが出てまいりまして、今後はともかく政策課題を中心にして、総合的な林業振興施策を強力に推進してまいりたいと思っております。

○神田委員 それでは次に、法案に関連しましてお伺いを申し上げます。

国有林野事業は、公益的機能の発揮、つまり水資源の涵養、国土保全、保健休養といった機能を高度に発揮させるという重要な使命を担っているわけでありまして、国有林野事業の厳しい財務状況のもとで、ややもすれば収入を上げることを目を奪われて公益的機能を損なうような事態を招来す

ることが懸念をされているところでもあります。このため、今回、新たに森林保全に要する経費に對して一般会計から繰り入れが行われることとなつたものと考へておりますが、その内容を見ますと、保安林における松くい虫被害対策などほんの一部の経費として六億円の繰り入れにとどまっております。既に述べましたように、またいろいろ御答弁がありましたように、森林保全に係る一般会計繰り入れの趣旨を踏まえれば、もう少し多額の繰り入れを行ふべきではなかつたか、行ふべきであるといふふうに考へますが、その点、どのように考へておりますか。

○田中（宏尚）政府委員 我々としては、国有林野事業は企業会計で独立採算のもとに運用されておるわけでございまして、本来は森林保全に要する経費につきましても、林産物収入という自己収入で賄うことが基本であるといふふうに考へておるわけでございまして、しかしながら、最近の財務状況なり森林、林業を取り巻く諸情勢から申上げまして、国有林野事業の経営改善を図り、しかも公益的機能も十分守っていくという点では一般会計に依存することも必要でございまして、その際には国有林に対する助成措置というものが勘案しながら、特例的な措置として保安林とその公益的機能の高い森林についての、たゞいま御指摘ありました松くい虫等に係る経費というものを今年度から一般会計で面倒を見るという仕組みをとり得たわけでございまして、これにつきましても、評価はいろいろあるかと思ひますけれども、現在の国有林に対する助成措置の内容なり、それから現在の財政状況というものを総合的に勘案して考へますと、今回の措置は現時点でとり得た最善の措置ではなかつたかといふふうに認識しておるわけでございまして、

○神田委員 その点につきましては長官と私ども考へ方が少し違ふのでありますが、次に移っていきます。次に、森林施策につきましても、基本的な内容についてお伺いをいたします。

これまでの経営改善は、ややもすると要員規模の縮小、組織の簡素化という経営の縮減にだけ目を奪われがちでありました。そのことによりまして森林が国民の期待するような緑豊かな姿になるのかといふことを考へますと、なかなか疑問があるわけでありまして、例えば、赤字経営を切り抜けるために伐採すべきでないところに無理に手をつけているという国民の批判を浴びたりしている現状を考へますと、私もこれは国民の誤解といひますか、あるいは林野庁自体のPR不足といひますか、あるいは場合によりましては本當にそういうことで無理な伐採をしているのかといふようなことも考へますと、いろいろ問題の多いところでありまして、多くの国民は、今や国有林を国民共有の財産として、緑資源のストック機能を強く求めている時代にあることを認識をする必要があると考へております。このような観点から、官民合わせた総合的な林業政策を拡充する中で、国有林の森林資源整備の方向を大きく転換をしていかねばならない、大きく転換をしていく必要があると考へますが、この点につきましても政府の考へ方をお伺いしたいと思います。

○田中（宏尚）政府委員 我々国有林に携わっている者としては、緑豊かな健全な森林というものを次代に引き継いでいくことが最大の責務と思つておる次第でございまして、このところのいろいろな動き、特に国民の要望が緑なり自然といふものにかなり傾斜してきているということもございまして、木材の需給関係というふうなものもございまして、先般、林政審議会からも森林整備方針の転換につきまして、先生から今おおよそ御指摘のございましたような方向での指摘があつたわけでございまして、

当方といたしましては、そういう林政審の提言を十分踏まえまして、国有林野事業におきましても、従来かなり広い範囲で行つてまいりました拡大造林予定地というのを見直しまして、天然林施策を推進するとか、あるいは自然公園等の公益的機能が高度に発揮されることが期待されている

森林につきましては、単純な単層林ではなくて複層林ということで豊かな山をつくっていくとか、あるいは材質の改善なり産地銘柄の確立ということとをねらいといたしまして、伐期を従来からさらに延長するという事で長伐期施業というようにすることも取り入れまして、森林整備方針を従来以上に将来に向けてその転換を図っていく。こういう中で木材生産機能の十分な発揮と、それから森林の有します環境保全でございまして文化、教育的な面の両面が総合的に機能するために、森林施業をやっていくという姿勢をきちんと持ちながら適切な森林施業を行ってまいりたいと思っております次第でございます。

○神田委員 今後の国有林管理は、森林を単なる木材生産の場としてではなくて、森林の有する環境保全あるいは文化的な面をより重視しながら進めていくという認識をただいまお示しいただきました。極めて重要なことだと考えております。このような考え方で森林を取り扱っていく限り、国有林の再建に向けた努力に対して国民の支持が大きくなるものと確信をいたしております。このように観点から申し上げますと、森林を取り扱う場合、将来の収量の見通しなどが大きく変わってくる可能性もあると考えられます。したがって、この点、どういう見通しを立てているのか、またそのような収量の見通しの中で、それでは一体財政再建は本当に可能なものになるのかどうか、非常に難しい問題であると思っておりますが、その点につきましてどういうようにお考えになりますか。

○田中(宏尚)政府委員 ただいまお話がありまして、単に木を切つて売るだけじゃなくて多面的な機能にもたえていくということでございまして、今回予定しております経営改善計画の改訂におきまして、その期間内におきます年平均の伐採量につきまして、現在の計画では千二百八十万立米というものを予定しているわけでございまして、これを千六十万立米ということで、従来の計画に比しますと二百二十万立米ほど減らすことで対処することとしておられるわけでございまして、こういうことで、伐採量が減つてまいりますと収入が減るということで、経営改善にとりましては即物的にはマイナス要素に当たるわけでございしますけれども、こういう苦しさがある中でございしますので、こういうことも前提といたしまして、要員調整でございまして事務の合理化でございしますとか、あるいは販売方法の改善でございしますとか、さらには林地、土地の売り払い等自己収入の確保ということを総合的に講じまして、新しい国民の要請に従う、林業施業でも十分に太刀打ちのできる国有林野の経営基盤というものを何とか構築したいと思つておられるわけでございします。

○神田委員 大変難しい問題で、必ずしも今長官が御答弁になつたような形でうまく財政再建ができるかどうかというのには疑問であると思つておられますが、なおそれらに向けて最大の努力をお願いしたい、このように考えております。次に、要員の問題につきまして御質問を申し上げます。国有林野事業の要員につきましては、現行の改善計画では六十三年度末までに約四万人規模とする、このように目標を置いておられます。これまでの要員管理によりましては目標どおりの縮減が達成されておると聞いております。しかし、昨年の林政審答申では今後さらに要員の縮減を図っていくとのことであります。その要員の縮減に見合う業務運営の簡素化、効率化などの合理化が実現できるのかどうか非常に大事な問題であります。そうでなければ、国有林野事業に課せられた重要な使命を十分に果たしていくことができないであらうし、職員の労働強化や労働条件の改善といった事態が生じることになると思つておられます。要員をさらに縮減しても国有林野事業に課せられた使命の達成や労働条件の維持向上が可能かどうか、まずその見解をお伺いいたします。

○田中(宏尚)政府委員 国有林野会計の健全化のためには、どうしても要員規模の調整、適正化ということが避けられない道でございします。将来の要員規模につきましては、仕事のやり方といたしまして請負化を一層促進する、あるいは直用事業というものをよく限られた分野に特化していく、さらには事務の簡素化でございしますとか合理化についていろいろ知恵を出すということ、その事業量の減少に見合った規模で要員規模を策定してまいりたいと考えておられるわけでございます。こういうことで、将来見込まれるであろう業務量に見合った人員構成ということを考えておりますので、国有林野を国民共有の財産といたしまして適正に管理運営していくという基本的命題から申しますと、十全に機能を発揮できるのではありませんかというふうな考え方をしております。それから、業務運営の徹底した簡素合理化を着実に実施することによりまして業務量の縮減を行いますので、職員の労働強化あるいは労働条件の低下を来さないよう十全の配慮というものは並行してやっていくべきだと思つておられる次第でございます。

○神田委員 林政審答申では、要員の縮減を図っていくため、省庁間の配置転換、定年前の退職、広域にわたる管轄局、支局及び管轄署間の配置転換を積極的に推進すべきである、このように指摘しておられますが、政府としては今後どのように具体化し、推進していくのか、具体的な考え方についてお伺いしたいと思います。さらに、要員調整方策の実施に当たりましては職員に雇用不安を与えないよう配慮することが必要であると思つておられますが、この点についても考え方を伺いたいと思つておられます。

○田中(宏尚)政府委員 適正な要員規模実現のための具体的手段といたしましてはいろいろあるわけでございますが、ただいま先生からもお話がございましたように、省庁間の配置転換、受け皿づくりによりまして定年前の退職の促進、職員配置の地域間の調整を図るための広域配転、こういうものをこれから積極的に推進いたしまして所期の数字に達したいと思つておられるわけでございします。このためには、いろいろな具体的手段、方法をこれから検討しなければならぬ点があるわけでございします。制度面を含めまして必要ないろいろな措置を先例等も参考にしながら今後検討し、詰めてまいりたいと思つておられます。基本的には、全体の総といたしましては、新規採用につきましては定員内職員については厳に抑制する、定員外職員については原則として停止するということを基本といたしまして、そういうことに到達できる道筋としてどういう具体策があるかということをお伺いしたいと思つておられます。

○神田委員 この配置転換の問題は、今民間企業では単身赴任など社会問題が起きておられますが、必ずしもそういう状況が望ましいことではないにしろ、国家公務員の配置転換が極めて少ない数で推移しておられる。これは前に私も内閣委員会その他で問題提起をしたことがあるのでありますが、生首を切らないという基本的な考え方を堅持していく上では、どうしてもこの配置転換などの問題を少し進めていかなければならない。このことは各省庁共通の問題でありますけれども、私は、もう少し政府全体がそのような方向でこれから先前向きに検討していただかないかというのを強く要望し、この林政審答申の答申については、林野庁はその期待にこたえるように努力をいただきたいということを要望しておきたいと思つておられます。

それでは次に、経営改善の問題につきまして積極的に取り組んでいる職員と余り協力的でない職員がいるというふうなことも聞いておりますが、

経営改善の問題につきましては積極的に取り組むように、全職員が足並みをそろえてこの大変な時期に経営改善努力を果たすべきだというふうに考えております。したがって、それらについてはその信賞必罰をきちんと評価をし、処遇をする必要もまたあるかと思っておりますが、これらのことが職務意欲の向上等につながりまして、ひいては経営改善の推進に資するものと思われけりでありまして、この点につきましても政府の方の考え方を聞かせたいと思っております。

○田中(宏尚)政府委員 こういう苦しいときは職員一人一人が国有林野の使命について十分認識していただき、明るい職場で仕事をやるということが肝要でございますので、何とか職員のそれぞれの方々に共通の認識を持っていただき、意欲を持って職務に当たっていただきたいと思っております。いろいろな接点なり職場環境づくりというものに我々幹部といたしましても努力しているわけでございます。そのため、各層の管理者がまずは率先垂範して強力なリーダーシップを発揮していただきまして、職員の意識の向上なり意欲のある職場環境づくりというものがけられているわけでございますが、人事面等におきましても、適材適所を旨としていろいろな人たちの動き等を公平かつ適切に見まして、きちんとした人事管理に努めてまいりたいと思っております。それから、職務の内容とやり方にも十分配慮して人事なり給与体系というものでできているわけでございますので、そういうことに配慮しながら職場規律の維持というのにつきましても、特にこういう難しい時期でございまして、従来にも増して一層厳正を期することによりまして職場全体の職務意欲の向上に努めてまいりたいと思っております。

○神田委員 次に、組織機構の問題について御質問申し上げます。

組織機構につきましては、林政審答申を受けてどのように簡素化を図っていくのか、基本的な考え方についてお伺いしたいわけでありまして、営林署問題につきましては、これまで五十三年度に

九カ所、五十六年度に七カ所、六十年代に九カ所の統廃合が実施されておりますが、統廃合によりまして、それまで国有林野事業が果たしてきた公益的機能や現地におけるサービスについて低下を来したようなことが実際問題としてないのかどうか、さらに、六十二年度は十カ所の統廃合を実施するということを計画しておりますが、同時にこのような懸念がないのかどうか、お伺いしたいのであります。

○田中(宏尚)政府委員 営林署等につきましては、今後におきましても、要員規模の縮減でございまして、今後の業務運営の簡素化、合理化の進展状況に依りましてなお一層統廃合を徹底していく必要があるわけでございます。ただいまもお話がありましたように、今年度において十営林署の統廃合というものを予定しておりますわけでございます。

それから、これまでの営林署の統廃合の実施に当たりましては、現実的には営林事務所を初めとしたしまして、業務の実態に依じた適切な代替組織というものを必要に応じてそれぞれ設置する等によりまして、国有林野事業の機能が低下するとかあるいは地元との関係が希薄になる、さらにはサービスが低下するということがないように、それぞれ具体的な事例に即して適切に対応してきたつもりでございまして、今年度予定しております十営林署の統廃合に当たりまして、こういう従来積み重ねてきた努力というものを十分配慮しながら、円滑に進むようにやってまいりたいと思っております。

○神田委員 今年度実施をする計画と言われている営林署の統廃合につきましては、我々としてはまだ態度をはっきりとさせておりません。問題は、基本的には先ほど指摘をしましたような懸念がありますので、私どもとしましては慎重に取り扱っていききたい、このように考えていることを申し上げておきます。

ところで、国有林野事業の今後の業務運営につきましては、立木販売方式を指向するとともに請負

化を促進しまして、直用事業については真にそれにあふましい業務に特化していくことを検討しているというふうに聞いておりますが、以下、次の点についてお伺いを申し上げます。

まず、立木販売への指向の問題であります。地元の中小企業はこれまで、木材産業の不振の中で国有林からの素材の供給によって何とか経営を維持してきた、こういう者が非常に多いわけでありまして、そのような中で、一般に素材販売に比較して一件当たりの販売材積が大口であり、買い受け人も相当の資金力を必要とする立木販売を指向することについて、地元企業の振興を図るといふ観点から本当に大丈夫なのだろうか、そういう声も多くあります。その点の御見解をお伺いしたいと思います。

○田中(宏尚)政府委員 国有林におきまして立木販売につきましては、昭和六十年で実態を見てみますと、一般競争入札におきまして一件当たりの平均材積が約一千立米ということになっております。したがって、この一千立米という程度の数量は経営規模の大きい特定の者でなければ購入できないというような大口のものではないと思っております。それから現実にもこの買い受け人のほとんどが、それぞれ地域の製材林業、素材生産業者等のいわゆる中小企業者ということが実態でございまして、立木販売方式へ指向するからといって大企業に偏るということはないものと我々は認識している次第でございます。

○神田委員 これも現実には経営をしている中小企業の人たちにとりましては非常に不安でもありますが、またどういう方法かで話し合いをして円満にやっていかなければならない問題ではないか、かなり工夫の要る問題だと考えております。その点も十二分に御検討いただきたい、このように思っております。

次に、請負化の促進でございますが、今、我が国の林業労働力は農山村の過疎の中で減少傾向にある、さらに高齢化が進行しているという深刻な状況にあります。その中で、国有林野事業に係る

請負事業体等についてもいまだ十分に整備をされていないというのが現状であります。また近年、国有林野事業の事業量も減少傾向にある、こういう実態もあるわけでありまして、したがって、請負化を促進するためには、まずもって請負事業体等の育成強化を図っていくことが何よりも肝要だと考えておりますが、それにつきましてもどのような措置を講じていくのか、その見解をお伺いしたいと思いますのであります。松くい虫の防除対策などにつきましても、なかなかチームが編成できないというところで、せっかく予算をもらっておきながら十二分な活動ができない、予算を使い残しているというふうな状況がたくさんございまして、そういうことから見ると、この請負化の促進というのが果たして計画どおりにできるのかどうか非常に問題が多いと思っておりますが、その点についてお伺いしたいと思います。

○田中(宏尚)政府委員 国有林野事業にかかわります請負事業体は、六十年四月現在での調査によりますと総体で千三百六十六事業体というものがあつたわけでございます。これらの請負事業体は、昭和五十四年から逐次法人化なり素材生産と造林との兼業化というものを図りまして整理されてきているわけでございます。しかし、残念ながら、その事業体によりましては経営基盤が依然として脆弱であるというものも見られますので、国有林、国有林を通じて、地域林業全体の担い手としてふさわしい経営事業体になっていただくことが肝要かと思っております。このために、一般林政施策で経営基盤というものを整備することが、何といたしましても長期的な対策あるいは経営の安定を図るための対策として不可欠でございまして、地域の実情に即しました請負事業を計画的に発注することによって、一つは事業量を計画的に確保してやるということ、経営の安定強化対策なりあるいは責任体制を確立していただくというふうなことのほかに、ただいまも松くい虫の話の御例示でございましたけれども、間伐であるとかある

いは特用林産物の生産資材の販売という山
村で必要となります。いろいろな事業、こ
ういうものへの多角化への取り組みとい
うものもあつせん。何となく請負事業
体の経営基盤の強化というのについて、
これも一層推進してまいりたいと思つて
おる次第でございます。

〔保利委員長代理退席、委員長着席〕

○神田委員 次、国有林材の販売につ
いてです。

近年、我が国林業、木材産業をめぐ
る状況は、先ほどから御指摘申し上げ
ておりますように、円高進行などによ
りまして国産材と外材との競合関係が
一層厳しくなつてきており、深刻な影
響が出ている地域も少なくない実態で
あります。言うまでもなく、国有林所
在地域の林業、木材産業は国有林に依
存する度合いが大きいのであります。が
、国有林に課せられた使命の大きな柱
である地域振興への寄与という観点か
ら、今後とも国有林として相応の配慮
はしていかなければならない、このよ
うに考えております。国有林野事業が
置かれて現況の厳しい状況の中で経営
の健全性を回復し、その果たすべき使
命を達成していくために、林野庁は、林
政審議会の答申を踏まえて各般にわた
る改善策を展開していくものと考へま
す。が、こうした中で、国有林材の販
売に当たりまして地域林業、木材産業
の振興をどのように考へているのか、考
え方をお聞かせいただきたいと思ひま
す。

○田中(宏尚)政府委員 国有林野事
業は、そもそもその所在しております農
山村地域の林業なり木材産業というも
のとの密接なかわり合いがございま
して、当該地域の発展が国有林野の円
滑な運営の上にも極めて重要なことは
当然でございます。ここの基本的立場に
立ちまして、地元製材工場へ原木を安
定的に供給する、あるいは国産材市場
の活性化に役立つために民間流通機
構というものを積極的に活用していく、
それからそれぞれの地域での産地銘柄
というものを適切に形成してい

く、さらにシイタケでございますとか
ナメコといった特用林産物でございま
すとかあるいは伝統工芸品、ここの
ようなものの生産に必要な原木の供給
ということに積極的に取り組ましまして
、地域林業、木材産業の振興に從來か
らも努めてきたつもりでございます。け
れども、これからはますます地域と国
有林野とのつながりも強くなつてまい
りますので、従来にも増してそういう
線を強めてまいりたいと思ひておるま
す。

○神田委員 分収育林等に関連した
質問をちょっといたしたいと思ひま
す。

国有林野事業におきましては、単に木
材の安定供給のみならず、水資源の涵
養、国土保全、保健休養というように
、たびたび申し上げておりますが、公
益的な機能が非常に大事であります。こ
のような公益的機能が発揮にかかわる
問題につきましましては、一般会計か
らの繰り入れだけでは十分でない、一
般会計からの繰り入れが不十分な状況
の中では受益者負担の積極的な導入と
いうものも同時に考へていかなければ
ならない、このように思うところであ
ります。この観点から、さきの国有林
野法の改正により導入されました分
収育林制度は、民間活力の導入という
点から、さきの国有林野法の改正の際
、電力会社等を対象に限定公募を促進
すべきではないかという私の質問に対
しまして、そのような方向で検討する
という政府答弁がありました。このこと
については現在どのようになっている
のか、お伺いをいたしたいと思ひま
す。また今後、限定公募につきま
しては、分収育林事業の推進の中でど
のように位置づけをしていくのか、政
府の見解をお聞かせいただきたいと思
ひます。

○田中(宏尚)政府委員 国有林の分
収育林事業は、たゞいまお話がありま
したように、一般公募方式につきま
しては昭和五十九年から、それから限
定公募につきましては昭和六十年か
ら始まりました。わけでございますが、
これからの事業は、国有林野所在地
域の振興なり水資源の涵養なり、森

林の持つております公益機能について
維持増進を図るなり、さらには緑化
思想の普及ということを中心とする
目的として、先生御指摘ありました限
定公募ということが行われているわけ
でございます。

限定公募につきましては、現在のところ
大口といたしましては、森林の公益
的機能発揮に特にかかわりの深い電
気事業者が大口のかかわり合いを持
つてきているわけでございます。現在
の実績をみますと、昭和六十一年度
で約九十件程度が限定公募という形
で応募されているわけでございます。
この事業は単に金を集めるという
だけではないで、森林の持つておる
いろいろな効果を、さきにも申し上げ
てまいりました。そういう森林に関
する普及啓蒙の一環として進めてい
るわけでございます。この事業は、こ
ういう大口の電気事業者等の協力とい
うものもこの事業を推進するに当た
つての、一つの非常に効果的な方法
でもございまして、先様の御理解、御
協力を得ながら、こういう方向も
ぜひ推進してまいりたいと思ひてお
ります。

○神田委員 次、分収育林事業にお
ける一般公募についてお尋ねを申し上
げます。

申すまでもなく、分収育林事業にお
ける一般公募は、広く国民参加によ
りまして国有林野の整備を推進する
ためのものであるわけでありまして、
契約期間が二十年以上にわたり、将
来の木材価格の見通しをつけにくい
ことから、資産運用に關しては魅力
ある商品とは言えないものになって
おります。確かに国有林におきま
す分収育林事業は、資産形成といた
した経済的観点を含めまして、広く
国民参加による国民共通の森林の
整備という公益的観点からとらえる
べきでありましようが、夢とロマン
を賣うというだけでは分収育林事業
の参加者にはおのずと限界がある
と言わざるを得ません。したがって
、分収育林制度については、限定
公募を含めまして、もっと幅広く
国民全体の参加を促すような方策
、例えば緑の基金を創設する

などの方策を講ずるべきであると思
へますが、政府の見解をお伺いいた
します。

○田中(宏尚)政府委員 分収育林
につきましましては、たゞいま御指
摘がありましたように、現在のところ
夢とロマンという点がある程度前面
に出ておりまして、経済的な採算とい
うことではなかなか金銭債等に比べ
まして魅力が乏しいというふうなこ
ともございまして、このところ応募
者が残念ながら若干低下するという
状況にあるわけでございます。これ
につきましましては、そういう基本
的な問題ももちろんございまして、
それ以上にどうも我々役人側のPR
なり宣伝が下手という点も一つ大
きな議論になっていくわけございま
す。テレビ等のマスメディアを積
極的に利用するなり、特に緑に對
して渴望しております都市住民、こ
ういう方々が本事業の対象でござ
いますので、そういう都市住民に分
収育林制度の実情なりあり方、あ
るいは夢とロマンをどうやって宣
伝するかということで、その宣伝方
式につきましまして、このところ
いろいろの知恵を出してきていま
わけてございまして、例えば、今
年度からブルーダイヤル産業との
提携でございまして、あるいはパ
ートとの提携でございまして、さ
ういふ売り出しなりPRの場とい
うものを少し拡充いたしました。そ
れから契約者に対してアフターケ
アといたしたもの、これは息の長
い関係をつくる仕事でございます
ので、そういうアフターケアの強
化ということで、森林レクリエー
ションに關するいろいろな情報で
ございまして、あるいは国有林が
行つておりますいろいろな仕事に
關するサービスなり利用料の優
遇措置というふうなものも積極
的に取り入れていくわけございま
す。

ここのいろいろなアイデアなり知
恵というものを我々なりにこれか
らいろいろ工夫いたしまして、こ
の事業を伸ばしてまいりたいと思
つております。すけれども、こ
ういふ分収育林とは別にいま
すか、並行いたしまして、さら
に国民参加による森づくりある
いは山守りということも必要にな
つてきておりますので、緑の羽
根運動を少し拡充強

化するようなことにつきましても現在検討を深めております。近々、従来型の緑の羽根から少し拡充強化した形での運動というものを新しく起こそうかと思つてゐる段階でございます。

○神田委員 今答弁がございましたが、例えば結婚記念にカップルが幾ばくかの分収育林を買つ、そういうことになりますればいろいろな意味でこの制度が定着をする、また広く国民の緑に対する理解を大きく前進させるということもあるかと思つてゐます。そういう意味でさらに一層の御努力をお願いしたい、このように考えております。

次に、ヒューマン・グリーン・プランについてちょっとお尋ねをいたします。

国有林野につきましても、木材の安定供給はもとより、水資源の涵養、災害防止等の国土の保全、これらの公益的機能を果たしてきておるわけでありま。また、貴重な自然環境の保全という点からも極めて重要な使命を果たしておる、それらの機能の拡充を求める国民的な要請が高まってきたております。それらの要請をもとにいたしまして国有林野事業として公益的機能を一層拡充すると同時に、保健休養等の機能の利用に對しまして利用者の適正な負担をお願いする中で国有林野事業の拡充を図ることは、結果として収支の改善にもつながると思つておりますが、今回、政府におきましては、近年の国民的要請に積極的に対応して、森林レクリエーション事業の新たな展開としてヒューマン・グリーン・プランを積極的推進することとしておりますが、どのように進めていくのか、その考えをお示しいただきたいと思つてゐます。

○田中(宏尚)政府委員 従来からも国有林野におきましては、例えばレクリエーションの森でございますが、森林浴とか小中学生の自然観察等々広範な国民の参加というものをしているわけでございまして、けれども、特にこのところ急速に森林に對するいろいろな国民の方々の要請というものが広まってきたので、国有林野の中で特に自然景

観がすぐれた地域でございまして、あるいは野外スポーツに適した森林空間、さらには国有林野の中には温泉資源というものもございまして、こういうものを国民に積極的に提供していく、その際には民間のノウハウ、いわゆる民間活力というものを活用しながらやっていきたいと思つておるわけでございまして。具体的には野外レクリエーションの場でございますとか、自然との触れ合いの場あるいは青少年の教育の場、さらには保護のための施設というようなものをつくりまして、こういう施設であるとか場所を拠点として都市と農村の交流が起こつてくれれば幸いであるということ、ヒューマン・グリーン・プランというものをこれから積極的に推進するという方向を打ち出しておるわけでございまして。

具体的にはどういふ地域についてこういう総合的なプランを立て、推進していくかということ、その一帯の森林地域帯を選定いたしまして、その中で民間の活力、民間の事業体の方々にいろいろ知恵を出していただいて、スポーツ施設でございますとか教育文化施設あるいは保健休養施設あるいは宿泊施設、こういうものを幅広くそれぞれ地域の特色を生かした総合的なレイアウト、整備というものをさせていただくことにしているわけでございまして。こういう事業の実施に当たりましては、特に地元の雇用機会の拡大、それから地場産業といふことも地場産品といふことも、地元のそういうものを振興していくことを通じまして農村地帯の振興を図りたいということ、単に施設をつくるということだけじゃなくて、その施設を核として地域全体が活性化していくことをいねがひまして、立派なレイアウト、プランをこれからつくつてまいりたいと思つてゐる次第でございます。

○神田委員 ヘッドな面とソフトな面に分けられればソフトな面でありま。これからの日本の林業を推進していく中で全体にソフト面というものを非常に重要視をしていかなければならないのではないか、こういうふうに思つております。そう

いうことで、それらについても積極的に御推進をいただきたい、このように考えております。

最後に、経営は人なりと言われておりますように、経営改善を進めるには職員の職務意欲の高揚と労使の協調が何よりも重要だ、このように考えております。政府及び林野庁の所信をお伺いし、そして最後に、この厳しい環境の中で日本の林業を守つて林政を推進するための御決意を政務次官、副大臣にお願ひいたしまして、質問を終わりたいと思つてゐます。

○衛藤政府委員 ただいま御質問をいただきましたように、この国有林野事業は大変厳しい環境に置かれておりますし、また、こういうときにこそ労使一体とならしてこの厳しい難局を切り開いていく努力をしなければならぬ、そういう基本的なスタンスに立ちまして農林水産省としての取り組みをしてまいりたい、このように考えております。よろしくお願ひいたしたいと思つてゐます。

○神田委員 終わります。

○五沢委員長 寺前委員。

○寺前委員 一時間弱の質問時間でございまして、ひとつ御協力をよろしくお願ひいたします。まず、違憲判決が出て、それに基づくところの森林法の一部改正について聞きたいと思つてゐます。五十三年の一審及び五十九年の二審の判決では、森林法第八十六条の規定について、森林経営の零細化防止という国家的政策的観点から共有森林の分割を禁止したもので、公益規定であると認めております。今回の最高裁の判決においても、細分化を防止し、森林経営の安定化を図るといふ立法目的については公共福祉に合致すると認めてゐる。しかし、法第八十六条の立法目的達成のための手段として、持ち分の二分の一以下の共有者に分割請求権を否定しているのは合理性及び必要性に欠けるとして違憲だ、こういうふうな判決は出ています。そこでちょっとお聞きしたいのですが、森林経営の零細化を防止するという政策的観点がなくなくなるということが百八十六条を削除することによ

つて起こつてくるのじゃないだろうか。これに對して今後どのような対処を考えておられるのですか、お聞きしたいと思つてゐます。

○田中(宏尚)政府委員 今回、最高裁で違憲判決を申し渡されたわけでございまして、ただいま御指摘ありました森林経営の細分化につきましては、我々もいたしましては、できるだけ森林経営というものは大規模で効率的に行われることがベターであるという基本的立場にもちろん立っているわけでございまして。しかし、その経営と所有というものは必ずしも一致しておりません、所有が分割してありましても、いろいろな知恵の出し方によりましては経営が一体化できるという事例も各地であるわけでございまして。今回、国会にも森林組合法の改正という形で、森林組合がいろいろの方々から施業委託というものを集めたしまして共同の経営をやつて山をつくり、山を守つていくという法律制度というものが後ろ盾として準備してあるわけでございまして、そういう制度面なりあるいは金融面なりのいろいろな施策を通じて、経営の零細化防止ということにつきましては従来以上に意を用いてまいりたいと思つております。しかし、今回の判決によりまして、共有林が全森林の中で六十万ヘクタール程度でございまして、それから、従来の実態が必ずしも十分に把握できておりませんけれども、あの規定によつて細分化が防止されたという事例もそれほど聞いておりませんので、あの規定がなくなられた後における経営なり所有の零細化ということについてはそれほど心配する必要はないのじゃないかというふうに我々としては認識してゐるわけでございまして。

○寺前委員 今回のこの訴訟の事件も静岡県です。ですから、都市周辺のいわゆるムラの山といふところですね。従来ムラの山を出ていかれるときには大抵放棄していつてくれとかいふ形で、ムラ全体が責任を持って山を守るための対策を自主的にやられておつたのです。ところが、今回の判決が出て所有の権利を行使するということが、都

市周辺になってくると余計そういう問題が、権利としてわしの分があるんだということがこれから出てくると思うのです。今まで判決がなかったからそういう問題は余り見られなかったかもしれないけれども、こういう判決が出てくると新しい問題としてそういう危惧を感じるわけですね。ですから私は、これから起こるであろうと想像される問題であるから、全体の面積の中で占めている部分が小さいからというだけでは対処の仕方としては不十分だと思うのです。だから、これからの問題として考えておかなければならない。

そこで、関係者にいろいろ聞いてみたら、民法の二百五十六条ですか、五年間という契約で抑えることができる、こういうものも考えられる。継続してやっていると。しかし山の問題というのは、五年の契約を繰り返すといっても長期に山を守っていかなければならないという問題ですから、民法上のこれだけでは、権利があると行使をし始めたらそうはいかぬだろう、これにだけ頼るといふこともならぬな。

それから、ムラの山についてわしの分をそれじや金で解決してくれという問題も出てくるだろうと思うのです。その場合に、ムラの山の所有者の間で、このごろの間伐材が金にもならない時期だし、木が金になるとは簡単に言えない時期なので、そこで借金をしても金を渡してやらぬことにはムラの山が崩れてしまうのではないかと、不安定になってくるのじゃないか、金を貸してもらうという問題においては何かの対処はされないものだろうか、こういう問題が出てきます。

それからゴルフ場とか、都市近郊になってきますと今まで想像しなかった要求が国有林に向かって出てくる。開発が出てくる。開発の事態を見てみると、森林法の第十条の二ですか、地域森林計画という形で規制を加えるというやり方があるのですね。しかし、実態がどういうふうになっているかを見てみると、大体そういう規制がかかっているのは民有林だ、こういう共有林などにはほとんどかかってない。そうすると、開発と

いう新しい問題がこういう分野に出てくるのじゃないだろうか。

私はそういうふうな考えてみると、この問題は、単に削除ということだけなので対応しなくては大したことないというふうには見られないと思うのですが、もう少し突っ込んでの検討はおやりになっていないのか、やっていないことを聞きたいと思うのですが、どういふものでしょうか。

○田中(宏)政府委員　ただいま先生から御指摘ありました村落が共同して使っている森林でございますけれども、これにつきましては、それぞれの実態によりましていろいろな形があるかと思っております。いわゆる入会権に基づきまして利用形態が行われていたものもございまして、それから入会権にまで高まった形でもなく、実態上共同的な利用が行われているものもあるかと思っております。入会権に基づいて行われているものにつきましては、今回の法律問題は通常の共有関係に属する法律問題でございまして、いわゆる総有といふ形で権利関係が位置づけられております入り会いにつきましては、今回の法律関係の影響は全くないわけでございます。

一方、入会権に基づかないで村落居住者の共有に属しつゝも実態上共同的に今まで活用されてきたというものにつきましては、先生からも今御心配がございましたように、百八十六条の削除によりまして、それぞれの所有者から分割の請求が出る可能性は否定できないと思っておりますし、その限りでは、この規定の削除によりまして不安定な関係が場合によっては極端的にあるいは出るという可能性を否定するものでもありません。しかし、こういう入会権に基づかないで共有といふものが、実態上共同的な利用がされている土地といふのは非常に人的な結合が強い形で行われているのが通常でございまして、この規定がなくなつたからといって直ちに分割請求ということに一気に走っていくケースが多発するのかわかるといふことは、これは全く新しい事態でございませう。

から、どう見通すかということでは有権的なことは何とも言えませんが、我々の感じといたしましては、そう多くはないのじゃないかと考えているわけでございます。

しかし、仮にそういう事態が起きてまして零細化していくというようなことがございますと、林業経営上もマイナスの面がございまして、ただいまも先生からございましたが、あるいは運用によりましては問題があるかもしれませんが、民法による共有分割禁止の特約契約という点もございまして、場合によってはそういうものの設定について指導するなり、あるいは市町村なり森林組合による共同施設なり合理的な経営というものの規定が影響の方向へ働くことのないように最善の努力をしてみたいと思っております。

○寺前委員　新しい事態の話ですから、全体の中に占める位置は小さいといつても、十分に研究をしておいていただくと改訂に要望して、この話は終わりたいと思つてます。

次に、国有林野事業改善の特別措置法改正案についてお聞きをしたいと思つてます。

この国有林野の経営改善に関する特別措置法といふのが五十三年に既に出されてるわけですね。その内容は、七十二年には収支均衡を達成するんだ、そのために六十二年までの十年間を経営改善期間として位置づけ、わずかの一般会計からの繰り入れと借入金金の拡大を行つたというやり方をやってきたものです。しかし、それでは経営改善が達成できないとして昭和五十九年にも一回改正をやつて、退職手当の借り入れとその十八年まで延長して、退職手当の借り入れとその利子分の一般会計繰り入れの実施といふもので、ところが、先ほどからも話が出ていますが、やつてからまだ三年間です。経営改善どころか経営は悪化するばかりで、このままでは破産の宣告をしなればならぬ。こういう実態の中でまた新しく改正法が出てきた、こういう経過をたどつていふと思つてます。

そこで、それでは今度のやり方でもって経営改善が果たしてできるのかどうか、これがきょうの審議の一番の中心点であらうと思つてます。六十二年度の予算を見ると、歳入五千六百九十九億円のうち借入金金が二千五百五十億円で、四四％も歳入の中に占めてる。歳入の方を見ると、五千六百九十九億円のうち借入金金の元本償還、利子の支払いで千八百四十八億円で、実に歳入の三二・四％が借金の返済である。法改正の初年度でこんなことになっているわけでしょう。せつかく法改正までも、これでは国有林野経営のサラ金財政といふのは少しも変わっていないじゃないか、借金依存体質の予算になつていふ。予算でそうなるというところは、この法律自身がそういうことにならんやないか。今回の改正で、一般会計の繰り入れでふえるのが借りかえの利子補給三千八百万円、保安林の保全管理五億九千八百万円、合わせて六億三千六百万円です。一方、借りかえのための借入金金の拡大が百億円で、この点でも借入金依存型の財政改善の措置になつていふではないか。退職手当の利子補給の拡大分を加えても、一般会計の繰り入れ総額は六十一億で百億、それが六十二年で百九十九億とわずかに九億、借入金の方は二千三百七十億で二千五百五十億になつて、百八十億もふえていく。五十三年の同法以来、経営改善のための財政措置をやつてきたわけだけれども、結局何の財政の措置にもならなかつたといふこの借金依存型の体質というのは、基本的には今度の法案によつてもこの性格は変わらない。こうなつてくると、この法律が値打ちのあるものだというふうには評価できないではないだろうか、私はそういうふうには感ぜざるを得ないわけですね。

一般会計受け入れの中で、借金返済のための借りかえの利子補給については将来的に拡大されていく、それだけ借金返済がどんどんふえていく、しかしふえるといつても、借りかえ対象額全額を借り入れて利子補給を受けたとしても、利率は現

在五・二%、その二分の一の補給しかやらないのですから、本当にわずかし金を入れないことになつてくるわけでしょう。六十八年の最終時点での借金は、大蔵省の資料を読んでも六十一億円だけその助成をしてくれる、利子補給の分を入れてくれる。わずかのこんな金を一般会計からもらえるというだけで借金がどんふえていくというやり方は、これは抜本的に考え直さなければいかぬんじゃないだろうか。

今度の特徴点から言うならば、金を借りるという問題よりも、むしろ労働者の首切りによって財政を何とかしようという姿が出ていただけじゃないだろうか。特別措置法がスタートした五十三年時点の林野庁で働いている人の数を見ると六万五千人ですよ。それが現在四万六千人でしよう。一万九千人減、実に三割の減です。これをさらに二万人規模にする、こういう背景が裏にあってこの金を借りるというのですから、私は、結局今度の財政再建の道というのは労働者の犠牲によってやるということ以外にない。しかも、それによって果たしてやれるのだろうか。

私は、一体これから先だけの借金に減っていくのだろうか、ぜひお答えをいただきたいと思うのですが、現在の六十二年度末の累積債務がざつと一兆七千億と言われているでしょう。五十三年度スタート時点が二千二百二十七億円だったので、随分膨れ上がって七・六倍にもなつてしまつたものです。この改善期間が終了する六十八年度には一体どれだけの借入金になるのか。物すごい労働者の犠牲を強いて、果たしてこれで改善がされるのだろうか。六十八年度末の借入金の残高は一体何ぼになるのか、明らかにしてほしいと思うのです。

○田中(宏尚)政府委員 国有林野事業におきましては、国有林野事業が組織なり要員規模それから事業内容、こういう面で現在改善途中にあることに加へまして、伐採量につきましてもいろいろな制約的な条件のもとに置かれていて、ということ、先生ただいま御指摘ありましたように、近

年、借入金というものがかなり増加しているわけでごさいます。これからの経営改善の進捗状況がどういふスピードで、どういふあらわれ方していくかということ、あるいは森林資源の整備の見通しということにもよりまふけれども、残念ながら、当分の間は借入金というものである程度依存して経営をやつていかざるを得ないものと思つております。

借入金に御承知のとおり、その大宗をなしますのは森林投資という面でごさいますから、こういうものをどれだけ行つていくかという問題がありまして、一方、将来の支払い利子でございますとかあるいは償還金、こういうものがどうなり、どの程度返還可能あるいは支払い可能になるかというやうな問題も絡んでまいりますので、どれだけその年にこういう長期投資というものを借り入れるかということにつきましまして、その年その年の情勢というものを十分勘案いたしながら、毎年度国有林野会計の予算を編成する、そういう過程の中でセツトしていく仕組みになっていることは先生御承知のとおりでございます。したがしまして、今後六十八年なり七十二年なりに借入金というものが結果として、トータルとしていかほどの額になるかということにつきましては、毎年度の借入金がかさういふいろいろな要素によって決まつてまいりますために確定できる段階ではございせんので、現時点で将来の、例えば六十八年の借入金残高が幾らになるかということを見通すことは残念ながら困難な状況にある点を御理解いただきたいと思ひます。

○寺前委員 造林をやつて金になる時期というものはわずかなものだし、間伐は現在金にならないから、それから外材によつて支配されてきているのだから、そういうことをいろいろ総合的に考えてみると、林産物収入でもって財政を確立していくこと、あるいは林産物収入でもって財政を確立していくこと、そこに依拠しようとしてもそれはいかないというところは現実の歴史的な事実がそれを示していると思ふのです。そして、今日一兆七千億円から

の借金の残高ができてしまつていて、さてここで、かつて六万からあつた労働者を二万の体制にしたからといって、労働者の賃金分は減らしてしまつた、これは大きな財政上の援助だ、労働者は泣くけれども我慢してくれといつて我慢させられたけれども、借金は一兆七千億より減つて健全なる山づくりの方向に行くのだろうか、だれだつて思ふのですが、行かないですよ。借金返しが毎年、今のままでいつたらどういふことになつていきますか。償還金は二百億、三百億ずつつとふえていくのです。だから労働者を首切つたからといって、今の材価の低迷している事態を計算したら、借金の残高が一兆七千億より減るといふことにはならぬでしょう。そうすると、残つているのは財産を切り売りすることしかない。山を切り売りしてどうするのですか。それは今、東京都のあの山で売つたなんて話もあるけれども、あれは金になりましたなんて自慢にも何にもならない。そうすると結局一兆七千億円で済まぬで、大蔵省がどこかが出しておつた試算をこの前ちょっと見せてもらったけれども、二兆円とか二兆五千億とかいふ数字になつて残高がふえていく。何億というやうなわずかな利子補給でもつて借りかえをして、何ぼ金借りてきましたとまた新しい借金をつくつてふえる一方の姿をやつていくという再建案なんというのは基本的に考え直さなかつたらいけません。

私は、一番中心問題は、きょう賛成するののか反対するののかの基本問題はここにかかつていると思ふのです。労働者を犠牲にしてそんなことをしたらいけません。それは単なる労働者の首切り、仕事を与えないという問題で済まないのです。山の守り手がなくなるといふ問題にも発展する問題ですから、これは基本的に考え直さなければいかぬと私は思ふのです。少なくとも現在までの借金について棚上げをする、そして保安林とかあるいは地域の村の役に立つやうな林地、いわゆる一種とか三種などにおけるところの林道とか造林については国で面倒を見ますという財政のやり方をし

て、基本的に国土を保全する、みんなの水をちゃんと確保する、そういう大事な仕事に農林省は向かつていくのだ、政府は向かつていくのだ。昔から言ひますよ、治山治水は政治の大もとだ。そういう姿勢に立ち返らなかつたらこの問題の基本的解決にはならないと思うのですが、次官、いかがですか。

○衛藤政府委員 きょう、終日議論をいただきましたように、最近における木材価格の動向、また債務残高の増大等の事情を考慮しますと、議員御指摘のように、昭和七十二年度収支バランスをとるということに極めて困難なことである、このように認識をしておる次第であります。このために、昨秋、林政審議会の答申をちやうだいいたしました、この林政審議会の答申を踏まえまして現行の改善計画を改訂し、また強化して、業務運営の一層の改善合理化、要員規模の適正化、自己財源の確保に努めまして、最大限の自主的改善努力を尽くし、また、所要の財源措置を講ずること等によりまして七十二年度に収支均衡を達成したい、このように考えておる次第でございます。

○寺前委員 そんな答弁、私がわざわざ声を大にして説明までしているのに全然わかつておらぬ。これは勉強会に私を講師に呼んでもらわれないとかぬと思う。本当に基本的に勉強し直してほしいということをお願いして、次に行きます。

借金依存という点では、国有林野以上に深刻なのが府県なんです。府県は造林公社をやつています。国有林等と違って、天然林等を伐採してその収入を得るといふことが府県の場合にはできないのです。補助金と借入金で造林を行つて、償還については間伐収入を当てにしてやり始めたのだけれども、その間伐が金にならないという事態になつてくるからこれは深刻なんです。六十年で、公庫資金だけの残高が二千四百二十六億に達しています。償還について府県が繰り入れ等の措置をとつていきますけれども、府県財政も逼迫しておつて、このままでは造林事業が続けられない事態になりかねないということが言われているの

です。今後新たに造林資金を借りる場合は償還は十年間延長するなどというのを心配していますと恐らく言われるだろうけれども、それはこれからの話であって、今まで借金した分についてどうするかという問題はここでは解決しないので

す。全国林業公社協議会が五十八年十月に実施した調査によると、五十七年度までに借り入れた借入金金の今後の償還額ですが、六十年代八十八億、七十年代百二億、八十年代百五十六億、将来年々拡大していつておるわけです。これを府県や市中銀行等の借り入れで対応しようとする場合、その金利負担は大変なことになる。私のところの京都の造林公社に聞いてみましたら、長期借入金金は六十年代末で五十二億三千九百万円、農林公庫資金以外に農林中央金庫の一般資金から借り入れており、しかも、公庫との金利差については府から利子補給をするという形で補助を受けている。それが六十年代は五千七百万円、七十一年度は七千万円に及んできているわけです。問題なのは、公庫資金は事業費のみが対象になるので利子や償還金は対象にならないのだ。ですから、償還金がふえるに従って府からの補助金がふえていくということになってきて大変なんだ。国有林は借りかえ措置ができるようにされているけれども、公社についてはそれができていない。だから、この問題について対応策を組んでくれないだろうかという要望を受けたのですけれども、いかがですか。

○田中(宏)政府委員 公社の造林は確かに民有林全体の中で相当な地位を占めておりまして、それから貸付残というの、ただいま御指摘ありましたように二千億を超えるというふうな実態にあるわけでございます。従来、公社は、事業資金を造林補助金のはかに借金というのに頼ってきたわけでございますけれども、残念ながら現在のところまだ大部分の木が若齢林であるということ、償還等について問題が出てきている公社も御指摘のとおり若干あるわけでございます。こういうことに備えまして、答弁の方を若干先取りさ

れてしまいましたけれども、昭和六十二年度からは、公社の分収育林につきましても造林補助体系上、償還措置を講ずるとか、あるいは公庫資金の面でも償還条件の改善を将来に向かって行うとかいうような健全経営に育成するための策というものをいろいろやっているわけでございますけれども、それにしてもいろいろ組織上の問題なりというものもございまして、もう少しいろいろな手だてはないかということで、関係の重立った公社の幹部も入っていただきまして、林野庁の中でこの問題についての将来のあり方についての検討にせつかく着手したところでございます。

○寺前委員 それでは、この問題について、本日に府県の人々の意見をよく酌み上げて改善策に取り組んでいただきたいと思います。

その次に、先ほども四万六千人体制が二万人になるという問題を私は説明をいたしましたけれども、この前、去年の暮れでしたか、岐阜県の中津川の営林署に行ってきたのです。その営林署の場合に、素材生産班の平均年齢が四十三・四歳、造林班は五十三・四歳でした。一方、地元の請負事業体はどうかというたら、上矢作町の森林組合の素材生産班は平均年齢が五十二・九歳で、営林署よりも年齢が高い。地元にある民間の富士林業というところ、ここは造林班ですが、平均年齢は五十五歳。えらい高いなと言っておったのですけれども、よく聞いてみると、三十三歳の社長の息子さんがおるので五十五歳で、その人を抜いたならば平均年齢は六十二・八歳になるんだ。こういうふうな後継者難というのが非常に大きな問題になっておる。営林署があつて、そして若い人が辛うじて村の中におるといふ姿を呈しておるといふことが行つてみてよくわかりました。ですから、民間の方が国有林よりも高齢化しているというものが中津川の実態で、後継者確保という問題は全国的に山の問題としては重要な位置にあるんだ。今度、四万六千人を二万人体制に入っていくために、国有林の新規採用をストップするというやり方をしていったならば山の労働力の確保というの

は一体どうなるのだろうか、これはゆゆしき問題だというふうに私は感ずるのですけれども、この問題についてどういうお考えか、お聞きをしたいと思うのです。

○田中(宏)政府委員 国有林、民有林を通じては林業労働者が高齢化し、後継者難に陥っている地域が相当出てきておりますことは、我々もいたしまして十分認識しているところでございませう。後継者を確保し、林業労働者に活力を与えるためにも、何といたしまして林業そのものが活性化していくということが不可欠でございますので、一般林政の推進を通じて林業が少しでもビビッドに動いていくことに力を尽くしているわけでございますが、そのほかに、林業後継者対策といたしまして、特に民間の場合には、今御指摘ありましたいろいろな地元の請負をやっている会社でございまして、林業公社の高齢化ということがございまして、五十四年以来、登録制度というふうなものをしまして経営基盤の強化に努める一方、国の仕事を継続的に発注するとか、あるいは素材生産と造林とを組み合わせる多角化していただいて経営基盤を強化して、若い方に来ていただけるような職場の経営状況なり経営環境をつくっていくというふうなことに努力しているわけでございますし、今後ともそういう方向での努力を積み重ねてまいりたいと思っております。

国有林につきましては、こういう国有林の経営状況でございますので、要員の調整というものは避けて通れない道でございます。新規採用につきましては厳に抑制するということで進んでいるわけでございます。定員内職員につきましましては、将来の国有林野営の連続性、持続性ということも考慮いたしまして、前年まで百八十八人でございまして、今年度で百二十人という新規採用をいたしまして、この人方に十二分の研修、教育というものを積み重ねまして、将来の国有林を担う方々に育っていただきたいというふうに思っているわけでございます。

○寺前委員 さっきも中津川の例で言いましたけれども、辛うじて国有林でまだ年齢の低い層の山で働く人がある。だから、それがなくなったら山で働く人たちの労働条件の水準が、国有林という形で保たれておったものがもっと悪い条件になるのだから、ますますもって山で働く人がなくなっていくのだ、私はここを見ていなければあかぬと思う。単に財政上の問題だけで見ておたら、山の守り手がなくなるといふ重大な問題を内容として含んでおるから、これはえらいことになるな。私はそういう点でも、今度提案されている法律というのは極めて無責任な国土対策になるなということを感ずるものなんです。

私は、この間、藤田スミさんと一緒に奈良の営林署に行つてきましたので、この際に、国有林に關する二、三の点を時間の許せる限りちよつと聞いておきたいと思つたのです。

奈良の営林署へ行つてまず感じた問題は、奈良の中でも一番いいメーンストリートのところに営林署があるのです。営林署というのだから材木でできた、並びの建物のスタイルに合うようなところかいたと思つて行つたのですが、実は鉄筋コンクリートの味気のない三階建ての建物でした。そして、まず署長室へ入つてみると非常に明るいとこそすね。東の方の窓、南の方の窓、ずつと一連の窓ですから本当に明るい。しかし、ちよつとこの間うちから暑くなつてきたんだ。そこで私はたまらぬとすぐ上着を脱いでしまった。今でさえも上着を脱がなんだら温室に入っているようなものだ。電気の節約で冷房をしていませんのかと聞いてみたら、そんな装置ありませんと言ふ。国の出先あるいは県の出先でこういう冷房のないところはなんじゃなからうかという話で、私は、こんなところで扇風機をつけておたら扇風機の電気代の方が高つくのと違ふやうかと思つたくらいです。これでは能率の悪いこともおびただしいだろう。それで署長さんは、この間来たところから私もよく知りますのや、まだ暑いとときを経験していませんのやと言ふ。それであなたこ

の夏だないします、いや、これは暑そうですわと署長さんも言うておられる。歴代いろいろの人がそこで署長さんをおやりになつたんだらうし、局の偉い方もそれは知つておられることなんだろう。こういうのは今の時代に、建物は近代的な建物にしてはいるんだから中身もそれにふさわしいものにしなければならぬのと違うか、私はまず率直に問題を提起して、即刻改善をしてほしいと思ひますが、いかがなものでしょうか。

○田中(宏尚)政府委員 まさしく我が国有林の苦しさの象徴がそこに出ているかと思ひますけれども、国有林野事業に属しますいろいろな施設についての冷暖房施設、特に冷房施設につきましては、実は建設省で冷房施設整備事業実施基準というものができておりまして、これを参考として、酷暑地域で冷房期間が特に長期を要するとか、あるいは降灰でございましてか騒音、悪臭等、こういうことで緊要度の高いところから、予算事情に限りでございまして、逐次整備をしてきていくわけでございます。したがって、職場環境が整うというところはこういう厳しいときこそ必要でもございまして、その全体の計画の中でできるだけやってまいりたいと思つておりまして、奈良の営林署につきましても、こういう全体の中の緊要度が高いかどうかという判断も含めまして、今後検討させていただきたいと思つております。

○寺前委員 横でもえらい怒っているのだからよく聞いておいていただきたいと思ひますけれども、あれは一番騒音の激しいところですね。奈良でも京都でも盆地だから、盆地の暑さというのはまた特別な暑さがありますね。これは冷房の部屋において暑いところから順番なんと言っているような性格とは違ひ、即刻検討してほしいと思ひます。

ついでに、早速署長さん以下関係者に御案内いただきまして、高取山というところへ行ってきました。そこは五十七年の八月に集中豪雨で山地崩壊をしているのです。ここに私、写真なんかもち

らつてきておりますけれども、もう五年になるのに復旧されてない。しかも、この山のすぐ下に有名な明日香村があるのだ。明日香村は特別な立法をしてまで守つていられるのでありますが、これは災害に遭つたときのことから若干の手を加えただけであつて、放置に近いような姿になつていゝ。周辺に何ほ立派な特別立法をつくつたつて大もとをちゃんとしておかなかつたらあかんという性格から見ても、私は、こんなやり方であつたつていゝんだらうか、だから奥地へ行つたらあつたつていゝことになつたのと違うだらうかというところを感じました。また、昨年の三月、雪害がありました。その雪害に対して奈良県では特別な措置がやられて、吉野の大台ヶ原のあちろの方から来た議員さんが、その節にはお世話になりましたというあいさつがあつた。ところが、お世話になりましたというあつたつていゝのに、国有林のこゝへ入つてみたらそのときの雪害のまま放置されている、雪害木がそのままになつていゝ。こんなことの対応策もできぬのだから。財政の破綻といふのか、あり方の問題といふのか、私は、本当に国有林がこんなことで果たして責任を持つていくやり方になるんだらうか。これは財政的にも、独立採算制などと言つてこの中に全部は入り込んでやつていゝだけではやつていゝけない問題を含んでいるんじゃないだらうか。そういうことを長官、お感じになりませんか。この問題についていかがでしょうか。

○田中(宏尚)政府委員 奈良営林署管内の高取山の国有林につきましても、御指摘ありましたように昭和五十七年に台風十号で荒廃いたしました。その後いろいろな経緯がございまして復旧事業を行つてきていゝわけでございます。特にこの国有林につきましても、従来から民有林治山事業との連携といふものを図りながら、公共施設等に密接な関係をもつるもの、あるいはその流域全体上重要なもの、こういうものにつかましては計画的な整備を図るということで、昭和五十七年度以降につかまして、六十二年度の予定も含めまして

現段階で約一億円の災害復旧事業というものが行われたし、あるいは行われることになつていゝわけでございます。この進度についての評価はいろいろあるかと思ひますけれども、こういう状況の中ではございまして、国有林の国土保全等に果たします重要な役割といふものも我々として十分肝に銘じて、その災害復旧の緊急性につかまして十分頭の中にあるわけでございます。今後なお一層事業の計画的、効率的な運営に努めてまいりたいと思つております。

それから、同じく御質問のございました豪雪による折損木被害につきましても、沢筋を中心にしてたしまして相当の折損木、倒木が出たというのが事実でございまして、六十一年度におきましては被害の多かった分取造林地域を中心としたしまして、通常の間伐とともに雪害木の間伐処理といふものを実行いたしまして、二次災害の発生防止に努めていゝところでございます。今後とも被害状況を十分適切に分析しながら、必要な箇所につかまして被害木の処理を含みます間伐等を円滑に実施いたしまして、災害の防止なり林分の健全化といふものに努めてまいりたいと思つております。

○寺前委員 本日に山のあり方の問題、国有林の使命といふような問題について、もう少し我々自身もつと考えるなければいゝかなというところをつくづく思ひました。国家的財政もそこへもつと集中的にはうり込んでいくことを自民党の先生方、ぜひよく考えをいただきたい。政権政党としてあなたたち、いつもおっしゃるのだから、本日にこういう法律で借金をつくらしていくようなやり方をしておつたらあかんと思つていゝ。それで最後は、先日私、地元事務所へ帰つておりましたら小学生から電話が入りまして、岩田山自然遊園地の猿を助けてくださいという電話なんです。この岩田山というの京都の名勝嵐山の横にあるところの山なんです。猿を助けてくださいといふのは私は余り聞いたことがない。何とか猿をとつてくれといふのはよく来るのだ。それを

助けてくれと子供が言うてくるのですから、これは一体どういふ話なんだらうかと現地にも行つてみました。

そうしたら、この岩田山といふところ四十一年にわたつて観光目的で猿のえづけが行われておる。その猿がイノシシの足なかにひつかつておるわけだ。これが今までに五匹という姿が出た。そういう足を引きずつていゝ猿を見て、子供が何とまあかわいそうに、こういう気になるのですね。私、逆に、猿がこんなにまで子供から言われたといふのは本當にびっくりしたのです。それで、何でそういうことになるのですかと聞いてみたら、遊園地を禁猟区にしてわなをかけられないようにしてはしい、そこにわなをかけないことにしたらあつたといふことにならんだといふことを言うのです。そうしたら猿が繁殖したら困ると違ひかと言つたら、それはそれで指導する、両面をきちんとやつてはしいのだ。

そこで、京都府が去年の十一月に区域の見直しを行う際に、遊園地も含めた京都市有地約三十ヘクタールを保護区に指定すべく関係者の意見を聞いたところが、保護区にすれば繁殖し過ぎて国有林の植栽の被害が大きくなると営林署の方がちょっとクレームをつけたので遠慮しましたのや、こういう話です。私は、それは繁殖をして困る面とそれから禁猟区にして保護する面とはやはり統一的に物を見なければいゝかぬじゃないか、両面として考えていく必要があるといふふうに思ふのです。この問題についてどういふふうに対処されるのか、お聞きをしたいと思ふのです。

○田中(宏尚)政府委員 嵐山国有林周辺の民有林につかましての鳥獣保護区域の指定につかまして、京都営林署が反対して指定できなかったといふような御指摘がございまして、当方におきまして早速地元へ照会してみたわけでございますけれども、京都営林署からの返事ですと、そのような返答なり返事をした事実はございませんで、それで、当該地域の指定はむしろ国有林野事業の実行上も好ましくて、特に問題はないといふ

見解でございます。したがって、民有林の鳥獣保護区のごときでございますので、京都府と環境庁で相談し、その結果、指定について検討していただきますれば、我々国有林を預かる者としては、ましても幸甚かと思ひます。

○寺前委員 それでは十分統一的に、被害を近所に与えないという一定の限界を超える繁殖に対する規制も同時に指導してもらわないかぬし、十分そこは上手に御指導いただきますように。

それで、えさをちよつと出して、そして国有林をつぶしていくようなやり方はやめてもらいたい。本當にちよつとした一般財源からの補助金でもって山はつぶされていくんだ、国有林のあり方が変わっていくんだ、これは大変な問題だ。我々は猿みだいに扱われているのと違うかいなと本當に気になる、このやり方については、そういう意味で、この国有林のあり方問題については、今度の法律については賛成しかねますというところを最後に申し上げて、質問を終わります。

○玉沢委員 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○玉沢委員長 この際、先刻質疑を終局いたしました。昭和三十二年における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案について、保利耕輔君から修正案が提出されております。

この際、本案に対し、保利耕輔君から修正案が提出されております。

昭和六十二年における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○保利委員 私は、自由民主党を代表して、昭和六十二年における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案に対する修正案の趣旨を御説明申し上げます。

修正案はお手元に配付いたしましたとおりでございます。その案文の朗読は省略をいたしまして、以下、修正の趣旨を申し上げます。

修正事項は、原案において「昭和六十二年四月一日」と定められております施行期日が既に経過しておりますので、これを「公布の日」に改めようとするものであります。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○玉沢委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わりました。

○玉沢委員長 これより原案及びこれに対する修正案を一括して討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、昭和六十二年における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、保利耕輔君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○玉沢委員長 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

次に、内閣提出、国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

この際、本案に対し、串原義直君及び藤田スミ君から、それぞれ修正案が提出されております。

両修正案について、提出者から順次趣旨の説明を求めます。串原義直君。

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○串原委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となりました日本社会党・護憲共同提案の国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案について、その趣旨を御説明いたします。

御承知のとおり、緑資源・森林資源は、今地球規模で枯渇し、人類の生存が危惧され、資源と環境問題は、二十一世紀に向けて最大の課題となっております。言うまでもなく、森林資源は、国土の保全、水資源の涵養、大気浄化、自然及び生活環境の保全、教育及び文化への寄与、木材の生産など、多面的な機能を有しており、国民生活にとりまして不可欠の資源であります。

しかしながら、我が国の森林・林業は、高度成長期を通じて過伐・乱伐による資源の減少と荒廃、長期にわたる構造的要因に伴う林業・林産業経営の不振によって危機的な状況に陥つております。特に、我が国最大の林野を所有し、かつ、林業事業体である国有林野事業も例外ではなく、このまま森林の荒廃と経営悪化を続けるならば、国民共有の資産を消滅させ、その使命と役割を果たし得ない状況が危惧されるのであります。

しかるに、本委員会に提案されました政府の国有林野事業改善特別措置法の一部改正案は、林政審答申を受けて、基本的条件の整備期間の昭和六

十八年度を変更せず、長期借入金金の借りかえ措置とその利子補給及び森林保全管理費の一般会計からの繰り入れのみの改正案であり、国有林野事業の外部的、構造的な要因に基づく経営悪化に対する抜本的な解決策ではないのであります。

私は、こうした欠点のある政府案を抜本的に修正し、国有林野事業の四大使命を総合的に発揮させるため、財政の健全化が図られるよう提起するものであります。

以下、修正案の趣旨を御説明いたします。

まず第一に、本法の趣旨に、国土の保全、水資源の涵養、良好な自然環境の保全、教育及び文化への寄与など公益的機能の維持増進、林産物の計画的、持続的な供給、農山村地域の振興への寄与等国有林野の四大使命を明らかにしたことであり

第二に、改善計画の期間を昭和六十八年から昭和七十二年までとし、改善計画で定めるものについては、第二項第二号を「国有林野の森林資源の整備に関する事項」とし、第六号として「国有林野事業の改善に必要な資金の確保に関する事項」を加え、なお国有林野事業の使命が総合的に発揮できるよう充実したのであります。

第三に、一般会計から特別会計への繰り入れとして、まず、森林保全管理事業、森林レクリエーション事業、林木育種事業、保安林に係る造林事業などの経費は当然経費として繰り入れるものとし、このほかの造林、林道の開設、改良、災害復旧事業経費についても予算の定めるところにより繰り入れ、財政的措置を明らかにしたのであります。

第四に、資金の貸し付けにつきましては、資金事情の許す限り特別の配慮をするものとし、借入金金の利子、償還期間及び措置期間等について、資金の育成途上にあるところから緩和措置をとり、一般会計から予算の定めるところにより繰り入れることにしたのであります。

本修正の結果、平年度約千六百四十九億円が必

以上が修正案の要旨であります。何とぞ速やかに御決定くださるようお願い申し上げます。

○玉沢委員長 藤田スミ君。

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○藤田委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、国有林野事業改善特別措置法改正案に対する修正案の提案理由を説明いたします。

案文はお手元に配付してございますので、朗読は省略させていただきます。

まず、修正案の基本的考え方を説明いたします。

今日、国有林野は、国土や自然環境の保全など、国民の重要な生活環境基盤である山づくりを初め、木材資源の安定的供給、農山村地域の振興、さらには民間林業経営活性化への貢献など、公共性の発揮が極めて重要となっております。

しかし、現状は、財政破綻からこのままでは借金返済に追われて、国民のための山づくりが一層放棄されかねません。政府の経営改善は、国有林野の大合理化と借入金依存による当面の破綻を取り繕おうとするものであり、財政再建どころか経営の破局につながりかねません。

我が党修正案は、政府案を根本的に改め、国有林野の公共性を具体的に保障するためのものです。

その概要は、第一に、国有林野の持つ公共的使命を明記することであり、

第二は、収支均衡を図ることを目的とした現行改善計画の規定を改め、保安林等の整備の目標などを定め、公共的使命を果たすための計画とするものです。この計画は五年ごとに立て、また決める場合、国会の承認を要するものとしています。

第三は、国有林野特別会計に公共勘定を創設し、保安林等公共性の高地域の山づくりに必要な資金は一般会計から繰り入れることとしていきます。

第四は、長期資金の債務については棚上げして別途処理し、必要な財源は一般会計等から繰り入れることとしていきます。

以上が修正案の概要でございます。

委員各位の御賛同をお願いいたします。提案理由の説明を終わります。（拍手）

○玉沢委員長 以上で両修正案の趣旨の説明は終わりました。

この際、両修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見があればお述べいただきたいと存じます。加藤農林水産大臣。

○加藤国務大臣 ただいまの修正案につきましては、政府としては反対であります。

○玉沢委員長 これより内閣提出、国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案及びこれに対する両修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。辻一彦君。

○辻（一）委員 ただいま議題になりました国有林野事業改善特別措置法の一部改正案につきまして、私は、日本社会党・護憲共同を代表して、政府提出の改正案に反対し、日本社会党・護憲共同の修正案に賛成の立場から意見を申し述べたいと思います。

国土面積の約七割を占め、木材生産を初め国土保全、水、緑、きれいな空気の供給基地である森林は、農山村の過疎化の進行や林業労働力の減少、木材価格の下落低迷と林業経営費の増高等による林業生産活動の停滞のもとで森林の荒廃が進みつつあり、一昨年初以降の円高の進行によつて、我が国林業は産業として存立し得るかどうかの瀬戸際に立たされていると言つても過言ではありません。

一方、国民共有の財産である国有林も、林業全

体の構造的要因に加え、戦後復興から高度経済成長期にかけての資源無視の増産伐によって資源は減少し、伐採量が半減するなど、昭和五十年以降財政事情が悪化し、借入金による運営を余儀なくされ、昭和六十年年度債務残高は一兆三千三百五十億円に達するに至っております。

こうした日本林業の危機打開、とりわけ環境保全機能、木材の安定的供給、山村地域振興、教育、文化の場の提供など、社会資本としての性格を強く持っている国有林野事業の再建は一刻も揺るがせにできません。

かかるに、本委員会に提案された政府の国有林野事業改善特別措置法の一部改正案は、新たな政策展開なしに保安林の保全管理のための一部を一般会計から繰り入れることと、借入金返済のための借りかえ措置と一部の利子補給に限定したものであります。確かに現行法より一歩前進したものと評価するものでありますが、借入金の累積は避けられず、森林資源の造成に支障を来すことは明白であり、抜本的再建策とはほど遠いものと言わざるを得ません。

今、国有林野事業の再建、充実にために緊急に必要なことは、都市への人口集中、深刻な産業公害による生活環境悪化の中で豊かな緑を求め、自然との調和を求める国民の要求にこたえた国有林野事業の使命、役割が総合的に発揮できるような山づくりと、健全な経営体制を確立することです。

日本社会党・護憲共同の修正案は、使命、役割の見直し、改善期間の延長、そして育成段階にある国有林に対し公益的費用の一般会計からの繰り入れを行い、借入金の償還期間の延長、利子補給など民有林並みの措置をとらうとするものであり、これ以外に真の国有林野事業の再建はあり得ないと思います。

私は、今こそ国有林野事業の再建とその使命達成のために、昨年五月十五日の本会議決議の意を体し、日本社会党・護憲共同の提案しております修正案の実現を図るべきことを主張し、各位の御

賛同をお願いし、討論を終わります。

○玉沢委員長 寺前厳君。

○寺前委員 私は、日本共産党・革新共同を代表し、政府提出の国有林野事業改善特別措置法改正案に反対の討論を行います。

反対する第一の理由は、今回の改正案が国有林の荒廃につながる大合理化を前提としたものであるということです。

今回の法改正は、昨年十二月の林政審議会の答申や、さらに十二月三十日閣議決定された行革大綱に基づいたものです。その行革大綱には、要員規模を改善期間内に現行の四万六千人を半分以上の二万人にするという国有林野労働者の大幅削減を打ち出しており、到底容認できません。

第二の理由は、本案による改善措置は、経営の改善どころか、一層の悪化につながりかねないということです。

本案による一般会計から林野特会への繰り入れはわずか六億円余であり、一方、借り入れは、借金返済のために借金を充てるという道を開き新たに百億円借り入れるという、まさにサラ金財政に一層拍車をかけるものとなっております。こうした借金依存の財政措置を続けることは、既に一兆七千億円にも達する累積債務をさらに増大させ、国有林野財政の破綻につながるものであります。

今日の国有林野経営危機を招いた根本原因である独立採算制の押しつけを改め、国有林野の持つ国民の山としての公共的使命を果たすために、思い切った一般会計からの繰り入れの拡充が不可欠であります。

以上が政府案に反対する理由であります。

なお、社会党提案の修正案についてですが、累積債務の取り扱い等、若干の点で我が党提案の修正案と違いますが、国有林野の持つ公益的機能をより一層発揮させる立場から一般会計からの繰り入れを拡大しようとするものであり、賛成するものであります。

以上で、政府提出の法案に対する反対討論を終わります。

○玉沢委員長 これにて討論は終局いたしました。
た。

○玉沢委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案並びにこれに対する申原義直君提出の修正案及び藤田スミ君提出の修正案について採決いたします。

まず、藤田スミ君提出の修正案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○玉沢委員長 起立少数。よって、藤田スミ君提出の修正案は否決されました。

次に、申原義直君提出の修正案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○玉沢委員長 起立少数。よって、申原義直君提出の修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○玉沢委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○玉沢委員長 この際、本案に対し、月原茂皓君外四名から、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党、国民会議、民社党、民主連合及び日本共産党、革新共同の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。竹内猛君。

○竹内猛委員 私は、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党、国民会議、民社党、民主連合、日本共産党、革新共同を代表して、国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案に対し

する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。まず、案文を朗読いたします。

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は本法の施行に当たり、我が国の森林・林業の重要性とその中核的役割を担っている国有林野事業の推進に当たっては、長期的・総合的な展望に立って、左記事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

記

一 森林資源は国民の生活向上及び国民経済の発展にとって極めて重要な役割を果たしており、国有林野事業の使命である林産物の計画的な供給、国土の保全、水資源の涵養、良好な自然環境の保全等森林の有する多面的機能を総合的に発揮させるため、森林の整備拡充に必要な措置を積極的に講ずること。

また、国有林野事業の公益性にかんがみ、一般会計からの繰り入れ等財政上の援助措置を積極的に講ずるよう努めること。

二 新たな改善計画の策定及びその実施に当たっては、国有林野事業が直面している構造的要因を認識し、国民各層の意見を徴し、円滑に推進するよう努めること。

三 森林施策の実施に当たっては、国有林野の森林資源を維持培養するとともに、森林の有する多面的機能の高度発揮、木材需要の多様化等に対処するため、人工林の適正な整備、復原林の造成、天然林施策等を着実に実施し、森林の総合的利用に対応できる多様な森林の配備に努めること。

四 国有林野事業の収益性を確保するため、木材需要の開拓推進、生産技術の開発等によるコストの低減、的確な市況或いは市場の調査に努めるとともに需要動向に応じた産地銘柄の形成等販売戦略の展開に努めること。

五 森林・林業の活性化を図るため、木材需要の拡大、国産材の振興を通して国産材の自給率及び利活用の向上等に配慮するとともに、

木材関連産業の積極的な振興を図り、外材との競争力を高めるよう施策の充実に努めること。

また、世界的な森林資源の減少傾向にかんがみ、輸出国の資源の保護培養に必要な国際協力を一層推進すること。

六 国有林野のもつ森林空間を、保健休養、地域振興の観点から積極的に利用し、民間活力を活用した事業の展開を図るとともに、国有林野の貸し付け、売り払いを行うに当たっては、緑の保全に十分配慮し、国有林野事業の管理運営との適切な調整を図るものとする。

七 林業事業体に対しては、雇用の明確化、労働条件の改善及び国有林内での安全対策について積極的な指導・監督を行い、優秀な労働力の確保に努めること。

八 山村地域の森林資源を有効に活用し、林業生産活動の活性化、就労機会・所得の増大及び生活環境基盤の整備などについて市町村等を主体とし、地域の実態に即した山村地域林業の振興に努めること。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程を通じて委員各位の御承知のところと思っておりますので、説明は省略させていただきます。何とぞ委員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○玉沢委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

月原茂皓君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○玉沢委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。加藤農林水産大臣。

○加藤農林水産大臣 ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○玉沢委員長 次に、内閣提出、森林法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

〔賛成者起立〕

○玉沢委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○玉沢委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○玉沢委員長 農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

この際、加藤農林水産大臣から農林水産業の基本施策について発言を求められておりますので、これを許します。加藤農林水産大臣。

○加藤農林水産大臣 農林水産委員会におきまして、私の所信の一端を申し上げます。

現下の我が国農林水産業を取り巻く内外の諸情勢について見ますと、我が国の社会経済が広範かつ多様な変化を遂げてきている中で行財政改革の推進が求められるとともに、国際収支面での経常

収支不均衡を契機として国際協調型経済構造への変革が要請されてきております。

こうした中で、我が国農林水産業は、経営規模拡大の停滞、生産性向上の立ちおくれ、農産物需給の不均衡などの諸問題に直面し、また、内外価格差の是正、農業保護のあり方等につき、内外から強い関心が寄せられております。

申すまでもなく、我が国農林水産業は、国民のニーズに即した食料の安定供給、活力ある地域社会の維持、国土・自然環境の保全とその調和ある活用など我が国経済社会の発展や国民生活の安定のため、重要な役割を果たしてまいります。

今後の農林水産行政を推進するに当たっては、このような農林水産業の持つ基本的かつ多面的な役割を踏まえつつ、国際化、高齢化、大都市の過密と一部農山漁村における過疎化の進行、技術の高度化等今後の社会経済情勢の変化に的確に対応していく必要があります。

とりわけ、昨年十一月には農政審議会から「二十一世紀へ向けての農政の基本方向」が報告され、国内の供給力の確保を図りつつ、国民の納得し得る価格での食料の安定供給に努めることを基本として、与えられた国土条件等の制約の下で最大限の生産性向上を図る必要がある、これに焦点を合わせて諸施策を運営すべきである旨の提言が行われたところであります。本年は、報告の指し示す方向に向かって現実の歩みが始まる重要な幕あけの年であり、国民のニーズの変化等新しい時代の流れを積極的に酌み取りつつ、各方面の声にも十分耳を傾けながら、国民の合意形成の上に立つて各般にわたる施策を推進してまいりたいと考えております。

以下、昭和六十二年における主要な農林水産施策について申し上げます。

まず農業の振興についてであります。

第一は、水田農業を初めとする土地利用型農業の体質強化の推進であります。

生産性の高い水田農業を確立することが極めて重要であります。

このため、稲作・転作を通ずる生産性の向上、地域輪作農法の確立といった水田農業の体質強化や需要の動向に応じた米の計画生産を図ることを主旨とする水田農業確立対策を生産者、生産者団体の主体的責任を持った取り組みを基礎に、生産者団体と行政とが一体となって、着実に推進してまいります。

あわせて、食糧管理制度については、国民生活の安定を図る上での重要性を認識し、制度の基本は今後も維持しつつ、各面にわたり事情の変化に即応して必要な運営改善を着実に重ね、国民の理解が得られるよう努めてまいります。

さらに、農業生産基盤の整備を第三次土地改良長期計画に即して着実に実施してまいります。また、農地の利用権の集積や作業受委託を促進することにより、中核農家や生産組織の経営規模や作業規模の拡大を地域の実情に即して進めるほか、新規就農者を含め、次代の農業を担う技術・経営能力にすぐれた意欲的な農業者の育成確保にも努めてまいります。

第二は、需要の動向に応じた生産性の高い農業の展開であります。

需要の動向に適切に対応しつつ、産業として自立し得る農業の確立に資するため、水田農業確立対策の推進とも呼応した合理的な土地利用方式を実現するとともに、水稲、麦、大豆、特産農作物等の生産性の高い主産地を育成することを目指して総合的な農業生産対策を推進してまいります。また、肉用牛生産の低コスト化と肉用牛資源の拡大の重要性にかんがみ、肉用牛対策に重点を置いて畜産総合対策の充実を図ってまいります。

第三に、バイオテクノロジー等先端技術の開発・普及とニューメディアを活用した情報システム整備であります。

今後、農業、食品産業等の生産性の飛躍的向上、新しい食料素材の開発、農山漁村の活性化等を図る上で、これらの先端技術は極めて重要な

役割を果たしていくことが期待されております。

このため、産・学・官の連携強化により総合的にバイオテクノロジー等の先端技術の開発を図ることとし、二十一世紀を見通したバイオテクノロジーを生かした先端技術の研究開発を推進してまいります。また、あわせて、技術開発の成果の早急な現場への普及等を図るため、所要の措置を講じてまいります。

このほか、農山漁村地域における情報システム構築を推進するとともに、各分野におけるソフトウェア開発等情報システム化の促進、農業に係る情報の確かつ効果的な提供等を実施してまいります。

第四は活力ある暮らしづくりであります。

農山漁村社会の高齢化、混住化等の問題に対処しつつ、経済社会の変化にも即応して農林漁業に携わる人々が意欲と生きがいを持てる新しい地域社会を目指し、農林漁業の振興とあわせた農村集落の整備、地場産業の育成、都市と農山漁村の交流の促進、リゾート地域の整備等により、活力ある暮らしづくりを進めてまいります。

第五は、健康的で豊かな食生活の保障と農産物の価格の安定であります。

健康的で豊かな食生活の保障という観点から日本型食生活の定着促進を図ることを基本として、各種の食生活、消費者対策を充実するとともに、農産物の消費拡大に努めてまいります。

また、価格政策の運用においても、構造政策を助長し、農業の生産性向上の促進に資するとともに、対象とする農産物の需給均衡の確保に資するといった観点も踏まえ、国民の理解と納得が得られるよう適正な運用を期してまいります。

さらに、国民に対する安定的な食料の供給を図る上で重要な役割を果たしている食品産業につきましても、中長期的展望に立って、その体質と経営基盤の強化を総合的に推進してまいります。

以上、申し上げました各般の施策のほか、各種制度資金について、その内容の充実整備を図るほか、農業災害補償制度の円滑な運営を図ってまい

ります。

また、開発途上地域の農林水産業生産力の向上等を通じ、これら諸国の経済社会の発展に寄与するため、国際協力に努めてまいります。

林業につきましては、林業生産活動の活性化を図りつつ、国民の多様な要請に対応できる森林の整備を進めていくことが大きな課題となっております。しかしながら、ここ数年にわたる木材価格の動向や林業経営費の増加傾向等が影響して林業生産活動が停滞し、森林管理意欲が低下する等の状況が見られるに至っております。

このため、森林・林業、木材産業活力回復五カ年計画に基づく木材需要拡大対策などの緊急対策を初め、林業生産基盤の整備、林業構造の改善等の各般にわたる対策を講じてまいります。

また、森林資源基本計画及び木材供給の長期見通しを改定するほか、昭和六十二年を初年度とする第七次治山事業五箇年計画の策定、森林組合の経営基盤の強化等を行うための制度改正に取り組んでまいります。

このほか、経営改善を行うことが緊要の課題となっており、国有林野事業につきましても、林政審議会の答申に即して、経営改善計画を改訂・強化し、難局打開のため全力を傾注してまいります。

水産業につきましては、国民の必要とする動物性たんぱく質の約半分を供給し、健康的で豊かな日本型食生活の一翼を担う重要な産業であります。が、二百海里体制の本格的定着、水産物需要の伸び悩み等厳しい環境のもとで新しい時代に即応した水産業を確立することが急務となっております。

このため、漁港等漁業生産基盤の整備を計画的に進めるとともに、つくり育てる漁業の推進、先進的技術の開発等我が国周辺水域の漁業振興に努めてまいります。

また、厳しい状況にある漁業経営の安定・合理化を図るため、減船等漁業生産構造の再編整備、低コスト化の推進等経営対策の充実強化を図って

まいります。

さらに、消費者ニーズを十分に踏まえつつ、水産物の消費、価格、流通・加工対策を推進してまいります。

このほか、遠洋漁業等の新たな展開に資するため、新資源、新漁場の開発を推進するとともに、粘り強い漁業交渉の展開、海外漁業協力の推進等により海外漁場の確保を図ってまいります。

以上のような農林水産施策を推進するため、厳しい財政事情のもとではあります。各種施策について優先順位の選択を行いつつ、我が国農林水産業に新たな展望を切り開いていけるよう、必要な予算の確保を図ったところであります。

また、施策の展開に伴い必要となる法制度の整備につきましても、今後とも、当委員会の場におきまして、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

なお、農林水産物貿易をめぐる問題につきましては、需給動向等を踏まえ我が国農林水産業の健全な発展との調和を図ることを基本に、ガットにおける新しい農産物貿易ルールづくりとの関連を十分考慮しつつ、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

以上、所信の一端を申し上げましたが、国民各界各層の深い関心の中で、国民の合意形成の上に立つて我が国農林水産業の未来を切り開いて行くため、今後とも全力を傾注してまいりたいと考えております。

委員各位におかれましては、農林水産行政推進のため、一層の御支援、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

次に、OECD閣僚理事会出席に対する報告をさせていただきます。

私は、去る十二日及び十三日の二日間パリで開催されたOECD閣僚理事会に我が国の農林水産大臣として初めて出席し、本日、先ほど帰国いたしました。

今回の閣僚理事会におきましては、農業問題が主要議題の一つとして討議されましたが、これ

は、昭和五十七年の閣僚理事会の決定に基づき進められてきた各国の農業政策と貿易の関係についてのスタディーの結果を取りまとめた総合報告書が提出されたことに加えまして、現在の世界的な農産物市場の悪化、混乱を背景に、農業政策の見直しの気運が国際的に大きな高まりを見せていること等の事情によるものであります。

今次会合におきましては、さきに申し述べました総合報告書が承認されたほか、各国閣僚の意見陳述、討議が行われ、コミュニケを採択して終了いたしました。

今回採択されましたコミュニケの農業部分についての概要は、次のとおりであります。

第一は、長期的な各国の農業政策の方向づけについてであります。この点については、各国が協調してできるだけ市場原則に沿った農業生産や農業助成の削減を目指して努力すべきこと等が指摘されております。

第二は、ウルグアイ・ラウンドとの関連についてであります。

農業改革に必要な方策もその多くはウルグアイ・ラウンドで交渉されるもの認識のもとに、ウルグアイ・ラウンドの場においては他の交渉分野と並行して農産物交渉の円滑な推進が図られるべきことが指摘されております。

第三は、短期的措置についてであります。この点については、過剰生産の防止、在庫処理の適正化、対立的で安定を損なう貿易慣行の自粛等が必要であるとしております。

私は、今回の会議を通じて、食料自給率の低い農産物輸入国としての我が国の立場について各国の理解を得るよう努力し、食料の安定供給の確保等の経済性以外の側面についての配慮の必要性を訴えるとともに、各国の立場に応じて均衡のとれた対応が必要であり、各国に政策選択の弾力性が認められるべきこと等を主張し、これらの点がコミュニケにも反映されるよう努めたところであります。

これらの点を含め、会議ではさまざまな意見の

相違、対立はありましたが、最終的には我が国の立場はコミュニケにも十分反映されたものと考えております。

なお、今回のOECD閣僚理事会出席の機会に、リン米国農務長官、ギョーム・フランス農務大臣、アンドリーセン・EC副委員長、ペイユOECD事務総長及びダンケル・ガット事務局長と会談し、今次理事会における我が国の立場につき理解を求める等意見の交換を行いました。

以上、御報告を申し上げる次第であります。(拍手)

○玉沢委員長 内閣提出、農林漁業信用基金法案を議題とし、審査に入ります。

まず、趣旨の説明を聴取いたします。加藤農林水産大臣。

農林漁業信用基金法案

〔本号末尾に掲載〕

○加藤農務大臣 農林漁業信用基金法案につきましては、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農業近代化資金、漁業近代化資金その他農林漁業経営等に必要資金につきましては、その融通が円滑に行われるよう、農業信用保証協会の、林業信用基金及び中央漁業信用基金が、それぞれ、農林漁業者の信用力を補完するための債務保証及び債務保証についての保険等の事業を行ってきたところであります。しかしながら、これら三法人は、対象分野は異なるものの、いずれも、農林漁業経営等に必要資金の円滑な融通を図るという共通の目的を有していることから、行政改革の一環として特殊法人等の整理合理化を推進するため、昭和五十八年三月の臨時行政調査会の答申におきまして、その統合を図る旨の指摘が行われた

ところでありました。

政府といたしましては、この答申を受け、これら三法人の組織の基盤、出資の形態を踏まえ、統合に向けての条件整備を進めてきたところであります。このたび三法人の業務を統合して農林漁業信用基金を設立することとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農林漁業信用基金は、農林漁業経営等に必要資金につき債務保証及び債務保証についての保険等の事業を行うことにより、これら資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的としております。また、あわせて漁業共済団体が行う共済金等の支払いに必要な資金の貸し付け等の業務を行うことを目的としております。

第二に、農林漁業信用基金は、民間の発意によって設立される認可法人といたしますとともに、その役員、財務会計等法人の管理運営につきまして所要の規定を設けることとしております。

第三に、現行の三法人からの権利義務の承継手続等につきまして、所要の規定を設けることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○玉沢委員長 次に、補足説明を聴取いたします。眞木経済局長。

○眞木政府委員 農林漁業信用基金法案につきましては、提案理由を補足して御説明申し上げます。本法律案を提出いたしました理由につきましては既に提案理由におきまして申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

第一に、農林漁業信用基金が行う業務の内容は、現在の三法人が行っている業務と同様、農業及び漁業につきましては、農業信用基金協会、漁

業信用基金協会が行う農業近代化資金、漁業近代化資金等に係る債務の保証等についての保険及びこれらの保証に必要な資金の融通を行うとともに、林業につきましても、林業者等の融資機関からの林業経営の改善に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこととしております。

このほか、農林漁業信用基金は、漁業災害補償法に基づき、漁業共済団体が行う共済金等の支払いに必要な資金の貸付け等の業務を行うとともに、林業等振興資金融通暫定措置法に基づき、国産財産振興資金に関する都道府県への貸し付けの業務を行うこととしております。

第二に、農林漁業信用基金の資本金につきましては、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する金額の合計額とし、農林漁業信用基金は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けてその資本金を増加することができることとしております。

第三に、農林漁業信用基金の役員につきましては、理事長一人、副理事長二人、理事六人以内及び監事一人並びに非常勤の理事十五人以内及び監事三人以内を置くこととしております。なお、役員数につきましては、行政改革の趣旨に沿って統合前より縮減しております。

第四に、農林漁業信用基金の業務の適正な運営を期するため、現行の三法人に置かれていた総会または評議員会にかえて、政府以外の出資者及び農林漁業信用基金の業務に關し学識経験を有する者五十人以内で構成する運営審議会を置くこととしております。

第五に、農林漁業信用基金の財務及び会計につきましては、農業、林業及び漁業の各業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理することとしております。

第六に、農林漁業信用基金が設立されることに伴い、林業信用基金は解散するものとし、その一切の権利義務は農林漁業信用基金が承継することとするともに、民間の発意で設立された農業信用保険協会及び中央漁業信用基金は、総会で議決

した後は評議員会の意見を聞いた上で、農林漁業信用基金に対し、その一切の権利義務を承継すべき旨を申し出て解散することができるとしてあります。

また、これらの措置を講ずることに伴う経過措置を定めるとともに、林業信用基金法を廃止するほか、農業信用保証保険法、中小漁業融資保証法等につきましても、所要の規定の整備を行うこととしてあります。

以上をもちまして、この法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○五沢委員長 以上で本案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十八日月曜日午前十時五十分理事會、午前十一時から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時五十三分散会

昭和六十二年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案

昭和六十二年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律

(年金の額の改定の特例)

第一条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号。第三項において「共済法」という。)による年金である給付については、昭和六十一年の年平均の物価指数(総務庁において作成する全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。)に対する昭和六十一年の年平均の物価指数の比率を基準として、昭和六十二年四月分以後の当該年金である給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金である給付の額の改定の措置は、政令で定める。

3 前二項の規定により年金である給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、共済法第十九条

の三の規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)の適用については、同条の規定による年金である給付の額の改定の措置が講ぜられたものとみなす。

(旧共済法による年金への準用)

第二条 前条第一項及び第二項の規定は、農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第七号。次項において「昭和六十年改正法」という。)附則第四十五条第一項に規定する旧共済法による年金である給付について準用する。

2 前項の規定により年金である給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、昭和六十年改正法附則第四十五条第一項及び第二項の規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)の適用については、これらの規定による年金である給付の額の改定の措置が講ぜられたものとみなす。

附則

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

理由

農林漁業団体職員共済組合法の年金の額について、厚生年金保険法による年金たる保険給付の額及び国民年金法による年金たる給付の額の改定に準じ、改定の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律

国有林野事業改善特別措置法(昭和五十二年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(事業施設等)の一般会計からの繰入れ

第三条 政府は、改善期間において、次に掲げる

経費の一部に相当する金額を、予算の定めるところにより、一般会計から国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定(以下「事業勘定」という。)に繰り入れることができる。

一 国有林野(国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条に規定する国有林野をいう。以下同じ。)の管理経営上重要な林道の開設に要する経費その他の国有林野事業に係る事業施設費で改善計画の円滑な実施に必要なものとして政令で定めるもの

二 国有林野のうち森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五條第一項又は第二項の規定により保安林として指定された森林その他の公益的機能が高い森林における松くい虫の駆除又はそのまん延の防止、標識の設置その他の森林保全に要する経費で改善計画の円滑な実施に必要なものとして政令で定めるもの

第四条の見出し中「退職手当」を「退職手当等」に改め、同条第三項中「第一項の規定による借入金については」を「第一項及び第二項の規定による借入金については」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 事業勘定においては、国有林野事業特別会計法の規定による借入金のほか、改善期間において、国有林野事業の収支の改善に努めて、なお同法第五條第一項の規定による借入金で政令で定めるものの償還金の財源に不足を生ずると認められるときは、その財源に充てるため、この勘定の負担において、借入金をすることができ。

第五條中「及び前条第一項」を「並びに前条第一項及び第二項」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由
国有林野事業の経営の状況にかんがみ、その改善を推進するため、国有林野の保全に要する経費の一部についての一般会計から国有林野事業特別会計への繰入れ、借入金償還金の財源の借入れ等の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

森林法の一部を改正する法律案

森林法の一部を改正する法律

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百八十六條を」第百八十七條に改める。

第百八十六條を削る。

第六章を次のように改める。

第六章 削除

第七十四條から第百八十六條まで 削除

第二百條中「民法」の下に「明治二十九年法律第八十九号」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

森林法中共有林の分割請求の制限に関する規定は憲法違反であるとの最高裁判所判決があつたことにかんがみ、当該規定を削除する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十二年における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案に対する修正案

昭和六十二年における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案の一部を次のように修正する。

附則中「昭和六十二年四月一日」を「公布の日」に改める。

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案(原案を修正)

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三条の改正規定の前に次のように加える。

第一条中「並びに」の下に、「国土の保全、水源のかん養、良好な自然環境の保全及び形成、教育及び文化への寄与その他森林の有する公益的機能の維持増進、林産物の計画的かつ持続的な供給、国有林野(国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条に規定する国有林野をいう。以下同じ。)の所在する農山村地域の振興への寄与等の」を加える。

第二条第一項中「収支の均衡を回復する等その」を削り、「昭和六十八年度までに完了すること」を旨とし、昭和五十九年度以降十年間を「昭和六十六年度から昭和七十二年までの間」に改め、同条第二項第二号を次のように改める。

二 国有林野事業における森林資源の整備に関する事項

第二条第二項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 国有林野事業の改善に必要な資金の確保に関する事項

第二条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

三 改善計画は、前条の国有林野事業の使命が総合的に果たされるよう適切な考慮が払われたものでなければならぬ。

第三条の改正規定中同条を次のように改める。
(一般会計から国有林野事業特別会計への繰入れ)
第三条 政府は、改善期間において、次の各号に掲げる経費に相当する金額(第二号に掲げる経

費にあつては、同号に規定する事業に伴う収入の額として政令で定める金額を控除した金額)を、予算の定めるところにより、一般会計から国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定(以下「事業勘定」という)に繰り入れなければならない。

一 森林保全管理事業(国有林野の公益的機能を保全し、又は活用するための国有林野の管理に関する事業をいう)に要する経費

二 森林レクリエーション事業(国有林野を国民のレクリエーションに活用するための自然休養林等の整備及び管理に関する事業をいう)に要する経費

三 林木育種事業に要する経費

四 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五條第一項又は第二項の規定により保安林として指定された国有林(同法第二条第三項に規定する国有林をいう)に係る造林に関する事業に要する経費

政府は、改善期間において、国有林野における造林に関する事業(前項第四号に規定する事業を除く)並びに林道の開設、改良及び災害復旧の事業に要する経費で改善計画の円滑な実施に必要なものとして政令で定めるものの一部に相当する金額を、予算の定めるところにより、一般会計から事業勘定に繰り入れることができる。

第五条の改正規定を次のように改める。

第五条を次のように改める。

第五条(資金の貸付け)
政府は、改善期間における国有林野事業特別会計法第五条第一項並びに前条第一項及び第二項の規定による借入金に係る資金の貸付けについては、当該貸付けに係る借入金の利子、償還期間及び据置期間について、国有林野の森林資源の整備の状況を考慮して特別の配慮をするものとする。

本修正の結果必要とする経費は、平年度約千六百四十九億円の見込みである。

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案(原案を修正)

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三条の改正規定の前に次のように加える。
第一条中「並びに国民経済及び国民生活におけるその使命の重要性」を「及び国土の保全その他森林の有する公益的機能の発揮、林産物の持続的かつ安定的な供給、農山村地域の振興への貢献、林業労働者の福祉の向上等その有する公共的使命の重要性」に改める。

第二条第一項を次のように改める。

農林水産大臣は、国有林野事業の公共的使命を達成するため、昭和六十二年以降の毎五箇年を各一期として、当該期間中の国有林野事業の改善に関する計画(以下「改善計画」という)を定め、これに従つて国有林野事業を運営するものとする。

第二条第二項第三号及び第四号を次のように改める。

三 国有林野事業における保安林(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五條第一項又は第二項の規定により保安林として指定された森林をいう)その他公益的機能が高い森林の整備に関する事項(前号に掲げるものを除く)。

四 国有林野事業における労働力の確保及び労働安全衛生に関する事項

第二条に次の一項を加える。
六 農林水産大臣は、改善計画を定め、又は変更したときは、これを内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならない。

第三条の改正規定中、改善期間においてを削る。

第四条の改正規定、同条第一項の次に一項を加える改正規定及び第五条の改正規定を次のように改める。

第四条から第六条までを削る。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、同項の次に次の五項を加える。

(国有林野事業特別会計法の一部改正)

2 国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の二「国有林野事業勘定」の下に「公共勘定」を加える。

第八条の三を第八条の五とし、第八条の二を第八条の四とし、第八条の次に次の二条を加える。

第八条の二 公共勘定においては、次条第一項の規定による一般会計からの繰入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、保安林等整備事業(国有林野事業のうち、国土の保全その他公益的機能の確保のため施業の制限を要する森林及び地元住民の福祉のため特別の施業を要する森林に係る樹種及び林相の改良、造林、保育、林道の開設、優良種苗の確保その他政令で定める事業をいう。同条において同じ)に関する費用及び附属諸費をもつてその歳出とする。

第八条の三 保安林等整備事業に関する費用は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、一般会計から公共勘定に繰り入れるものとする。

保安林等整備事業に関する事務取扱費は、国有林野事業勘定において支弁するものとし、当該事務取扱費の額に相当する金額は、予算の範囲内において、公共勘定から国有林野事業勘定に繰り入れるものとする。

第十条及び第十条の二「国有林野事業勘定」の下に「公共勘定」を加える。

第十一条第二項各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「添附しなければならない」を「添付しなければならない」に改め、同項第三号中「治山勘定」を「公共勘定及び治山勘定」に改める。

付しなければならない」に改め、同項第四号及び第五号中「治山勘定」を「公共勘定及び治山勘定」に改める。

第十五条第二項各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「添附しなければならない」を「添付しなければならない」に改め、同項第三号中「治山勘定」を「公共勘定及び治山勘定」に改める。

第十六条の二「治山勘定」を「公共勘定及び治山勘定」に改める。

附則第十一條の次に次の二条を加える。

第十二条 国有林野事業勘定においては、第五条第一項の規定による借入金のほか、特定借入金(国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第 号)の施行の日における同項の規定による借入金のうち政令で定めるものをいう。以下同じ)の償還の財源に充てるため、この勘定の負担において、借入金をすることができ、

政府は、前項の規定による借入金の利子の財源に充てるため、政令で定めるところにより、当該利子の額に相当する金額を一般会計から国有林野事業勘定に繰り入れるものとする。

第五条第二項、第七条及び第八条の規定は、第一項の規定による借入金について準用する。

第十三条 政府は、特定借入金について、昭和六十二年年度からその償還が完了する年度までの期間中の毎年度、政令で定めるところにより、国有林野事業勘定において当該年度において支弁すべき利子の額に相当する金額を一般会計から国有林野事業勘定に繰り入れるものとする。

(国有林野事業特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定による改正後の国有林野事業特別会計法(次項において「新法」という。)の規定は、昭和六十二年年度の予算から適用し、昭和六十一

年度以前の予算については、なお従前の例による。

4 新法第十一条第二項の規定により国有林野事業特別会計の予算に添付すべき前前年度又は前年度に係る書類については、昭和六十二年年度(前前年度に係る書類については、昭和六十三年年度を含む)の予算に限り、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行の日における国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定の資産及び負債は、政令で定めるところにより、当該会計の国有林野事業勘定又は公共勘定にそれぞれ帰属するものとする。

6 昭和六十一年度における国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定の歳出予算のうち、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十二条ただし書又は附則第三項の規定により従前の例によることとされる附則第二項の規定による改正前の国有林野事業特別会計法第十六条第一項の規定により昭和六十二年年度に繰り越して使用するものは、当該会計の国有林野事業勘定において使用するものとする。

本修正の結果必要とする経費は、初年度約千五百八十六億円の見込みである。

農林漁業信用基金法案
農林漁業信用基金法

目次
第一章 総則(第一条―第九条)
第二章 設立(第十条―第十四条)
第三章 管理(第十五条―第二十六条)
第四章 業務(第二十七条―第三十条)
第五章 財務及び会計(第三十一条―第四十三条)
第六章 監督(第四十四条―第四十五条)
第七章 雑則(第四十六条―第四十九条)

第八章 罰則(第五十条―第五十二条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 農林漁業信用基金は、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、これらの保証につき必要な資金を融通すること及び林業者等の融資機関からの林業の経営の改善に必要な資金の借入れに係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要資金の融通を円滑にし、もつて農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。

2 農林漁業信用基金は、前項に規定するもののほか、漁業災害補償法(昭和三十一年法律第五十八号)に基づき、漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に關して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的とする。

(法人格)
第二条 農林漁業信用基金(以下「信用基金」という)は、法人とする。

(数)
第三条 信用基金は、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)
第四条 信用基金の資本金は、その設立に際し政府及び政府以外の者が出資する金額の合計額とする。

2 信用基金は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により信用基金がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、信用基金に出資することができる。

4 都道府県は、信用基金に出資しようとする場合は、自治大臣の承認を受け、第三十一条第二

号の林業信用保証業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資しなければならない。ただし、当該林業信用保証業務に係る出資が自治大臣の定める基準に該当する場合は、承認を要しない。

5 農業信用基金協会、漁業信用基金協会及び農林中央金庫は、それぞれ、農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第八条、中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第四条及び農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第十六条の規定にかかわらず、信用基金に出資することができる。

6 政府及び政府以外の者は、信用基金の設立に際し、又は第二項の認可があつた場合において、信用基金に出資しようとするときは、第三十一条各号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。

（持分の払戻し等の禁止）
第五条 信用基金は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 信用基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

（持分の譲渡し等）
第六条 政府以外の出資者は、定款で定めるところにより、その持分を譲渡することができる。

2 政府以外の出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、これをもつて信用基金その他の第三者に対抗することができない。

（名称）
第七条 信用基金は、その名称中に農林漁業信用基金という文字を用いなければならない。

2 信用基金でない者は、その名称中に農林漁業信用基金という文字を用いてはならない。

（登記）
第八条 信用基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三

者に対抗することができない。

（民法の準用）

第九条 民法明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、信用基金について準用する。

第二章 設立

（発起人）

第十条 信用基金を設立するには、農業、林業（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。以下同じ。）又は水産業及び金融について学識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対し信用基金に対する出資を募集しなければならない。

3 前項の出資の募集は、第三十一条各号に掲げる業務ごとにしなければならない。

4 第二項の事業計画書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

（設立の認可等）
第十一条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第十二条 主務大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 設立の手續並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 事業の運営が健全に行われ、農業、林業及び中小漁業の発展に寄与することが確実であると認められること。

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、信用基金の理事長又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、信用基金の成立の時に置いて、それぞれ第十八条第一項の規定により理事長又は監事に任命されたものとする。

（事務の引継ぎ）

第十三条 前条第二項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

（設立の登記）
第十四条 理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 信用基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

（定款記載事項）
第十五条 信用基金の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員に関する事項

六 運営審議会に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 財務及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

十 公告の方法

2 信用基金の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければならない。

（役員）
第十六条 信用基金に、役員として、理事長一人、副理事長二人、理事六人以上及び監事一人を置く。

2 信用基金に、役員として、前項の理事及び監事のほか、非常勤の理事十五人以内及び監事三人以内を置くことができる。

（役員職務及び権限）
第十七条 理事長は、信用基金を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、信用基金を代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して信用基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して信用基金の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、信用基金の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

（役員任期）
第十八条 理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、主務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

（役員任期）
第十九条 理事長及び副理事長の任期は三年とし、理事及び監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

（役員欠格事項）
第二十条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員解任）
第二十一条 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたとき

は、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反あるとき。

3 理事長は、前項の規定により副理事長又は理事を解任しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(役員との兼職禁止)

第二十二條 役員（非常勤の理事及び監事を除く）は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第二十三條 信用基金と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が信用基金を代表する。

(運営審議会)

第二十四條 信用基金に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、信用基金の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3 運営審議会は、前項の事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

4 運営審議会は、委員五十人以内で組織する。

5 委員は、政府以外の出資者（法人の場合は、その代表者）及び信用基金の業務に關し學識経験を有する者のうちから、主務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

6 委員の任期は、二年とする。

7 第十九條第一項ただし書及び第二項並びに第二十一條第二項及び第三項の規定は、委員について準用する。

(職員の任命)

第二十五條 信用基金の職員は、理事長が任命す

る。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十六條 信用基金の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四章 業務

(業務)

第二十七條 信用基金は、第一条第一項に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

一 農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保証保険を行うこと。

二 農業信用保証保険法第三章第二節の規定による融資保険を行うこと。

三 農業信用基金協会の農業信用保証保険法第二章第三項に規定する農業近代化資金等に係る保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。

四 次条の規定による債務の保証を行うこと。

五 中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保証保険を行うこと。

六 中小漁業融資保証法第三章第二節の規定による融資保険を行うこと。

七 漁業信用基金協会の中小漁業融資保証法第二章第三項に規定する漁業近代化資金等に係る保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。

八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 信用基金は、第一条第二項に掲げる目的を達成するため、漁業災害補償法第九十六條の三に規定する業務（以下「漁業災害補償関係業務」という。）を行う。この場合において、この法律の特例その他必要な事項は、漁業災害補償法で定める。

第二十八條 信用基金は、次に掲げる資金で政令で定めるものを、当該出資者たる林業者等（第一

号に掲げる資金については、その者が森林組合等である場合には、その直接の構成員となつて

いる林業者等を含む）が融資機関から借り入れること（当該政令で定める資金に充てられるため

手形の割引を受けることを含む）により当該融資機関に対して負担する債務の保証を行うことができる。

一 出資者たる林業者等（その者が森林組合等である場合には、その直接の構成員となつて

いる林業者等を含む）がその林業の経営のために必要とする資金で当該経営の改善に資すると認められるもの

二 出資者たる森林組合等がその直接又は間接の構成員となつて

いる林業者等に対しその林業の経営に必要な資金で当該経営の改善に資すると認められるものを貸し付けるために必要とする資金

三 出資者たる森林組合等がその直接又は間接の構成員となつて

いる林業者等に対しその林業の経営に必要な資金を供給するために必要とする資金

2 前項の「林業者等」とは、次に掲げる者を含む。

一 林業を営む者（会社にあつては、資本の額又は出資の総額が千円以下のもの及び常時使用する従業者の数が三百人以下のもの、個人にあつては、常時使用する従業者の数が三百人以下のものに限る。）

二 森林組合、生産森林組合、森林組合連合会並びに林業を営む者が直接又は間接の構成員となつて

いる中小企業等協同組合、農業協同組合及び農業協同組合連合会

三 前二号に掲げる者のほか、これらの者が主たる構成員又は出資者となつて

いる法人で政令で定めるもの

3 第一項の「森林組合等」とは、前項第二号に掲げる者をいう。

4 第一項の「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。

一 農林中央金庫
二 商工組合中央金庫
三 森林組合法（昭和五十二年法律第三十六号）第九條第二項第一号に掲げる事業を行う森林組合で政令で定めるもの
四 森林組合法（昭和五十二年法律第三十六号）第九條第二項第一号に掲げる事業を行う森林組合連合会
五 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九條の二第二項第二号に掲げる事業を行う事業協同組合で政令で定めるもの
六 中小企業等協同組合法第九條の九第一項第二号に掲げる事業を行う協同組合連合会
七 銀行その他の金融機関で政令で定めるもの（業務委託）
第二十九條 信用基金は、業務方法書で定めるところにより、第二十七條第一項第一号、第三号、第五号及び第七号に掲げる業務（保険契約の締結を除く）並びにこれらに附帯する業務の一部を農林中央金庫に委託することができる。

一 農林中央金庫
二 商工組合中央金庫
三 森林組合法（昭和五十二年法律第三十六号）第九條第二項第一号に掲げる事業を行う森林組合で政令で定めるもの
四 森林組合法（昭和五十二年法律第三十六号）第九條第二項第一号に掲げる事業を行う森林組合連合会
五 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九條の二第二項第二号に掲げる事業を行う事業協同組合で政令で定めるもの
六 中小企業等協同組合法第九條の九第一項第二号に掲げる事業を行う協同組合連合会
七 銀行その他の金融機関で政令で定めるもの（業務委託）
第二十九條 信用基金は、業務方法書で定めるところにより、第二十七條第一項第一号、第三号、第五号及び第七号に掲げる業務（保険契約の締結を除く）並びにこれらに附帯する業務の一部を農林中央金庫に委託することができる。

2 信用基金は、業務方法書で定めるところにより、第二十七條第一項第四号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く）及びこれに附帯する業務の一部を融資機関（前条第一項の融資機関をいう。以下同じ）に委託することができる。

3 農林中央金庫及び融資機関は、他の法律の規定にかかわらず、前二項の規定による業務の委託を受け、当該業務を行うことができる。

(業務方法書)

第三十條 信用基金は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

第五章 財務及び会計

(区分経理)

第三十一條 信用基金は、次の各号に掲げる業務については、当該業務ごとに経理を区分し、そ

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

れぞれ勘定を設けて整理しなければならない。
一 第二十七条第一項第一号から第三号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務（以下「農業信用保険業務」という。）

二 第二十七条第一項第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務（以下「林業信用保証業務」という。）

三 第二十七条第一項第五号から第七号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務（以下「漁業信用保証業務」という。）

第三十二条 信用基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
（予算等の認可）

第三十三条 信用基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）
第三十四条 信用基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 信用基金は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

（書類の送付）
第三十五条 信用基金は、第三十三条の認可又は前条第一項の承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなければならない。

（農業保険資金等）
第三十六条 信用基金は、農業信用保証業務に係る勘定に、第二十七条第一項第一号及び第二号

に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に關して、農業保険資金を設け、政府及び政府以外の者が農業信用保証業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資した額のうち当該農業保険資金に充てるべきものとして示して出資した額に相当する金額をもつてこれに充てなければならない。

2 信用基金は、農業信用保証業務に係る勘定に、第二十七条第一項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に關して、農業融資資金を設け、政府が農業信用保証業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資した額のうち当該農業融資資金に充てるべきものとして示して出資した額に相当する金額をもつてこれに充てなければならない。

3 第一項の農業保険資金及び前項の農業融資資金並びにこれらの資金が充てられる業務の経理に關しては、この法律に定めるもののほか、政令で定めるところによる。

（漁業保証保険資金等）
第三十七条 信用基金は、漁業信用保証業務に係る勘定に、第二十七条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に關して、漁業保証保険資金を設け、政府が漁業信用保証業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資した額のうち当該漁業保証保険資金に充てるべきものとして示して出資した額に相当する金額をもつてこれに充てなければならない。

2 信用基金は、漁業信用保証業務に係る勘定に、第二十七条第一項第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に關して、漁業融資資金を設け、政府及び政府以外の者が漁業信用保証業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資した額のうち当該漁業融資資金に充てるべきものとして示して出資した額に相当する金額をもつてこれに充てなければならない。

3 信用基金は、漁業信用保証業務に係る勘定に、第二十七条第一項第七号に掲げる業務及び

これに附帯する業務に關して、漁業融資資金を設け、政府及び政府以外の者が漁業信用保証業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資した額のうち当該漁業融資資金に充てるべきものとして示して出資した額に相当する金額をもつてこれに充てなければならない。

4 第一項の漁業保証保険資金、第二項の漁業融資資金及び前項の漁業融資資金並びにこれらの資金が充てられる業務の経理に關しては、この法律に定めるもののほか、政令で定めるところによる。

（責任準備金）
第三十八条 信用基金は、農業信用保証業務に係る勘定及び漁業信用保証業務に係る勘定においては、それぞれ、主務省令で定めるところにより、毎事業年度末において、責任準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

（利益及び損失の処理）
第三十九条 信用基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として積み立てなければならない。

2 信用基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による準備金を取り崩して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 第一項の準備金は、前項の規定により損失をうめる場合を除いては、これを取り崩してはならない。

（借入金）
第四十条 信用基金は、主務大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。（余裕金の運用）

第四十一条 信用基金は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
一 国債その他主務大臣の指定する有価証券の取得

二 農林中央金庫、商工組合中央金庫、銀行又は主務大臣の指定するその他の金融機関への預金

三 その他主務省令で定める方法
（給与及び退職手当の支給の基準）
第四十二条 信用基金は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

できる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。（余裕金の運用）

第四十一条 信用基金は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
一 国債その他主務大臣の指定する有価証券の取得

二 農林中央金庫、商工組合中央金庫、銀行又は主務大臣の指定するその他の金融機関への預金

三 その他主務省令で定める方法
（給与及び退職手当の支給の基準）
第四十二条 信用基金は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（主務省令への委任）
第四十三条 この法律に規定するもののほか、信用基金の財務及び会計に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第六章 監督
（監督）
第四十四条 信用基金は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律、農業信用保証保険法、中小漁業融資保証法又は漁業災害補償法を施行するため必要があると認めるときは、信用基金に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）
第四十五条 主務大臣は、この法律、農業信用保証保険法、中小漁業融資保証法又は漁業災害補償法を施行するため必要があると認めるときは、信用基金に対し、その業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、信用基金の事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律、農業信用保証保険法又は中小漁業融資保証法を施行するため必要があると認めるときは、信用基金から業務の委託を受けた者（以下受託者という。）に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託者の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雑則

（出資者に対する通知又は催告）

第四十六条 信用基金が出資者に対してする通知又は催告は、出資者原簿に記載したその出資者の住所（出資者が別に通知又は催告を受ける場所を信用基金に通知したときは、その場所）にあててすれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

（書類の備付け及び閲覧）

第四十七条 信用基金は、定款、業務方法書、出資者原簿及び財務諸表を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、第三十一条各号に掲げる業務に係る出資ごとに、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日又は出資者の持分の移転の年月日

三 出資額（第三十六条第一項の農業保険資金、同条第二項の農業融資資金、第三十七条第一項の漁業保証保険資金、同条第二項の漁業融資資金又は同条第三項の漁業融資資金に充てたるべきものとして示して行われてい

る出資にあつては、当該資金ごとの出資額）
3 政府以外の出資者及び信用基金の債権者（信用基金が保証契約を結んでいる融資機関を含む。）は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

（解散）

第四十八条 信用基金は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、第三十一条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する額に相当する額をそれぞれの業務に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、信用基金の解散については、別に法律で定める。

（主務大臣等）

第四十九条 この法律における主務大臣は、農林水産大臣及び大蔵大臣（漁業災害補償関係業務に関する事項並びに当該業務に係る財務及び会計に関する事項（給与及び退職手当の支給の基準に関するものを除く。）については、農林水産大臣）とする。

2 第四十五条第一項及び第二項に規定する主務大臣の権限は、主務大臣が農林水産大臣及び大蔵大臣である場合においては、農林水産大臣又は大蔵大臣がそれぞれ単独に行使用することを妨げない。

3 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第八章 罰則

第五十条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした信用基金又は受託者の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。
一 第四十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第四十五条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第五十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした信用基金の役員又は職員は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第八条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十七条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十一条、第三十六条、第三十七条又は第三十九条の規定に違反する経理を行つたとき。

五 第三十八条の規定に違反して責任準備金を計算せず、又はこれを積み立てなかつたとき。

六 第四十一条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

七 第四十四条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

八 第四十七条第一項の規定に違反して書類を備えて置かず、同条第二項の規定に違反して出資者原簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第一項の書類の閲覧を拒んだとき。

第五十二条 第七条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（信用基金の業務の特例等）

第二条 信用基金は、当分の間、第二十七条に規定する業務のほか、林業等振興資金融通暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第六条に規定する業務を行う。この場合において、この法律の特例その他必要な事項は、林業等振興資金融通暫定措置法で定める。

2 前項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、第四十九条第一項中「漁業災害補償関係業務に関する事項並びに当該業務に係る財務及び会計に関する事項（給与及び退職手当の支給の基準に関するものを除く。）」とあるのは、「漁業災害補償関係業務及び林業等振興資金融通暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第六条第一号の業務（これに附帯する業務を含む。）以下「林業等振興資金暫定業務」という。）に関する事項、これらの業務に係る財務及び会計に関する事項（給与及び退職手当の支給の基準に関するものを除く。）並びに林業等振興資金暫定業務に係る資本金の増加に関する事項」とする。

（林業信用基金の解散等）

第三条 林業信用基金は、信用基金の成立の時にあって解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において信用基金が承継する。

2 林業信用基金の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

3 林業信用基金の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 第一項の規定により信用基金が林業信用基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における林業信用基金に対する政府、都道府県並びに政府及び都道府県以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれ、信用基金の設立に際し政府、当該都道府県並びに当該政府及び都道府県以外の者から信用基金に出資されたものとする。この場合において、その承継の際における次の表の上欄に掲げる金額は、それぞれ、

信用基金の設立に際し、同表の中欄に掲げる者から信用基金に、同表の下欄に掲げる業務に必要資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

政府の出資金（附則第二十七条の規定による改正前の林業等振興資金融通暫定措置法（以下「旧暫定措置法」という。）第六條第一号の業務（これに附帯する業務を含む。以下同じ。）に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されている出資金を除く。）に相当する金額		政府	林業信用保証業務
都道府県の出資金に相当する金額	当該都道府県		
政府及び都道府県以外の者の出資金に相当する金額	当該政府及び都道府県以外		
政府から旧暫定措置法第六條第一号の業務に必要な資金に充てられている出資金に相当する金額	政府		附則第二十七条の規定による改正後の林業等振興資金融通暫定措置法（以下「新暫定措置法」という。）第六條第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）

5 林業信用基金の解散については、附則第十五条の規定による廃止前の林業信用基金法（昭和三十一年法律第五十五号。以下「旧林業信用基金法」という。）第四十四条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

6 第一項の規定により林業信用基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（農業信用保証協会からの権利義務の承継等）

4 前項の議決については、附則第十八条の規定による改正前の農業信用保証保険法（以下「旧農業信用保証保険法」という。）第七十七条第五項において準用する旧農業信用保証保険法第四十

七条の規定を準用する。

3 信用基金の発起人は、第一項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、主務大臣に、信用基金において保険協会の一切の権利及び義務を承継することについて認可を申請しなければならぬ。

4 前項の認可があつたときは、保険協会の一切の権利及び義務は、信用基金の成立の時に就いて信用基金に承継されるものとし、保険協会は、その時において解散するものとする。この場合においては、旧農業信用保証保険法及び他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

5 前項の規定により保険協会が解散する場合に、保険協会の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

6 第四項の規定により保険協会が解散する場合に、保険協会の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに事業報告書、財産目録、貸

借対照表、損益計算書及び利益又は損失の処理（以下この条において「決算関係書類」という。）については、なお従前の例による。この場合において、信用基金は、決算関係書類につき、保険協会の総会の議決に代えて、当該事業年度の終了後三月以内に、主務大臣に提出して、その承認を受けるものとする。

7 信用基金は、前項の規定により決算関係書類を主務大臣に提出するときは、これに決算関係書類に関する監事の意見書を添付しなければならない。

8 信用基金は、第六項の承認を受けたときは、当該承認に係る決算関係書類を保険協会の解散の時においてその会員であつた者に送付しなければならない。

9 第四項の規定により信用基金が保険協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における保険協会に対する農業信用基金協会及び農林中央金庫の出資金に相当する金額は、それぞれ、信用基金の設立に際し当該農業信用基金協会及び農林中央金庫から信用基金に第三十六条第一項の農業保険資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

10 第四項の規定により信用基金が保険協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の時までに保険協会に対して政府から旧農業信用保証保険法第六十四条第一号の保険の事業における保険金の支払の財源に充てるべきものとして示して交付された交付金の額に相当する金額及び同条第二号の貸付けの事業における貸付けの財源に充てるべきものとして示して交付された交付金の額に相当する金額は、第三十六条第一項及び第二項の規定にかかわらず、それぞれ、同条第一項の農業保険資金及び同条第二項の農業融資資金に充てなければならない。

11 第四項の規定により信用基金が保険協会の権利及び義務を承継した場合において、旧農業信用保証保険法第六十六条第一項の保険準備資金又は同条第二項の融資資金の取崩しがされてい

るときは、当該取崩しがされた資金の額に相当する額は、農業信用保証業務に係る勘定において繰越欠損金として整理しなければならない。

12 第四項の規定により信用基金が保険協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における旧農業信用保証保険法第六十七条の責任準備金として積み立てられていた金額は、農業信用保証業務に係る勘定において、主務省令で定めるところにより、第三十八条の責任準備金として整理しなければならない。

13 第四項の規定により保険協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（保険協会からの脱退の特例）

5 前項第四項の規定により保険協会が解散する場合においては、保険協会の会員であつて、同条第一項の総会に先だつて、保険協会に対し、書面をもつて保険協会からの脱退の意思を通知したものは、旧農業信用保証保険法第七十二条（脱退の時期に係る部分に限る。）及び旧農業信用保証保険法第七十七条第三項において準用する旧農業信用保証保険法第二十条第二項の規定にかかわらず、前条第四項の規定による保険協会の解散の時において保険協会から脱退することができぬ。

2 前項に規定する通知をした者は、信用基金に対し、旧農業信用保証保険法第七十七条第三項において準用する旧農業信用保証保険法第二十一条第一項及び第三項の規定の例により、その出資額の払戻しを請求することができる。

3 信用基金は、前項の規定による請求があつたときは、第五項第一項の規定にかかわらず、前項に規定する請求をした者に対し、保険協会の定款で定められた出資額の払戻しの例により、その出資額の全部又は一部の払戻しをしなければならない。この場合において、信用基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

（保険協会の解散）

第六条 この法律の施行の日から起算して一年を経過した時に現に存する保険協会は、旧農業信用保証保険法第七十七条第六項において準用する旧農業信用保証保険法第四十九条第一項の規定にかかわらず、その時に解散する。この場合における解散及び清算については、旧農業信用保証保険法第七十七条第七項において準用する旧農業信用保証保険法第五十七條第二項の規定による解散の命令によつて解散した保険協会の解散及び清算の例による。

(中央漁業信用基金からの権利義務の承継等)

第七條 中央漁業信用基金(以下「中央基金」という)は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間において、評議員会の意見を聴いた上で、信用基金の発起人に対し、信用基金においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 信用基金の発起人は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、主務大臣に、信用基金において中央基金の一切の権利及び義務を承継することについて認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があつたときは、中央基金の一切の権利及び義務は、信用基金の成立の時に就いて信用基金に承継されるものとし、中央基金

は、その時において解散するものとする。この場合においては、附則第二十一條の規定による改正前の中小漁業融資保証法中央漁業信用基金の解散に関する規定(附則第二十四條の規定による改正前の漁業災害補償法第九十六條の十一第一項の規定により読み替へて適用される場合を含む)は、適用しない。

4 前項の規定により中央基金が解散する場合に、中央基金の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

5 第三項の規定により中央基金が解散する場合に、中央基金の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

6 第三項の規定により信用基金が中央基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における中央基金に対する政府及び政府以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれ、信用基金の設立に際し政府及び当該政府以外の者から信用基金に出資されたものとする。この場合において、その承継の際における次の表の上欄に掲げる金額は、それぞれ、信用基金の設立に際し、同表の中欄に掲げる者から信用基金に、同表の下欄に掲げる資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

政府から附則第二十一條の規定による改正前の中小漁業融資保証法(以下「旧中小漁業融資保証法」という)第九十九條第一項の保険資金に充てるべきものとして示して出資されている出資金に相当する金額	政府	第三十七條第一項の漁業保証保険資金
政府及び政府以外の者から旧中小漁業融資保証法第九十九條第二項の保険資金に充てるべきものとして示して出資されている出資金に相当する金額	政府及び当該政府以外の者	第三十七條第二項の漁業融資保証資金
政府及び政府以外の者から旧中小漁業融資保証法第九十九條第三項の融資資金に充てるべきものとして示して出資されている出資金に相当する金額	政府及び当該政府以外の者	第三十七條第三項の漁業融資資金

出資金に相当する金額

政府、都道府県及び漁業共済団体から附則第二十四條の規定による改正前の漁業災害補償法(以下「旧漁業災害補償法」という)第九十六條の八第一項の漁業災害補償関係資金に充てるべきものとして示して出資されている出資金に相当する金額

政府、当該都道府県及び当該漁業共済団体

附則第二十四條の規定による改正後の漁業災害補償法(以下「新漁業災害補償法」という)第九十六條の八第一項の漁業災害補償関係資金

7 第三項の規定により信用基金が中央基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における旧中小漁業融資保証法第二百二十條の責任準備金として積み立てられていた金額は、漁業信用保証業務に係る勘定において、主務省令で定めるところにより、第三十八條の責任準備金として整理しなければならない。

8 第三項の規定により中央基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(中央基金の解散)

第八條 この法律の施行の日から起算して一年を経過した時に現に存する中央基金は、その時に解散する。

2 附則第二十一條の規定による改正後の中小漁業融資保証法(以下「新中小漁業融資保証法」という)第六十條、第六十一條、第六十二條第三項、第六十三條、第六十四條、第六十六條第二項、第四号及び第十五号並びに民法第七十七條第二項(届出に関する部分に限る)の規定は、前項の規定による中央基金の解散及び清算について準用する。この場合において、新中小漁業融資保証法第六十一條及び第六十三條中「総会」とあるのは、「主務大臣」と読み替へるものとする。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第九條 附則第三條第一項の規定により信用基金に承継される林業信用基金の長期借入金に係る債務について旧暫定措置法第七條第三項の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金に係る債務について従

前の条件により存続するものとする。

第十條 附則第三條第一項、第四條第四項又は第七條第三項の規定により信用基金が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記については、登録免許税を課さない。

2 附則第三條第一項、第四條第四項又は第七條第三項の規定により信用基金が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車取得税を課することができない。

(信用基金の設立についての特例)

第十一條 信用基金の設立に際し、附則第四條第三項及び第七條第二項の認可があつたときは、当該設立については、第十條第二項中「定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対し信用基金に対する出資を募集しなければならない」とあるのは「定款及び事業計画書を作成し、主務大臣に提出して」とあるのは「定款及び事業計画書を主務大臣に提出して」と、第十四條第一項中「前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは」とあるのは「前条第一項の規定による事務の引継ぎを受けたときは」として、これらの規定を適用し、第十條第三項及び第十三條第二項の規定は、適用しない。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

第十二條 この法律の施行の際現に農林漁業信用基金という名称を使用している者については、第七條第二項の規定は、この法律の施行後六月

罰則の適用については、なお従前の例による。
(中小漁業融資保証法の一部改正)

第二十一条 中小漁業融資保証法の一部を次のように改正する。

目次中「第七十八條」を「第六十八條」に、

第三章 中央漁業信用基金	第一節 通則(第七十九條―第八十七條)
第二節 設立(第八十八條―第九十三條)	第三節 業務(第九十四條―第一百五條)
第四節 業務(第九十四條―第一百五條)	第五節 監督(第一百五條―第二十五條)
第六節 補則(第二十六條―第二十七條)	

第三章 漁業信用保険

第一節 保証保險(第六十九條―第七十七條)

第二節 融資保險(第七十八條―第八十三條)

基金に改め、とともにその保証につき必要な資金の融通を行う」を削る。

第二十一条中「左の」を次の「に」改め、同条第七号中「申込み」に改め、同条第十号中「第七十六條第一号に規定する」を「第三章第一節の規定による」に改める。

第四十三條中「中央漁業信用基金から」を「農林漁業信用基金(以下「信用基金」という)から」に、「第七十八條の七」を「第七十四條」に、「中央漁業信用基金へ」を「信用基金へ」に改める。

第四十三條の二の見出し中「中央漁業信用基金」を「信用基金」に改め、同条第一項中「第六十六條第三号」を「農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第 号)第二十七條第一項第七号」に、「中央漁業信用基金」を「信用基金」に改める。

第六十五條中「この条及び次条第二項において」を削る。

第六十九條から第七十八條までを削る。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 漁業信用保険

第三章第一節の節名を次のように改める。

第一節 保証保險

第七十九條から第八十七條までを削る。

第三章第二節及び第三節を削る。

第三章第四節の節名、同節第一款、同節第二款の款名及び同節第三款の款名を削る。

第六十八條の二第一項及び第二項中「中央基金」を「信用基金」に改め、同条第三項中「この款」を「この節」に改め、第三章第一節中同条を第六十九條とする。

第六十八條の三を第七十條とする。

第六十八條の四第一項中「中央基金が第六十八條の二第一項」を「信用基金が第六十九條第一項」に、「第六十八條の二第三項」を「第六十九條第三項」に改め、同条第二項中「第六十八條の二第一項」を「第六十九條第一項」に改め、同条を第七十一條とする。

第六十八條の五第三項中「中央基金」を「信用基金」に改め、同条を第七十二條とする。

第六十八條の六中「第六十八條の二第一項」を「第六十九條第一項」に改め、同条を第七十三條とする。

第六十八條の七中「第六十八條の二第一項」を「第六十九條第一項」に、「第六十八條の四第一項」を「第七十一條第一項」に、「中央基金」を「信用基金」に改め、同条を第七十四條とする。

金」に改め、同条を第七十四條とする。

第六十八條の八中「中央基金」を「信用基金」に改め、同条を第七十五條とする。

第六十八條の九中「第六十八條の二第一項」を「第六十九條第一項」に、「第六十八條の二第三項」を「第六十九條第三項」に改め、同条を第七十六條とする。

第六十八條の十中「第六十八條の二第一項」を「第六十九條第一項」に、「第六十八條の二第三項」を「第六十九條第三項」に改め、同条を第七十七條とする。

第六十九條第一項中「中央基金」を「信用基金」に改め、同条を第七十八條とし、同条の前に次の節名を付する。

第二節 融資保險

第六十九條から第七十九條までを削る。

第七十條中「中央基金が第六十九條第一項」を「信用基金が第七十八條第一項」に、「第六十八條の十」を「第七十七條」に改め、同条を第八十條とする。

第七十二條中「第六十九條第一項」を「第七十八條第一項」に改め、同条を第八十一條とする。

第七十三條中「第六十九條」を「第八十條」に、「中央基金」を「信用基金」に改め、同条を第八十二條とする。

第七十四條中「第六十八條の五」を「第七十二條」に、「第六十八條の八」を「第七十五條」に、「第六十九條第一項」を「第七十八條第一項」に、「第六十八條の二第一項」を「第六十九條第一項」に改め、同条を第八十三條とする。

第三章第五節から第七節までを削る。

第七十八條第一項ただし書中、第六十六條及び第七十五條第一項を「及び第六十六條」に改め、第四章中同条を第八十四條とする。

第七十九條第一項中「若しくは」は「第百二十五條第一項」を削り、「十万円」を「二十万円」に改め、同条第二項中「若しくは中央基金及び」(協会は中央基金から業務の委託を受けた者をい

う。以下同じ。)を削り、第五章中同条を第八十五條とする。

第三十條中「若しくは清算人又は中央基金の役員を三万円」を「又は清算人を十万円」に改め、同条第一号中「又は承認」を削り、同条第二号中「又は第八十六條第一項」を削り、同条第三号中「又は中央基金」を削り、同条第九号中「第四十四條の二」を「第六十九條又は第七十一條」を、又は「第四十四條の二」に改め、同条第十六号及び第十七号を削り、同条を第八十六條とする。

第三十一條中「又は第八十五條第二項」を削り、「一万円」を「十万円」に改め、同条を第八十七條とする。

(中小漁業融資保証法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 附則第七條第三項の規定により信用基金が中央基金の権利及び義務を承継したときは、中央基金の解散の際現に成立している旧中小漁業融資保証法第三章第四節第二款又は第三款の規定により、保險の保險關係は、それぞれ、新中小漁業融資保証法第三章第一節又は第二節の規定により成立した保險關係とみなす。

2 前項の規定により新中小漁業融資保証法第三章第一節の規定により成立した保險關係とみなされた保險關係のうち漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第四十八号)附則第三條に規定する保險關係に該当する保險關係についての新中小漁業融資保証法第六十九條第三項及び第四項、第七十一條並びに第七十四條の規定の適用については、新中小漁業融資保証法第六十九條第三項中「借入金等」とあるのは「借入金」と、同条第四項中「百分の七十(公害防止施設設置の費用その他の公害防止に要する費用で主務大臣が指定するものに充ててするために必要な資金(以下「公害防止資金」という)に係る保險關係にあつては、百分の八十)」とあるのは「百分の七十」と、「百分の五十(公害防止資金に係る保

險関係にあつては、百分の六十」とあるのは「百分の五十」と、新中小漁業融資保証法第七十一条第一項中「借入金等」とあるのは「借入金」と、同条第二項及び新中小漁業融資保証法第七十四条中「借入金等」とあるのは「借入金」と、「第六十九条第一項の政令で定める利息以外の利息」とあるのは「利息」とする。

第二十三条 附則第二十一条の規定の施行前（附則第三十三条第三項に規定する中央基金については、同項の規定によりなお効力を有する旧中小漁業融資保証法の失効前）にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（漁業災害補償法の一部改正）
第二十四条 漁業災害補償法の一部を次のように改正する。

目次中「中央漁業信用基金」を「農林漁業信用基金」に改める。

第六章の二の章名を次のように改める。

第六章の二 農林漁業信用基金の漁業災害補償関係業務

第九百九十六条の三の見出し中「中央漁業信用基金」を「農林漁業信用基金」に改め、同条中「中央漁業信用基金」を「農林漁業信用基金」に、「中央基金」を「信用基金」に改め、「中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三十四号）以下「保証法」という。」第六十六条に規定する業務の「は」を削る。

第九百九十六条の四第一項、第九百九十六条の五第一項及び第九百九十六条の六中「中央基金」を「信用基金」に改める。

第九百九十六条の七中「中央基金」を「信用基金」に、「保証法第九百九十六条に規定する」を「その他の」に改める。

第九百九十六条の八第一項、第二項及び第三項並びに第九百九十六条の九第一項中「中央基金」を「信用基金」に改める。

第九百九十六条の十各号を次のように改める。
一 第九百九十六条の五第一項若しくは前条第一

項若しくは第二項ただし書の認可をしうとするとき又は漁業災害補償関係業務に關して農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第 号）第三十三条の認可をしうとするとき。

二 第九百九十六条の五第二項第八号の農林水産省令を定めようとするとき又は漁業災害補償関係業務に關して農林漁業信用基金法第四十一条第三号若しくは第四十三号の農林水産省令を定めようとするとき。

三 第九百九十六条の四第一項の規定による指定制をしようとするとき又は漁業災害補償関係業務に關して農林漁業信用基金法第四十一条第一号若しくは第二号の規定による指定制をしようとするとき。

四 漁業災害補償関係業務に關して農林漁業信用基金法第三十四条第一項の承認をしうとするとき。

第九百九十六条の十一を次のように改める。
（農林漁業信用基金法の特例）
第九百九十六条の十一 漁業災害補償関係業務に關しては、農林漁業信用基金法第四十六条第六項、第四十七条第二項及び第六項、第四十八条第一項中「第三十一条各号に掲げる業務」とあるのは「第三十一条各号に掲げる業務及び漁業災害補償関係業務」と、農林漁業信用基金法第四十五条第二項中「又は中小漁業融資保証法」とあるのは、「中小漁業融資保証法又は漁業災害補償法」とする。

2 漁業災害補償関係業務については、農林漁業信用基金法第三十条及び第四十条の規定は、適用しない。

第九百九十七条第一項中「十萬元」を「二十萬元」に改める。

第九百九十九条中「中央基金」を「信用基金」に、「三萬元」を「十萬元」に改める。

第二百条中「一萬元」を「十萬元」に改め、同条第二号中「行なう」を「行う」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第二百一条中「一萬元」を「十萬元」に改める。

第二百一条中「一萬元」を「十萬元」に改める。

（漁業災害補償法の一部改正に伴う経過措置）
第二十五条 旧漁業災害補償法第九百九十六条の八第二項の規定によつてした承認又は旧漁業災害補償法第九百九十六条の九第一項若しくは第二項ただし書の規定によつてした認可は、それぞれ、新漁業災害補償法第九百九十六条の八第二項の規定によつてした承認又は新漁業災害補償法第九百九十六条の九第一項若しくは第二項ただし書の規定によつてした認可とみなす。

第二十六条 附則第二十四条の規定の施行前（附則第三十三条第三項に規定する中央基金については、同項の規定によりなお効力を有する旧漁業災害補償法の失効前）にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（林業等振興資金融通暫定措置法の一部改正）
第二十七条 林業等振興資金融通暫定措置法の一部を次のように改正する。

第六條の前の見出し中「林業信用基金」を「農林漁業信用基金」に改め、同条中「林業信用基金（以下「基金」という。）は、林業信用基金法（昭和三十八年法律第五十五号）第二十九条を「農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第 号）第二十七条に改め、同条第二号中「基金」を「信用基金」に、「林業信用基金法第二号第二項に規定する」を「農林漁業信用基金法第二号第一項の」に改め、「借り入れること」の下に「（当該資金に充てるため手形の割引を受けることを含む）」を加え、同条中「一千万円」を「一千万円」に改める。

第七條第一項中「基金」を「信用基金」に改め、「含む」の下に「第五項において同じ」を加え、同条第二項から第四項までの規定中「基金」を「信用基金」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二項の認可をしようとするとき又は前条第一号の業務に關して農林漁業信用基金法第四十条第二項、第三十条第一項、第三十三条若しくは第四十条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

二 前条第一号の業務に關して農林漁業信用基金法第三十条第二項、第四十一条第三号又は第四十三条の農林水産省令を定めようとするとき。

三 前条第一号の業務に關して農林漁業信用基金法第四十一条第一号又は第二号の規定による指定制をしようとするとき。

四 前条第一号の業務に關して農林漁業信用基金法第三十四条第一項の承認をしようとするとき。

第七條に次の一項を加える。
6 この法律の規定により信用基金の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる農林漁業信用基金法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

第三十一条各号に掲げる業務及び林業等振興資金融通暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）以下「暫定措置法」という。第六條第十一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。以下同じ。）

第三十一条各号に掲げる業務及び暫定措置法第六條第一号に掲げる業務

第三十一条各号に掲げる業務及び暫定措置法第六條第一号に掲げる業務

第二十九條第二項	第二十七條第一項第四号に掲げる業務(債務の保証の決定を除く)及びこれに	第二十七條第一項第四号及び暫定措置法第六條第二号に掲げる業務(債務の保証の決定を除く)並びにこれらに
第三十一條第二号	第二十七條第一項第四号に掲げる業務及びこれに掲げる業務並びにこれに	第二十七條第一項第四号に掲げる業務及び暫定措置法第六條第二号に掲げる業務並びにこれらに
第四十四條第二項及び第四十五條第一項	又は漁業災害補償法	、漁業災害補償法又は暫定措置法
第四十五條第二項	又は中小漁業融資保証法	、中小漁業融資保証法又は暫定措置法
第五十一條第一号	この法律	この法律又は暫定措置法
第五十一條第三号	第二十七條	第二十七條及び暫定措置法第六條
第五十一條第四号	又は第三十九條	若しくは第三十九條又は暫定措置法第七條第一項

第八条中「基金」を「信用基金」に改める。

(林業等振興資金融通暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八條 旧暫定措置法第七條第二項の規定によつてした認可は、新暫定措置法第七條第二項の規定によつてした認可とみなす。

第二十九條 附則第二十七條の規定の施行前にした行為及び同条の規定の施行後附則第三十三條第一項の規定によりなお効力を有する旧暫定措置法の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(農業近代化資金助成法の一部改正)

第三十條 農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二百二二号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「農業信用保険協会が行なう」を「農林漁業信用基金が行う」に改め、同條第二項中「(昭和三十六年法律第二百四号)」の下に「及び農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第号)」を加える。

第六條第二号中「行なつた」を「行つた」に、「第八十三條第一項」を「第六十四條第一項」に、

「農業信用保険協会」を「農林漁業信用基金」に改める。

第三十一條 農業近代化資金助成法(昭和四十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第七條第二号中「第百八條の七」を「第七十四條」に、「中央漁業信用基金」を「農林漁業信用基金」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第三十二條 農林中央金庫法の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「農業信用保険協会」を「農林漁業信用基金」に改め、「中央漁業信用基金」を削る。

(旧林業信用基金法等の暫定的効力)

第三十三條 この法律の施行の際現に存する林業信用基金については、旧林業信用基金法及び旧暫定措置法は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際現に存する保険協会(清算中のものを含む)については、旧農業信用保

証保険法、附則第三十條の規定による改正前の農業近代化資金助成法及び前条の規定による改正前の農林中央金庫法は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

3 この法律の施行の際現に存する中央基金については、旧中小漁業融資保証法、旧漁業災害補償法、附則第三十一條の規定による改正前の農業近代化資金助成法及び前条の規定による改正前の農林中央金庫法は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(租税特別措置法の一部改正)

別表第一第一号の表中中央漁業信用基金の項を削り、

協会」に改め、農林漁業金融公庫の項の次に次のように加える。

農林漁業信用基金

別表第一第一号の表林業信用基金の項を削る。

(法人税法の一部改正)

第三十六條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中中央漁業信用基金の項を削り、

協会」に改め、農水産業協同組合貯金保険機構の項の次に次のように加える。

農林漁業信用基金

別表第二第一号の表林業信用基金の項を削る。

(印紙税法の一部改正)

第三十七條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中央漁業信用基金の項を削り、

を「農業信用基金協会」に改

め、農林漁業金融公庫の項の次に次のように加える。

農林漁業信用基金

農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第号)

第三十四條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十八條の四第三項第一号中「林業信用基金」を「農林漁業信用基金」に、「林業信用基金法(昭和三十八年法律第五十五号)第二十九條第一号」を「農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第号)第二十七條第一項第四号」に改める。

(所得税法の一部改正)

第三十五條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

農業信用基金協会

農業信用保険協会

農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第号)

農業信用基金協会

農業信用保険協会

農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第号)

農業信用基金協会

農業信用保険協会

別表第二「林業信用基金」の項を削る。
(売上税法の一部改正)
第三十八条 売上税法(昭和六十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中中央漁業信用基金の項を削り、
「農業信用基金協会」を「農業信用基金協会」に改め、農水産業協同組合貯金保険機構の項の次に次のように加える。

農林漁業信用基金 農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第 号)

別表第二第一号の表林業信用基金の項を削る。
(地方税法の一部改正)

第三十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「中央漁業信用基金」を削り、「農業信用保険協会」を「農林漁業信用基金」に改め、「林業信用基金」を削る。

(大蔵省設置法の一部改正)

第四十条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十条第九十六号中「農業信用保険協会」を削り、「中央漁業信用基金」を「農林漁業信用基金」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第四十一条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四十条第六号中「農業信用保険協会」を削り、同号の次に次の一号を加える。

六の二 農林漁業信用基金の指導監督及び助成を行うこと。

第四十条第六十二号中「林業信用基金」を削り、同条第六十二号中「及び中央漁業信用基金」を削る。

第二十九条中「第五号」の下に「第六号の二」を加える。

第三十八条中「第五号」の下に「第六号の二」

理由

特殊法人等の整理合理化を図るため、農業信用保険協会、林業信用基金及び中央漁業信用基金の制度に代え、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等についての保険、林業者等の林業の経営の改善に必要な資金の借入れに係る債務の保証等の業務を行い、あわせて漁業共済団体が行う共済金等の支払に必要な資金の貸付け等の業務を行う農林漁業信用基金の制度を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林水産委員会議録第一号中正誤

ページ	段	行	誤	正
一	二	五	野呂田茂成君	野呂田芳成君
二	二	五	宮盤町	常盤町
三	二	六	農林水産省とも	農林水産省も
三	二	六	ことは	ことでは
三	二	八	あろうか	あろうかと
三	四	末	松林	松材
三	一	一〇	おっしゃた	おっしゃった

同 第二号中正誤

ページ	段	行	誤	正
一	一	末	漁獲	漁獲
三	三	末	酪農	酪農
三	三	三	酪農	酪農
三	三	三	酪農	酪農
三	四	末	公有	公営

昭和六十二年六月一日印刷

昭和六十二年六月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局